

長岡京市地域防災計画

[震災対策編]

長岡京市防災会議

目 次

第1編 総 則

第1章 計画の方針	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の理念	1
第3節 計画の目標	2
第4節 計画の修正	2
第5節 計画の周知徹底	2
第6節 計画の運用	2
第7節 防災機関等の役割分担	3
第2章 長岡京市の地勢の概要	6
第1節 位置	6
第2節 地形、地質及び断層	7
第3章 被害想定	10
第1節 地震の履歴	10
第2節 想定震源	15
第3節 地震被害想定	17
第4章 市民及び事業所の防災における役割	21
第1節 市民の果たすべき役割	21
第2節 自主防災組織の果たすべき役割	21
第3節 事業所の果たすべき役割	21

第2編 災害予防計画

第1章 建築物・公共施設等安全確保計画	22
第1節 防災構造化の推進	22
第2節 建築物の耐震不燃化	23
第3節 電気・ガス施設防災計画	25
第4節 上・下水道施設防災計画	25
第5節 学校等の防災計画	27
第6節 都市公園施設防災計画	29
第7節 通信放送施設防災計画	30
第8節 鉄道施設防災計画	32
第9節 道路及び橋梁防災計画	36
第10節 河川防災計画	37
第11節 砂防及び治山施設防災計画	38
第12節 急傾斜地防災計画	40
第13節 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急調査等	41
第14節 ため池等防災計画	42
第15節 液状化対策	43
第16節 危険物施設等防災計画	45
第17節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進に関する計画	46
第2章 情報連絡通信網の整備計画	48
第1節 情報連絡通信網の整備	48
第2節 市・防災機関等の非常通信	49

第3章	地震に関する情報等の伝達計画	51
第1節	地震に関する情報の伝達	51
第4章	医療助産計画	57
第5章	火災防止計画	58
第1節	出火防止、初期消火対策	58
第2節	火災拡大防止計画	59
第6章	避難計画	63
第7章	廃棄物処理に対する防災体制の整備	63
第8章	交通対策及び輸送計画	64
第1節	交通規制対策	64
第2節	緊急通行車両	66
第9章	災害応急対策物資確保計画	67
第1節	飲料水、食料及び生活必需品等の備蓄	67
第2節	応急復旧資材確保計画	67
第10章	要配慮者に関する防災対策	68
第11章	文化財災害予防計画	68
第12章	防災訓練	68
第13章	市民の防災活動の促進	69
第1節	防災知識と地震時の心得の普及	69
第2節	児童生徒等に対する防災教育の実施	71
第14章	自主防災組織整備計画	72
第15章	企業等防災対策促進計画	72
第16章	災害ボランティア活動の登録・支援計画	72
第17章	行政機能維持継続計画	72
第18章	観光客保護・帰宅困難者対策計画	73
第1節	計画の方針	73
第2節	帰宅困難者の定義と推計	73
第3節	防災体制の構築	74
第4節	混乱防止のための普及・啓発等	76
第5節	安全確保対策	76
第6節	帰宅支援情報等の周知	77
第19章	震災に関する調査研究	79
第1節	災害予防に関する調査研究	79
第2節	火災の防止に関する調査研究	80
第3節	避難の安全確保に関する調査研究	80

第3編 災害応急対策計画

第1章	災害応急対策の活動体制	84
第1節	災害対策本部等の設置と活動体制	84
第2節	災害対策要員動員計画	94
第3節	広域的応援体制	95
第4節	労務供給計画	95
第2章	災害情報の収集、連絡及び通信の確保	98

第1節	災害情報の収集、連絡	98
第2節	通信手段の確保	107
第3章	災害広報広聴計画	111
第4章	自衛隊の派遣要請	111
第5章	救助救急・救出救護活動	112
第1節	被災者救出計画	112
第2節	救助救急	113
第6章	医療助産計画	114
第7章	消防活動計画	114
第8章	災害救助法の適用	114
第9章	障害物除去計画	114
第10章	輸送計画	114
第11章	避難に関する計画	115
第1節	計画の方針	115
第2節	避難指示等	117
第3節	避難の周知徹底	119
第4節	避難誘導の実施	121
第5節	二次災害の防止	121
第6節	避難所の開設	122
第7節	広域避難	132
第8節	広域一時滞在	133
第9節	被災者への情報伝達活動	134
第10節	駅における避難計画	135
第11節	車中避難計画	135
第12章	二次災害の防止活動	137
第1節	水害、土砂災害対策	137
第2節	被災建築物応急危険度判定	139
第3節	被災宅地危険度判定	142
第4節	爆発物及び有害物質による二次災害対策	142
第13章	観光客保護・帰宅困難者対策計画	143
第1節	計画の方針	143
第2節	計画の内容	143
第14章	飲料水・食料及び生活必需品の調達、供給活動	148
第15章	要配慮者対策計画	148
第16章	防疫活動計画	148
第17章	廃棄物処理計画	148
第18章	遺体の搜索、処理及び火葬計画	148
第19章	施設・設備の応急復旧計画	149
第1節	施設、設備の応急復旧活動	149
第2節	ライフライン対策	151
第3節	危険物等応急対策計画	151
第20章	住宅対策計画	155
第21章	環境保全に関する計画	155

第 22 章	社会福祉施設応急対策計画	155
第 23 章	文教対策	155
第 24 章	自発的支援の受入れ	155
第 25 章	義援物資、義援金の受入れ	155
第 4 編 災害復旧計画		
第 1 章	生活確保対策計画	156
第 2 章	公共施設等の災害復旧	156
第 3 章	資金調達計画	156
第 4 章	住宅復興計画	156
第 5 章	住宅確保の支援	156
第 6 章	中小企業等の復興計画	156
第 7 章	文教復旧計画	157
第 8 章	水道復旧計画	157
第 9 章	り災証明書の発行	157
第 10 章	激甚災害の指定に関する計画	157
第 5 編 災害復興方針		
第 1 章	復興の基本的考え方	158
第 1 節	応急・復旧対策と復興対策	158
第 2 節	復興の基本方針	158
第 2 章	市復興本部の設置	159
第 1 節	市復興本部の設置	159
第 2 節	市復興本部の役割及び災害対策本部等との関係	159
第 3 節	市復興本部の組織	159
第 6 編 南海トラフ地震防災対策推進計画編		
第 1 章	総則	160
第 1 節	計画の方針	160
第 2 節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	164
第 2 章	地域における防災力の向上	165
第 1 節	市のとるべき措置	165
第 2 節	市民等のとるべき措置にかかる対策	166
第 3 章	地震防災上必要な教育及び広報	167
第 1 節	教育・指導	167
第 2 節	広報	168
第 4 章	防災訓練	170
第 5 章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等	171
第 6 章	災害に強い安全なまちづくりの推進	172
第 1 節	住宅及び公共施設等の耐震化の推進	172
第 2 節	文化財保護対策の実施	172
第 3 節	長周期地震動対策の推進	173
第 4 節	南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止	173

第5節	帰宅困難者対策の推進	173
第7章	関係者との連携協力の確保	174
第1節	広域防災体制の確立	174
第2節	南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応	175
第3節	防災体制に関する事項	180

第 1 編 総則

第1編 総 則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、長岡京市防災会議が、長岡京市の地域に係る地震の災害に関し、市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項を定め、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び市民等の行う防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の理念

この計画は、市及び防災関係機関そして市民・事業所が連携し、それぞれ全機能を発揮して災害にあらゆる角度から対処することを前提としている。

第1 計画の理念

既存の「長岡京市地域防災計画」では対応できない、同時多発的また複合的な地震災害に対処するため、「長岡京市地域防災計画（震災対策編）」を策定する。

この計画に基づく防災対策は、次のような理念のもとに推進する。

- 1 地震は自然災害であるが、震災は、社会的に対応が可能な言わば人災であると認識し、長期的視点に立って「災害に強い都市・地域づくり」に努めるとともに、長岡京市業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）により、早期の復旧・復興に努める。
- 2 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、防災施設・設備（ハード）と情報・教育・訓練（ソフト）の両面から総合防災システムの整備を図り、被害を最小限にとどめるよう努める。
- 3 防災対策は、災害に対する日常の「構え」が重要であり、各種施策・事業の企画実施に際し防災の観点を取り入れるとともに、平常時から危機管理体制の整備に努める。
- 4 大規模な災害発生時においては、発災直後の市民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。このため、「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、市民自身及び自主防災組織等市民相互間、地域での自主的な防災対策の支援に努める。
- 5 高齢者（特に、ひとり暮らし、ねたきり、認知症の高齢者等）、視覚障がい者、聴覚・言語障がい者、肢体不自由者、内臓機能障がいなどの内部障がい者、知的障がい者、発達障がい者、精神障がい者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人などの災害

時要配慮者は、それぞれの特性により、災害に際して迅速かつ適切な行動を取ることが困難や、必要な情報が十分に得られない、理解することが困難など様々な支障がかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。本市においても、高齢化の進展や、障がい者が年々増加している状況から、今後さらなる対策の充実が求められており、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、すべての人の人権への配慮を基本に、災害時要配慮者の視点に立った対策を講ずる。

- 6 平成23年3月に発生した東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識された。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。
- 7 東日本大震災を踏まえ、広域災害、複合災害に対応した対策の推進に努める。
- 8 市及び京都府、近隣市町村、防災関係機関が、その全機能をフルに発揮し、相互に協力して災害予防、応急対応に当たり、更には市民や事業所等の役割と責任を明らかにし、災害に対処する。

第3節 計画の目標

この計画においては、「本編総則第3章」に掲げる震災想定に十分対処することを当面の計画目標とする。なお、今後地震災害に係る被害想定について、科学的及び学術的に調査が行われ、その結果が基本的に現状とそぐわないときは、それに沿って修正する。

災害対策の目的は、人命を守り、財産を保護し、社会生活を維持することである。この目的を達成するため、地域特性、基本課題を踏まえ、長岡京市第4次総合計画による総合的なまちづくりの展開の中、次の項目を重点に「安心安全なまちづくり」を推進していく。

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

第5節 計画の周知徹底

この計画は、防災会議委員の属する機関をはじめ、関係公共機関、市において平素から研究訓練その他の方法によって習熟に努めるとともにその機関に係る計画については、必要に応じ職員あるいは地域住民に周知徹底するものとする。

また、市民に対しても、避難場所の周知や自主防災活動等の諸活動を期待することから、本計画の内容についての十分な啓発活動に努めるものとする。

第6節 計画の運用

この計画に掲げられた事項を円滑に運用するため、各機関においては必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期するものとする。

第7節 防災機関等の役割分担

防災に関し、市及び府、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務は、次のとおりである。

第1 長岡京市

- (1) 長岡京市防災会議及び市災害対策本部に関する事務
- (2) 地震対策計画の作成
- (3) 地震防災に関する組織の整備
- (4) 地震防災のための施設の整備
- (5) 交通、情報通信等の都市機能の集約に対する防災対策
- (6) 地震情報の収集と伝達
- (7) 災害による被害の調査報告と情報の収集及び広報
- (8) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- (9) 自主防災組織の育成指導及びNPO・ボランティアによる防災活動の環境の整備
その他住民の自発的な防災活動の促進
- (10) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
- (11) 災害の防除と拡大の防止
- (12) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置
- (13) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- (14) 消防、水利、その他の応急措置
- (15) 被災企業等に対する融資等の対策
- (16) 被災施設の応急対策
- (17) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- (18) 災害時における文教対策
- (19) 災害対策要員等の動員
- (20) 災害時における交通、輸送の確保
- (21) 被災施設の復旧
- (22) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (23) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

第2 乙訓消防組合

- (1) 災害情報等の収集
- (2) 火災等災害の防御、警戒及び鎮圧
- (3) 負傷者等要救助者の救助、救出及び搬送
- (4) 水防その他応急措置
- (5) その他、消防組合が必要と認める事務又は業務

第3 京都府

1 京都府山城広域振興局乙訓地域総務防災課

- (1) 京都府防災会議及び京都府災害対策本部に関する事項
- (2) 地震対策計画の作成
- (3) 地震防災に関する組織の整備
- (4) 地震防災のための施設の整備
- (5) 交通、情報通信等の都市機能の集約に対する防災対策
- (6) 地震情報の収集と伝達
- (7) 避難指示等の対象地域、判断時期等に係る助言
- (8) 防災思想の普及及び防災訓練の実施
- (9) 自主防災組織の育成指導及びNPO・ボランティアによる防災活動の環境の整備
その他市民の自発的な防災活動の促進
- (10) 避難の勧告又は指示
- (11) 災害の防除と拡大の防止
- (12) 救助、防疫等被災者の救助保護及び高齢者、障がい者、乳幼児等特に配慮を要する者に対する防災上必要な措置
- (13) 災害応急対策及び復旧資材等の確保
- (14) 水防、その他の応急措置
- (15) 被災企業等に対する融資等の対策
- (16) 被災施設の応急対策
- (17) 食料品、飲料水、医薬品等の生活必需品の確保
- (18) 災害時における文教対策
- (19) 災害時における公安の維持
- (20) 災害対策要員等の動員
- (21) 災害時における交通、輸送の確保
- (22) 被災施設の復旧
- (23) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- (24) 前各号の目的を達成するための他の地方公共団体との相互協力及び地方公共団体の相互応援に関する協定の締結

2 京都府乙訓土木事務所

- (1) 気象、水防及び土砂災害に関する予警報の連絡
- (2) 河川、道路、橋梁等の整備及び水防
- (3) 河川、道路、橋梁等の被害状況調査報告及び応急対策
- (4) 被害施設の復旧及び復旧資機材等の確保
- (5) 公共土木施設の災害復旧
- (6) 水防資機材の整備点検及び輸送
- (7) 災害による水防活動の指導
- (8) その他、土木事務所が対処すべき対策

3 京都府乙訓保健所

- (1) 災害用医療品等の整備補給

- (2) 医療機関の被害状況調査及び応急対策
- (3) 医療救護及び防疫及び飲料水の供給
- (4) 保健衛生問題の指導対策
- (5) その他、保健所が対処すべき対策

4 京都府乙訓教育局

- (1) 教育関係の被害状況の収集整理及び応急対策
- (2) 災害地における児童、生徒の応急教育
- (3) 教科書の調達及び配分
- (4) 災害時における休校、登下校の措置
- (5) その他、教育問題の指導及び連絡調整対策

5 京都府向日町警察署

- (1) 災害に関する情報収集
- (2) 被災者の救出救助及び避難措置
- (3) 被災地及び避難場所における犯罪の予防検挙
- (4) 被災地及びその周辺の交通規制
- (5) 危険物の保安措置
- (6) 災害警備用装備資機材の整備充実

第4 指定地方行政機関

「一般災害対策編第1編第1章第5節 防災機関等の役割分担」を準用する。

第5 自衛隊（京都府地方連絡部：陸上自衛隊第7普通科連隊）

「一般災害対策編第1編第1章第5節 防災機関等の役割分担」を準用する。

第6 指定公共機関

「一般災害対策編第1編第1章第5節 防災機関等の役割分担」を準用する。

第7 指定地方公共機関

「一般災害対策編第1編第1章第5節 防災機関等の役割分担」を準用する。

第8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

「一般災害対策編第1編第1章第5節 防災機関等の役割分担」を準用する。

第2章 長岡京市の地勢の概要

第1節 位置^A

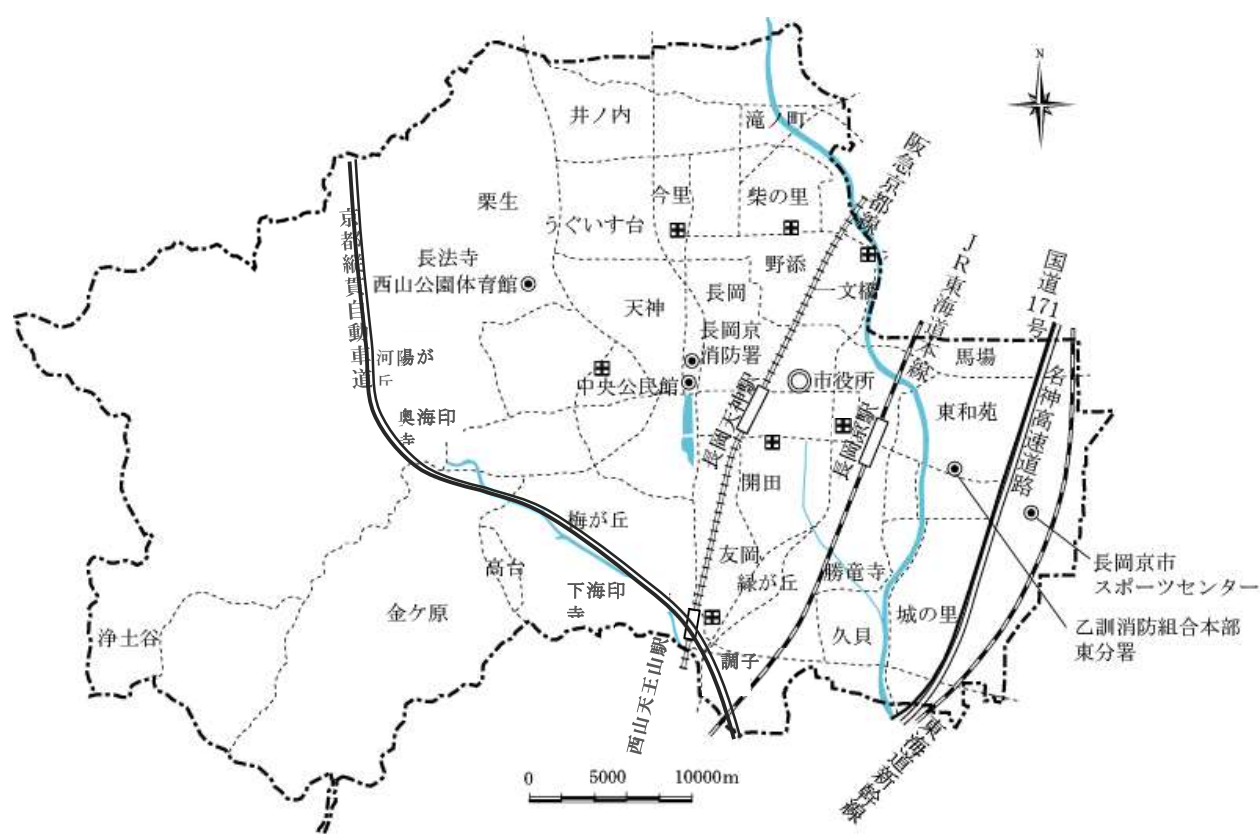
長岡京市は、京都盆地の西南部、乙訓地域の中央に位置し、北は向日市と京都市西京区、東は京都市伏見区、南は大山崎町、更に西は西山山地を介して大阪府島本町に接している。

東西 6.5km、南北 4.3km で、西に高く、東に低い地形で、面積は 19.17km²で、その約 6割は平坦部の可住地になっており、残りの 4割は山間部である。

図・総則 2－1－1 に市の位置を示しているが、市域の境界は次のとおりである。

東端		東経	135° 43' 02"
西端		東経	135° 38' 36"
南端		北緯	34° 54' 08"
北端		北緯	34° 56' 49"

図・総則 2－1－1 長岡京市の位置



^A 資料 1－1 長岡京市の地域一覧

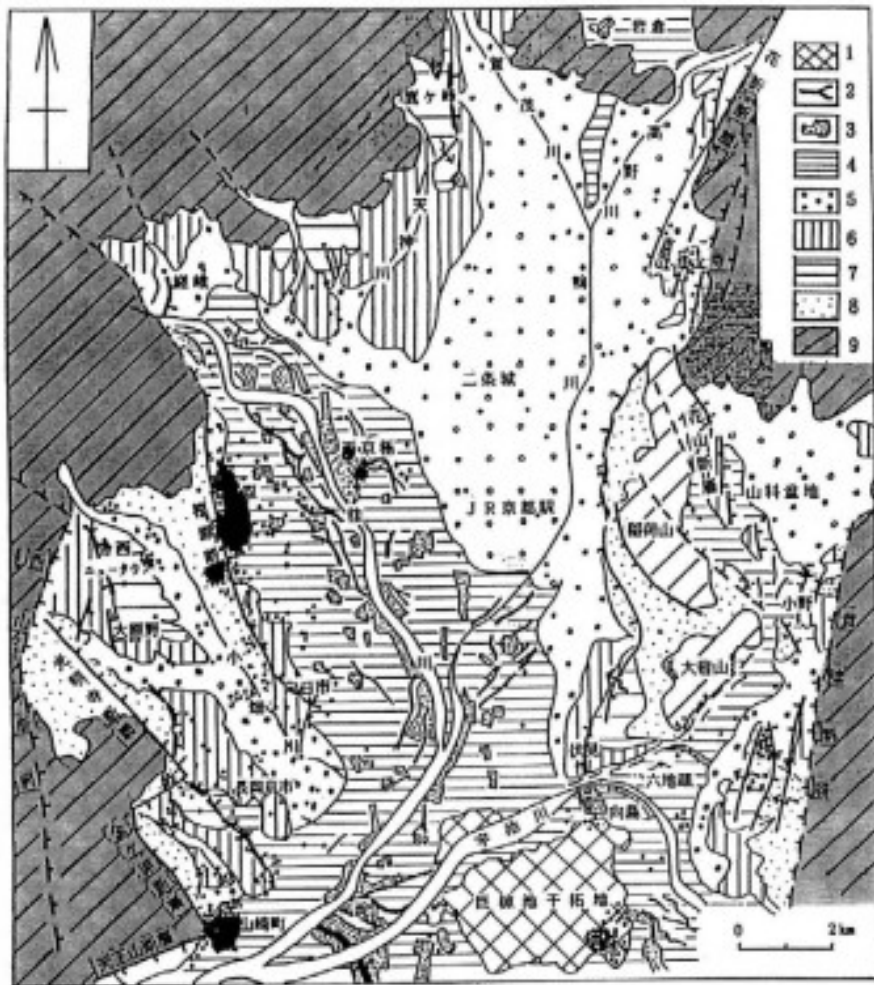
第2節 地形、地質及び断層

第1 長岡京市周辺の地形及び地質

京都盆地の西方にある本市域は、「京都盆地の地形分類図」（池田碩・大橋健・植村善博原図 1994）にあるとおり、山地・丘陵・高位段丘・低位段丘・扇状地Ⅰ・扇状地Ⅲ・谷底低地や後背低地に分類できる。

市域を地形、地質的に大きく分類すれば、新生代の新第三紀鮮新世から第四紀洪積世に形成された大阪層群の礫・砂・粘土層により構成された丘陵、砂礫から成る洪積層の段丘及び桂川と小畑川によって形成された沖積平野の低地の三つの地形単位となる。

図・総則2-2-1「京都盆地の地形分類図」
（池田碩・大橋健・植村善博原図 1994 による）



【凡例解説】

1. 干拓地 2. 旧河道 3. 自然堤防及び盛土地 4. 後背湿地 5. 扇状地及び谷底平野
6. 低位段丘 7. 高位段丘 8. 丘陵 9. 基盤山地

第2 活断層と地震

活断層とは第四紀、特に過去約数十万年間に活動し、今後も地震を伴って活動する可能性の高い断層で、その特徴として、①数百年から数千年に1回程度のほぼ一定の周期を持って繰り返し地震を発生させる、②最近の活動度が高いものほど周期が短い、③長く連続する大きな断層ほど大規模な地震を発生する、などがあげられる。

京都府域は、日本列島の地質構造上西南日本内帯に属しており、特に活断層が密集して分布する地域にある。この地域は、活断層の運動によって大きな平野や盆地が形成されており、歴史的に見ても強震動の地震がたびたび記録されている。京都盆地周辺では、山地、丘陵、低地という地形の境界部に一致して活断層が分布している。

京都府は、府域の活断層について、平成7年度に京都府活断層調査委員会を設置して「京都府活断層調査」を実施し、「活構造図」の作成を行っている。

その他、京都南部都市広域行政圏による「災害予測に関わる自然条件調査報告書」の第7章には、京都南部地域の活断層として、次のように報告されている。

京都市西京区～大山崎町にかけての活断層 西山丘陵と京都盆地との境界部には、段丘内に地層のずれや傾きをともなう断層崖が読みとれる。走向は南北～北北西－西南東とこれにほぼ直交する東北東－西南西方向の2系統が認められる。これらは西山断層・榎原断層・光明寺断層・走田断層・金ヶ原断層・天王山断層等と呼ばれる一連の断層群である。この地域では、実際に露頭において断層の変位が大阪層群中の砂層のずれ（約5m）として確認された。
黄檗－井手断層 航空写真から地表で認められるこの2つの断層は地下深部では1つの断層系と考えられるため、1つの震源断層と仮定して取り扱った。この震源断層は全体的に緩やかな曲線状で南北走向を示し、全長は24km程度であり、東方に80度程度傾斜していると判断される。（中略）記録上は現在まで900年以上この断層が活動していないことになる。また、兵庫県南部地震による近畿三角帯の活断層の一边が動いたことを考慮すれば、近い将来、当断層が活動することを前提とした災害予測が必要である。
有馬－高槻構造線 いくつかの断層により構成されており、芦屋市の六甲山から八幡市まで達している。一般的な走向はほぼ東西であり、傾斜は北方に80度程度と判断される。当断層は確実な活断層であるが慶長地震（1596.9.5）において活動したことを考慮すれば、近い将来、当断層が活動する可能性が低いという考えもある。しかしながら、先の兵庫県南部地震の震源断層の動きが当断層で止まったようであることを考慮すると、有馬－高槻構造線の東部が動き出してもおかしくないと考えられる。従って、ここではこの断層の東部を選定し強震解析の1つとした。
西山断層帯 南北走向で部分的に曲線状を示し、傾斜は西方に80度程度と判断される。北端では亀岡断層と接する。また、当断層の東側、つまり長岡京市と向日市付近では4つの短い活断層（光明寺断層、金ヶ原断層、走田断層及び天王山断層）が分布しており、解析領域内では最も活断層が密に存在している領域である。
花折断層 近畿北部で最も一般的に知られた断層であり、北北東走向をもつ右横ずれ（多少は逆断層成分も示す）で、傾斜は東方に80度程度と判断される。当断層は、近畿地方では、近い将来活動する可能性が最も高い断層といわれている。（後略）

表・総則2-2-1 解析に使用した震源断層の概要

断層名	確実度	活動度	長さ(km)	走向	断層変異(m)
(A) 黄檗断層	I	B	9	北北東	東(400)隆起
(B) 井出断層	II	B	15	南北	東(300)隆起
(C) 有馬-高槻構造線	I	B	44	東西	北 隆起
(D) 西山断層帯	II	B	11	南北	西 隆起
(E) 花折断層	I	B	34	北北東	右(10-100) 東(10)隆起

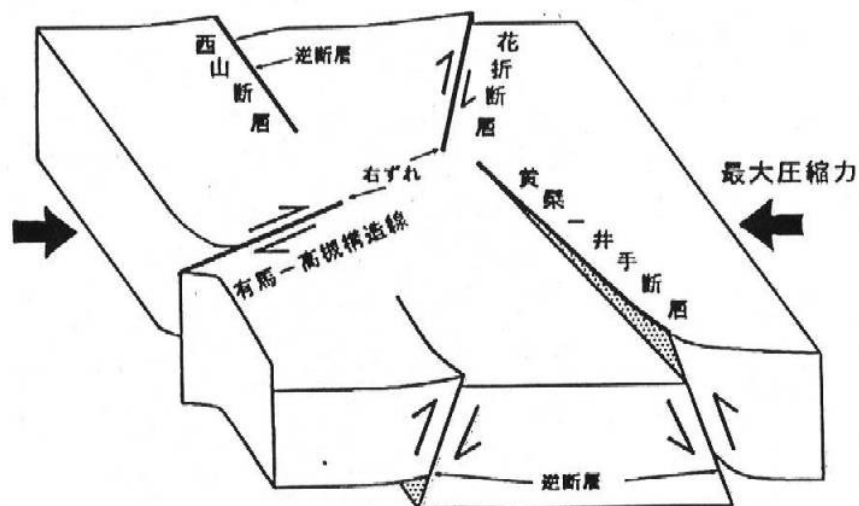
活断層の確実度: I=確実 II=推定 III=可能性がある

活動度: A=1000年に1-10m

B=1000年に0.1-1m

C=1000年に0.01-0.1m

図・総則2-2-2 解析地域における決定した震源断層の模試図



第3章 被害想定

災害対策を推進するためには、各種災害の発生態様とその程度をあらかじめ予測することが必要である。

長岡京市に影響が懸念される活断層による地震や東南海・南海地震による被害の予測については、平成20年に京都府が公表した地震被害想定調査の結果を用いる。

第1節 地震の履歴

1995年（平成7年）1月17日早朝に発生した兵庫県南部地震は、近代都市に未曾有の被害をもたらした。この地震による死者は6千人を超え、全半壊家屋約20万棟に及ぶ大震災となった。

兵庫県南部地震による被害は、深部地盤構造だけでなく地形や地質構造も被害に大きく関係していることが明らかにされている。特に、表層10mまでの土質（粘性土なのか砂質土なのか）が、大きく関与していることが考えられている。

現在の技術では、何時、どこで、どれくらいの大きさの地震が起こるかを予測する地震の予知は不可能である。しかし、京都府内のいずれかの地域において震度4～5以上となった有史以来の地震を検討すると、南海トラフの巨大地震の繰り返しの前には、内陸部でいくつかの地震が発生する活動期があり、南海トラフの巨大地震の発生でしばらく静穏期を迎えるパターンが読み取れる。

過去の発生パターンからみて、兵庫県南部地震は西南日本の地震活動期の新たな本格的な始まりであるとの予測ができる。兵庫県南部地震の震源断層にも隣接している京都南部地域の活断層は、近い将来にも大規模な地震を起こす可能性が考えられる。

第1 既往被害地震

京都府域に被害をもたらした主な地震の一覧を次表に示す。

表・総則3－1－1 地震の履歴

西暦	日本歴	震央	M (マグニ チュード)	震災地 平均 半径	地域・被害
599.5.28	推古7.4.27	大和	7	40	倒壊家屋を生じた。
701.5.12	大宝1.3.26	135.4° / 35.6°	7	40	丹後。地震あうこと3日、舞鶴沖の冠島山頂を残して海中へ没下した。津波規模2。
734.5.12	天平6.4.7	136.1° / 34.3°	7	40	畿内。民家倒壊、圧死多く、山崩れ、川塞ぎ、地割れが無数に生じた。
745.6.5	天平17.4.27	136.6° / 35.5°	7.9	120	美濃。正倉・仏寺・民家の倒壊多く、摂津では余震が約20日間続いた。
827.8.11	天平4.7.12	135.6° / 34.9°	6.7	28	京都。倒壊家屋多数、余震が1年以上続く。
856.4	斉衡3	京都	6.4	19	家屋・仏塔倒壊、余震多し。
881.1.13	元慶4.12.6	京都	6.4	14	官庁・民家破損多く、御所の石垣崩れる。余震多し。
887.8.26	仁和3.7.30	135.3° / 33.0°	8.6	230	五畿七道。被害は近畿地方の全域に及び、京都では社寺・民家の倒壊多く、圧死多し。津波到来、摂津で被害拡大、余震多し。
890.7.10	寛平2.6.16	京都	6.2	14	家屋傾く。

西暦	日本歴	震央	M (マグニ チュード)	震災地 平均 半径	地域・被害
934. 7. 16	承平 4. 5. 27	京都	6. 2	14	京中の築垣多く転倒した。
938. 5. 22	承平 8. 4. 15 (天慶 1.)	135. 8° /34. 8°	6. 9	36	京都南部・滋賀県西部に被害、家屋倒れ、石垣崩れ、圧死あり。余震6ヶ月に及ぶ
976. 7. 22	天延 4. 6. 18 (貞元 1.)	135. 8° /34. 9°	6. 7	28	山城・近江。両京屋舎・社寺・官庁の倒壊多し。圧死 50 人、余震数か月に及ぶ。
1041. 8. 25	長久 2. 7. 20	京都	6. 4	19	法成寺の鐘楼倒れる。
1071. 12. 1	延久 2. 10. 2	135. 8° /34. 8°	6. 4	19	山城・大和。東大寺の巨鐘落つ。石垣崩る。
1091. 9. 28	寛治 5. 8. 7	135. 8° /34. 8°	6. 2	14	山城・大和。法成寺の仏像倒る。金峰山の金剛蔵王宝殿破損。
1093. 3. 19	寛治 7. 2. 14	京都	6. 4	19	ところどころの塔破損。
1096. 12. 17	嘉保 3. 11. 24 (永長 1.)	137. 3° /34. 2°	8. 4	195	畿内・東海道。東大寺の巨鐘落つ。諸寺に被害、大極殿破損、勢多橋落つ。津波が伊勢・駿河を襲う。余震多し。
1099. 2. 22	承德 3. 1. 24 (康和 1.)	135. 5° /33. 0°	8		南海道。興福寺金堂小破、大門と廻廊倒壊。摂津天王寺に被害、土佐で田千余町（約 1,000ha）みな海に沈む。
1137. 8. 10	保延 3.	京都	6. 2	14	
1185. 8. 13	元暦 2. 7. 9 (文治 1.)	136. 1° /35. 3°	7. 4	60	近江・山城・大和。京都特に白河辺の被害大。社寺・官庁・家屋の倒壊多く、宇治橋落ちる。余震多し。
1185. 9. 14	元暦 2. 8. 12 (文治 1.)	京都			上記地震の余震。多少の被害あり。
1245. 8. 27	寛元 3. 7. 27	京都	6. 2	14	被害少なからず。
1317. 2. 24	正和 6. 1. 5 (文保 1.)	135. 8° /35. 1°	6. 7	28	京都。白河辺の人家悉くつぶれ、社寺の被害多く、死者 5 人。余震多し。
1350. 7. 6	正平 5. 5. 23	京都	6. 2	14	祇園社の石塔の九輪落ち砕け、余震は 6 月に及んだ。
1361. 9. 7	正平 24. 7. 28	京都	6. 1	12	東寺の講堂傾く。
1425. 12. 23	応永 32. 11. 5	京都			築垣多く崩れる。
1449. 5. 13	文安 6. 4. 12 (宝徳 1.)	135. 6° /35. 0°	6. 4	19	山城・大和。洛中堂塔被害多し。石垣崩れ淀大橋三間及び桂橋二間落下。人馬多く死す。余震多し。
1446. 5. 29	文正 1. 4. 6	奈良・京都			天満社・糾社の石灯籠倒れる。
1498. 9. 20	明応 7. 8. 25	138. 2° /34. 1°	8. 4	230	東海道沖大地震。京大仏破損。紀伊から房総に至る海岸と甲斐で振動強く、津波襲来。
1510. 9. 21	永正 7. 8. 8	135. 7° /34. 6°	6. 7	28	摂津・河内。大阪で被害大。河内藤井寺・常光寺などつぶれ、摂津四天王寺石鳥居破壊。
1586. 1. 18	天正 13. 11. 29	136. 8° /36. 0°	7. 9	117	畿内・東海・東山・北陸諸道。飛騨白川谷で山崩れ、城・民家 300 余戸倒壊埋没、多数圧死。東寺講堂・三十三間堂の仏像が破損倒壊
1596. 9. 5	文録 5 閏 7. 13 (慶長 1.)	135. 7° /34. 8°	7	40	伏見大地震、京都及び畿内。三条より伏見の間被害最も多く、伏見城天主大破、東寺・天龍寺・社寺・民家倒壊、約 600 人圧死。大阪・神戸でも壊家多く、堺で死者 600 人余。余震は翌年に及ぶ。
1662. 6. 16	寛文 2. 5. 1	136. 0° /35. 3°	7. 6	82	山城・大和・河内・和泉・摂津・丹後・若狭・近江・美濃・伊勢・駿河・三河・信濃。京都で町屋 1,000 戸倒壊し、死者 200 人。祇園石鳥居倒れ、五条石橋 20 余間落ち、三条大橋が破損、諸所の城破損。
1664. 1. 4	寛文 3. 12. 6	京都・山城	5. 9	10	二条城・伏見城の諸邸破損、洛中の築垣崩る。
1665. 6. 25	寛文 5. 5. 12	京都	6. 1	12	二条城石垣 12～13 間崩れ、二の丸殿舎破損。

西暦	日本歴	震央	M (マグニ チュード)	震災地 平均 半径	地域・被害
1694. 12. 12	元禄 7. 10. 26	丹後	6. 1	12	宮津で地割れ、泥を噴出。家屋が倒壊、特に土蔵は大破。
1701. 10. 28	宝永 4. 10. 4	135. 9° /33. 2°	8. 4	195	宝永地蔵、五畿七道。被害は東海道、伊勢湾、紀伊半島で最も激しい。全体で倒壊家屋 29, 000 戸、死者 4, 900 人。津波襲来。
1751. 3. 26	寛延 4. 2. 29 (宝暦 1.)	京都	6. 4	19	築地・町屋破損、余震多し。
1830. 8. 19	文政 13. 7. 2 (天保 1.)	135. 7° /35. 0°	6. 4	19	京都及び隣国。御所破損、二条城本丸大破、洛中の土蔵すべて破損。京都で死者 280 人。余震多し。
1854. 7. 9	嘉永 7. 6. 15	136. 2° /34. 8°	6. 9	36	伊賀・伊勢・大和及び隣国。上野・四日市・奈良・大和郡山で民家倒壊多数、死者多し。
1854. 12. 24	嘉永 7. 11. 5 (安政 1.)	135. 6° /33. 2°	8. 4	195	安政地震、畿内・東海・東山・北陸・南海・山陰・山陽道。32 時間前にも M8. 4 の地震が発生。家屋倒壊・焼失・流失多数、死者約 3, 000 人。津波襲来。
1891. 10. 28	明治 24. 10. 28	136. 6° /35. 6°	8	195	濃尾地震、岐阜・愛知。建物倒壊多数、死者 7, 273 人、山崩れ多数、梶尾谷大断層が発生。
1894. 1. 10	明治 27. 1. 10	137. 0° /35. 0°	7. 4		濃尾地震余震。岐阜県内では、屋根瓦・壁に被害、地割れあり。
1896. 5. 7	明治 29. 5. 7	135. 7° /35. 1°	5. 1		濃尾地震余震。
1899. 3. 7	明治 32. 3. 7	136. 1° /34. 1°	7		三重・奈良。三重県南芥ろう郡・奈良県吉野郡で被害大。
1927. 3. 7	昭和 2. 3. 7	135° 09' /35° 32'	7. 3		北丹後地震、京都府北西部。被害は淡路・福井・岡山・米子・徳島・三重・香川・大阪に及ぶ。家屋倒壊・焼失多数、死者 2, 925 人、津波規模 1。
1936. 2. 21	昭和 11. 2. 21	135° 43' /34° 35'	6. 4		河内大和地震、大阪・奈良。家屋全半壊 148 戸、死者 9 人、崖崩れあり。
1944. 12. 7	昭和 19. 12. 7	136° 37' /33° 48'	7. 9		東南海地震、熊野灘。静岡・愛知・三重・岐阜・奈良・滋賀の各県に被害大。家屋全半壊・流失多数、死者 998 人、津波襲来。
1946. 12. 21	昭和 21. 12. 21	135° 37' /33° 02'	8		南海地震、潮ノ岬沖。中部以西の各地に被害。家屋倒壊・流失・浸水・焼失多数、死者・行方不明 1, 432 人。津波襲来。
1952. 7. 18	昭和 22. 7. 18	135° 47' /34° 27'	6. 8		吉野地震、奈良県中・北部。死者 9 人、負傷者 136 人、家屋全壊 20 戸、住家半壊 26 戸。京都府で死者 1 人、負傷者 20 人、住家全壊 5 戸、住家半壊、10 戸、道路 3 か所の被害。
1968. 8. 18	昭和 43. 8. 18	135° 04' /34° 2'	5. 6		和知地震、和知町付近。綾部市で住家半壊 1、破損 1、落石、道路亀裂。
1983. 5. 26	昭和 58. 5. 26	139° 01' /40° 4'	7. 7		秋田県沖。日本海沿岸各地に津波による被害。日本全体で死者 104 人（うち、津波による死者 100 人）負傷者 163 人（同 104 人）建物全壊 934 戸、半壊 2, 115 戸、流失 52 戸、一部破損 3, 258 戸。船沈没 255 隻、流失 451 隻、破損 1, 187 隻。津波は早い所では津波警報発表以前に沿岸に到着した。京都・舞鶴とも無感であったが、津波により船沈没 7 隻、同破損 18 隻、住家床上浸水 3 戸などの被害。
1990. 1. 11	平成 2. 1. 11	136° 00' /45° 1'	5. 0		琵琶湖南端部付近。最大震度は奈良で震度Ⅳ、京都と三重県各地で震度Ⅲを観測した。京都市

西暦	日本歴	震央	M (マグニ チュード)	震災地 平均 半径	地域・被害
					中京区、下京区の数か所のビルで相当数の窓ガラスが割れ、コンクリートの壁の一部が落ちるなどの被害。
1995. 1. 17	平成 7. 1. 17	135° 0' /34° 6'	7. 3		淡路島北部。神戸、洲本で震度6、京都、豊岡、彦根で震度5、大阪と関西各地で震度Ⅳを観測し、九州から関東・北陸までの広い地域で有感となった。なお、気象庁は震度Ⅶが制定されて以来46年ぶりにはじめて震度Ⅶの区域の存在を確認した。この地震は、内陸で発生したいわゆる「直下型地震」で多くの木造家屋、コンクリートの建物のほか、高速道路、新幹線を含む鉄道路線なども崩壊した。被害（同12月27日現在）は、死者・不明者6,310人、負傷者4万人以上、住家全半壊20万戸以上、火災294件など、地震発生が早朝であったため、死者の多くは家屋の倒壊と火災による。京都府でも、大山崎町で死者1人が出たほか、京都市や亀岡市、城陽市など8市町村で49人が重軽傷（重症者3人、軽傷者46人、市内の人的被害は軽傷者4人）を負った。京都市を中心に住宅2,750棟が壊れ、公共建物など246棟も被害を受けた。気象庁はこの地震を「平成7年兵庫県南部地震」と命名した。
2001. 8. 25	平成 13. 8. 25	135° 7' /35° 2'	5. 4		京都府南部。京都府の京北町、亀岡市、八幡市等、滋賀県大津市、大阪府箕面市、島本町で震度4を観測したほか、近畿地方と香川県で震度1～3、徳島県から高知県で震度1～2を観測した。この地震により、京都市で負傷者1名の被害があった。
2004. 9. 5	平成 16. 9. 5	136° 8' /33° 0'	7. 1		紀伊半島沖。城陽市、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町で震度4を観測したほか、京都府の広い範囲で震度1～3を観測した。また、奈良県下北山村、和歌山県新宮市で震度5弱を観測したほか、東北地方南部から九州地方にかけて震度1以上を観測した。京都市で軽傷者2名の被害があった。
2004. 9. 5	平成 16. 9. 5	137° 1' /33° 1'	7. 4		東海道沖。京丹後市、城陽市、八幡市、大山崎町、久御山町、京田辺市、井手市、木津町、八木町で震度4を観測したほか、京都府の広い範囲で震度2～3を観測した。また、三重県松坂市、香良州町、奈良県下北山村、和歌山県新宮市で震度5弱を観測したほか、東北地方南部から九州地方にかけて震度1以上を観測した。府内では、住家一部破損が1棟あった。

注釈:西暦・日本歴とも年・月・日の順 震央は、東経/北緯の順

M=マグニチュード 震災地平均半径の単位=km

資料出所:『京都府地域防災計画（震災対策計画編）』

「京都府域における主な地震記録」

第2 最近の地震活動

京都府とその周辺における最近の地震活動を見ると、中央構造線以北の内帯の活断層帯では、主な活断層帯付近に震央が集中している。京都の西方にある六甲－淡路断層帯に地震活動が集中しているが、これは主に平成7年兵庫県南部地震の余震である。京都盆地の西側の有馬－高槻構造線活断層帯は、丹波山地の集中的地震活動の南限となっている。丹波山地の中には他にも多くの活断層があり、それらの活動があると京都府域に震度5強程度の揺れが生じる。

特に、三峠断層帯、京都西山断層帯の活動には注意が必要であり、2022年3月には京都西山断層帯付近で最大震度4の地震が発生、その後も同程度の地震が発生するなどしばらくの間活発な地震活動が続いた。

また、黄檗断層系や山科盆地の活動履歴は分かっておらず、多くの断層から構成され構造が複雑になっており、注意が必要である。京都府の東側の花折断層や琵琶湖西岸（比叡）断層帯では、近年中小規模の地震が比較的活発である。

第2節 想定震源

長岡京市に影響を及ぼす可能性のある海溝部で発生する巨大地震に関しては、南海トラフ地震が考えられているが、内陸直下型地震に比べればその震度や被害は小さなものに止まるものと考えられる

一方、内陸直下型地震に関しては、京都府域内外にマグニチュード7以上の地震規模を有することが予想される活断層が複数存在している。

近年、福岡県西方沖地震や新潟県中越地震、能登半島地震などで見られるように地表に現れていない活断層によってマグニチュード7未満の地震が発生しており、震源に近い地域では大きな揺れが観測されている。

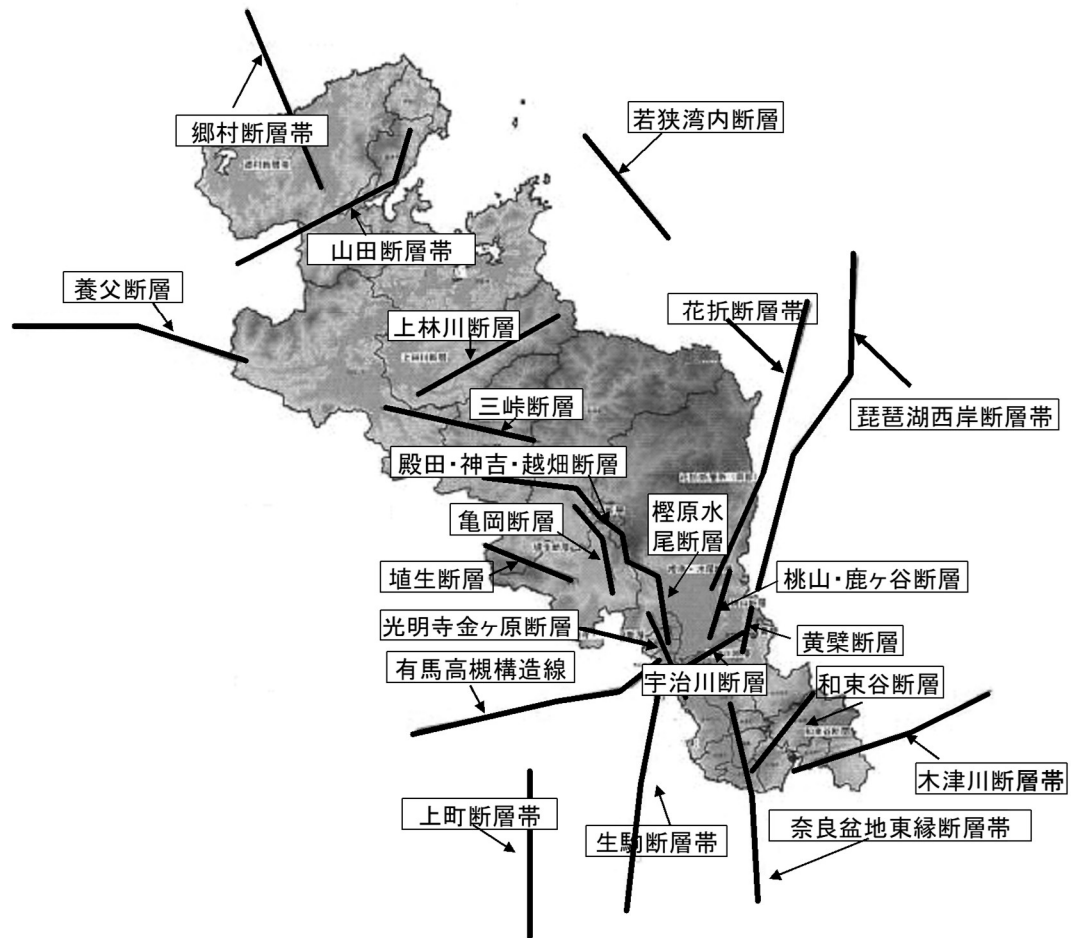
また、学識者の意見によれば、マグニチュード6クラス以下の地震は府内ではどの地域においても、その発生を想定しておくことが必要である。

こうした状況のもと、国や京都府の調査により、表・総則3-2-1の地震（南海トラフ地震、東南海・南海地震を含む。）について、被害が予測されている。なお、南海トラフ地震の被害想定については、第6編南海トラフ地震防災対策推進計画編に記載する。

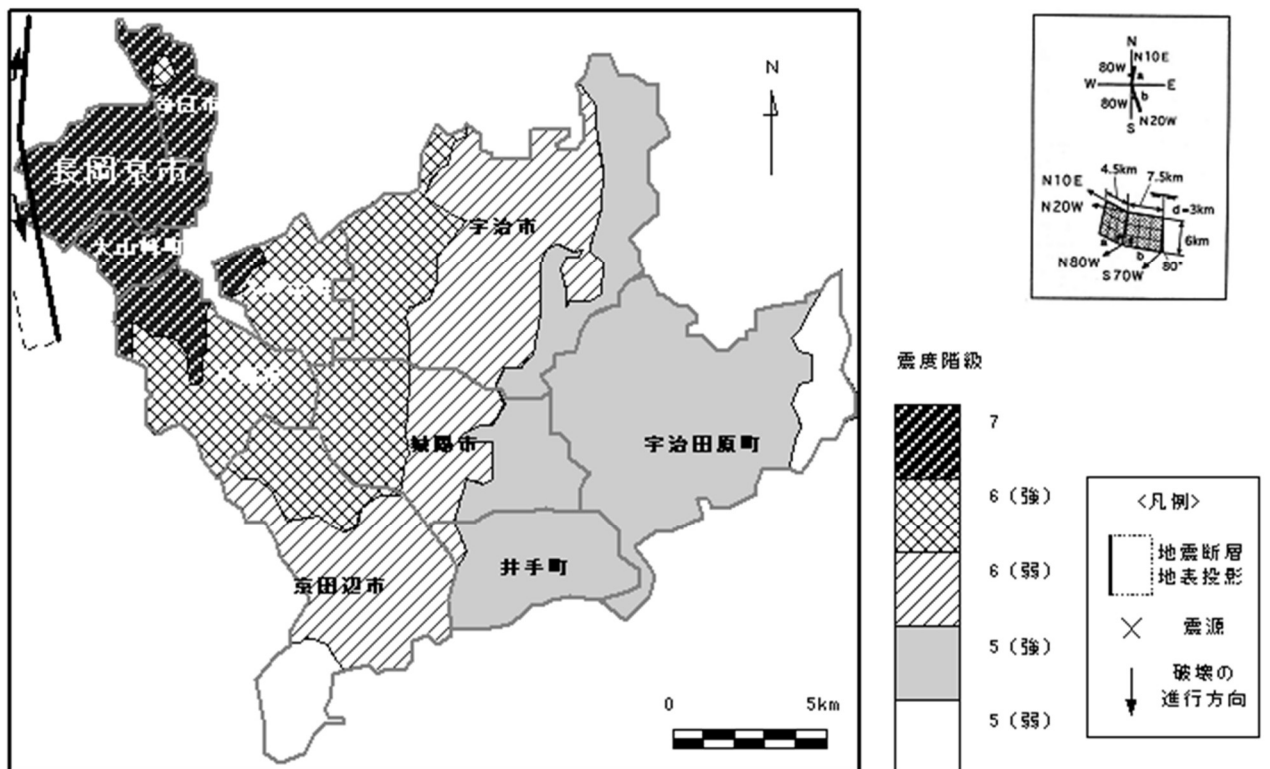
表・総則3-2-1 対象震源断層の詳細

番号	対象震源断層		断層延長 (km)	震源の規模 (M)
1	花折断層帯	花折断層帯	47	7.5
2		桃山―鹿ヶ谷断層	11	6.6
3	黄檗断層		10	6.5
4	奈良盆地東縁断層帯		35	7.5
5	西山断層帯	亀岡断層	13	6.7
6		檜原―水尾断層	15	6.6
7		殿田―神吉―越畑断層	31.5	7.2
8		光明寺―金ヶ原断層	15	6.8
9	三峠断層		26	7.2
10	上林川断層		26	7.2
11	若狭湾内断層		18	6.9
12	山田断層帯		33	7.4
13	郷村断層帯		34	7.4
14	上町断層帯		42	7.5
15	生駒断層帯		38	7.5
16	琵琶湖西岸断層帯		59	7.7
17	有馬―高槻断層帯	有馬―高槻断層帯	34	7.2
18		宇治川断層	10	6.5
19	木津川断層帯		19	7.3
20	埴生断層		17	6.9
21	養父断層		35	7.4
22	和束谷断層		14	6.7
23	東南海・南海地震		—	8.5
24	南海トラフ地震		—	9.0

図・総則3-2-1 対象震源断層の位置



図・総則3-2-2 西山断層の中央部を震源とする場合の強震分布



第3節 地震被害想定

第1 長岡京市内の被害想定

京都府が行った地震被害想定調査の結果において、府内に大きな影響を及ぼすマグニチュード7クラス以上の大規模な内陸性直下型地震は複数想定されており、この中で本市に最も大きな被害をもたらす地震と想定されているのが、有馬一高槻断層地震である。

第2 地震発生場所及び地震の規模の想定と震度予想

有馬一高槻断層を震源として地震が発生した場合、府の地震被害想定調査結果において想定されるマグニチュードは7.2であり、本市全域に震度6弱～7が予測されている。

第3 被害予測

地震によって発生する被害は、建物倒壊、火災、人的被害、道路、橋梁、電気、通信、ガス施設等多岐にわたる。

本計画においては、京都府の被害想定数値の内、表・総則3－3－1の通り人的被害及び建物被害について掲載する。

なお、有馬一高槻断層のような活断層による内陸型の地震の場合は、海溝型地震とは異なり、その激しい揺れによる建物倒壊等の被害が起こる地域は狭い地域に限られると一般に言われており、京都府北部や中部の市町村、他府県からの消火、救出、救護などの広域応援の受援が可能であるものと考えられる。その他の断層の活動により本市への被害が少ない地震が発生した場合には、本市が応援活動を行うことになる。

このように地震に立ち向かう際には、単独の地方公共団体ですべてを行うことは不可能である。今後災害時に確実な応急対策が行えるように、危険箇所等の地域性を細かく調査する防災アセスメントの実施や防災カルテの作成を行い、本市域内の詳細なデータを集積する必要がある。

第4 液状化予測

地盤の液状化は、地下水位が高く、軟弱な砂質地盤等で、地震動により間隙水圧が上昇して砂粒子が一時的に液状になり支持力が失われる現象である。

液状化現象による直接的な人的被害はほとんどないと言えるが、大量の噴砂や沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等により多くの建物や道路、上下水道等のライフラインに被害が生じると見込まれる。本市において地震の発生により液状化の発生の危険性がかなり高いと予測される地域は、小泉川流域の沖積低地（市西部）、小畑川・犬川合流付近の沖積低地（市東南部）である。

表・総則3-3-1

地震被害総括表

長岡京市

断層名	最大 予測震度	人的被害					建物被害		
		死者数 (人)	負傷者数		要救助 者数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
			(人)	重傷者数 (人)					
花折断層帯	6強	78	939	132	432	6,978	1,378	4,171	506
生駒断層帯	6強	20	419	37	173	2,323	576	2,952	10
有馬-高槻断層帯	7	172	1,379	302	1,319	14,651	4,462	6,397	971
奈良盆地東縁断層帯	6弱	2	97	3	16	405	53	788	10
木津川断層帯	6弱	2	115	4	21	488	70	926	9
殿田-神吉-越畑断層	6弱	10	281	18	84	1,358	281	2,146	9
埴生断層	6弱	8	253	15	70	1,194	236	1,959	10
上林川断層	5弱	0	0	0	0	3	0	0	1
三峠断層	5弱	0	0	0	0	1	0	0	1
郷村断層帯	5強	0	1	0	0	8	2	8	2
山田断層帯	5弱	0	0	0	0	0	0	0	0

京都府地震被害想定調査結果(2024及び2025)

断層名		最大 予測震度	人的被害					建物被害		
			死者数 (人)	負傷者数		要救助 者数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
				(人)	重傷者数 (人)					
花折断層帯	花折断層帯	6強	240	1,900	260	1,200	24,000	3,390	6,460	480
	桃山-鹿ヶ谷断層	6弱	10	270	10	110	4,340	290	1,500	-
黄檗断層		6弱	-	160	-	60	2,580	150	910	-
奈良盆地東縁断層帯		6弱	20	420	30	190	6,330	480	2,130	-
西山断層帯	亀岡断層	5強	-	130	-	40	2,130	120	760	-
	檜原-水尾断層	6強	260	2,000	270	1,290	25,040	3,640	6,610	520
	殿田-神吉-越畑断層	6弱	80	890	90	440	12,440	1,230	3,890	130
	光明寺-金ヶ原断層	6強	220	1,780	230	1,100	22,700	3,110	6,220	410
三峠断層		5弱	-	-	-	-	40	-	10	-
上林川断層		5弱	-	-	-	-	100	-	30	-
若狭湾内断層		5弱	-	-	-	-	40	-	10	-
山田断層帯		5弱	-	-	-	-	10	-	-	-
郷村断層帯		5強	-	10	-	-	350	10	130	-
上町断層帯		6弱	-	250	10	90	3,860	260	1,350	-
生駒断層帯		6強	130	1,200	140	670	16,270	1,860	4,830	180
琵琶湖西岸断層帯		6弱	50	640	50	300	9,210	800	2,980	20
有馬-高槻断層帯	有馬-高槻断層	7	520	3,260	540	2,550	37,820	7,200	8,310	890
	宇治川断層	6強	60	730	70	360	10,310	960	3,270	40
木津川断層帯		6弱	30	470	30	210	7,020	550	2,340	-
埴生断層		6弱	70	830	80	410	11,730	1,140	3,710	70
養父断層		5強	-	20	-	10	490	10	170	-
和束谷断層		5強	-	50	-	20	850	30	310	-
東南海・南海地震		6弱	10	240	10	90	3,740	250	1,320	-

京都府地震被害想定調査結果(2008)

断 層 名	最大 予測震度	人的被害					建物被害		
		死者数 (人)	負傷者数		要救助 者 数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
南海トラフ地震	6強	30	600	100	110		510		970

内閣府のデータを基にした京都府被害想定(2014)

断 層 名	最大 予測震度	人的被害					建物被害		
		死者数	負傷者数		要救助 者 数	短期 避難者数	全壊	半壊・ 一部半壊	焼失建物
				重傷者数					
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	(棟)
日本海中部地震	1	—	—	—	—	—	—	—	—
F20	2	—	—	—	—	—	—	—	—
F24	3	—	—	—	—	—	—	—	—
F49	4	—	—	—	—	—	—	—	—
F52	5強	—	0	—	—	10	—	0	—
F53(若狭湾内断層)	5強	—	—	—	—	—	—	—	—
F54(郷村断層)	5強	—	0	—	—	20	—	10	—

日本海における最大クラスの地震・津波による被害想定(2017)

第5 ライフライン等の被害

1 上水道

(1) 被害箇所数

管路延長 (km)	被害箇所数 (箇所)	被害率 (箇所/km)
289	79	0.27

(2) 復旧期間

給水人口 80,679 人

	直後	1日後	7日後	1ヶ月後
断水人口(人)	58,262	33,501	27,169	6,790
断水率(%)	72.2	41.5	33.7	8.4

2 下水道

(1) 被害箇所数

管路延長 (km)	被害延長 (km)	被害率 (%)
229	18	7.9

(2) 復旧期間

処理人口 81,869 人

	直後	1日後	7日後	1ヶ月後
機能支障人口(人)	6,477	6,371	5,061	0
機能支障率(%)	7.9	7.8	6.2	0

3 電力

(1) 冬5時

電灯軒数 40,226 (除焼失 39,942)

	直後	1日後	4日後	7日後
停電軒数(軒)	1,551	1,231	357	0
停電率(%)	3.9	3.1	0.9	0

(2) 夏 12 時

電灯軒数 40,226 (除焼失 39,871)

	直後	1日後	4日後	7日後
停電軒数(軒)	1,617	1,283	372	75
停電率(%)	4.0	3.2	0.9	0.2

(3) 冬 18 時

電灯軒数 40,226 (除焼失 39,017)

	直後	1日後	4日後	7日後
停電軒数(軒)	2,418	1,919	557	113
停電率(%)	6.0	4.9	1.4	0.3

4 固定電話の被害

(1) 冬 5 時

回線数 27,230 (除焼失 27,037)

	直後	1日後	4日後	7日後
不通回線数	2,053	1,031	131	1
不通率(%)	7.5	3.8	0.5	0.0

(2) 夏 12 時

回線数 27,230 (除焼失 26,990)

	直後	1日後	4日後	7日後
不通回線数	2,137	1,073	136	16
不通率(%)	7.8	4.0	0.5	0.1

(3) 冬 18 時

回線数 27,230 (除焼失 26,411)

	直後	1日後	4日後	7日後
不通回線数	3,163	1,588	202	24
不通率(%)	11.6	6.0	0.8	0.1

5 携帯電話の停波基地局率 (%)

	直後	1日後	4日後	7日後
冬 5 時	11.1	6.8	1.4	0.0
夏 12 時	11.6	7.1	1.4	0.2
冬 18 時	16.9	10.6	2.2	0.4

6 都市ガス

大阪ガスネットワーク㈱の供給地域（京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、長岡京市、井手町、宇治田原町、京田辺市、木津川市、精華町）の停止戸数

供給戸数(戸)	供給停止数(戸)	供給停止率
1,086,000	402,000	37.0

第4章 市民及び事業所の防災における役割

大規模な地震災害が発生した場合、市及び関係機関はその総力を結集して災害応急対策を実施する。

しかし、同時多発する災害の現場の前には、行政の対応能力にもおのずから限界が生じる。

そこで、行政等関係機関が対応可能になるまでの間、地域住民及び事業所は協力して消火、救助、救出活動を災害対策基本法第7条（住民等の責務）に基づき展開して、積極的に被害の拡大防止に努めなければならない。

第1節 市民の果たすべき役割

「自分の命は自らが守る」という防災の原点に立って、防災訓練への積極的な参加、避難所及び避難路の確認、生活必需品等の備蓄や消火、救助活動等に協力するとともに、被害を軽減するため、市民自らが被害の事前防止及び拡大防止に努める。

第2節 自主防災組織の果たすべき役割

地域における災害対策は、消防団や自主防災組織等を中心に、地域住民が協力し組織的に行動することが効果的である。

それぞれの地域において自主防災組織を結成し、自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感を醸成するなかで主体的に参画する防災体制の確立を図る。

自主防災組織は、平常時から防災知識の普及、防災資機材の備蓄、防災訓練の実施等に努め、災害時の避難行動、救出救護活動等に対する計画を定め、災害発生時には地域の被害拡大の防止、各種情報伝達、避難生活の維持に努めるとともに、要介護高齢者や独居高齢者及び支援を要する障がい者等に対して、迅速な救援がなされるよう、安否確認、情報連絡体制、避難誘導及び避難所における支援の強化に努め、市の防災活動及び災害復旧活動に協力する。

第3節 事業所の果たすべき役割

消防法に基づく防火管理体制を強化するとともに、災害に即応できる自主防災組織体制の整備を図る。

また、事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保することはもとより、地域の防災活動への積極的な参加、協力に努める。

第2編 災害予防計画

第2編 災害予防計画

第1章 建築物・公共施設等安全確保計画

平成7年1月17日に襲った阪神・淡路大震災は、6,400余人もの尊い生命を奪った。更に都市の建物や構造物、ライフラインを破壊し、市民の生活に多大な影響を与えることとなった。この災害の教訓を踏まえ今後の都市をいかに強くしていくかが、私たちに与えられた課題である。そのような視点から、災害に強いまちづくりを行うに当たっては、地域の特性に配慮しつつ、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保する必要がある。

第1節 防災構造化の推進

(総務班、建設班、上下水道班、教育班、ライフライン各社、鉄道・道路交通各社)

阪神・淡路大震災の教訓として、衝撃的なものとして死者の約90%が建物倒壊による圧死であったこと、出火件数にあまり差がなかったにもかかわらず延焼火災による焼失家屋棟数において、地域間に格差が生じたことが挙げられる。

このことは、「地震は自然現象であってその発生を阻止することはできないが、震災は社会的現象であって、言わば人災である」という視点を持って行政及び住民が適切な対応・対策を講ずることによって大きく被害を軽減することが可能であることをも意味している。

そこで、本市としては、公共施設の耐震性能向上、都市基盤の整備を図るとともに、公共建築物をはじめとする建築物の耐震性能向上・不燃化による都市の防災構造化を促進し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

第1 防災構造化の基本方針

長岡京市は大阪と京都の間に位置し、JR東海道本線・阪急京都線が市の中心部を通過するという交通面等の好条件により、昭和30年代後半から民間開発主導で都市化が進んでいった。当初は、おもに丘陵部で適正な規模をもった敷地・道路・公園が確保されていたが、昭和40年～50年代には地価が高騰したこともあり、敷地面積の狭小な建築物が増加していき、昭和60年代に入ると住宅の建て替えが行われると同時に既存の一敷地が分割されるなど、宅地の細分化が進んでいった。平成20年代以降も件数は減少したものの、農地からの宅地造成や建物の建築等は現在も一定数行われている。

以上のような経過から、本市域には旧耐震基準による木造住宅が存在し、また道路も狭いなど、まだまだ災害に脆弱な地域もあることから、本市は、市民の生命、身体と財産を守るため、以下の項目を防災構造化の基本方針として防災まちづくりの計画を推進していく。

- (1) 建築物の耐震性能の向上及び不燃化を促進する。
- (2) 総合公園（西山公園（第3期）整備推進計画）、地区公園、近隣公園、街区公園等の整備と区画道路の拡幅を推進する。

- (3) 避難路を延焼遮断機能のあるものとするため植樹を推進する。
- (4) 避難地と避難路のネットワーク化を図る。
- (5) 市内に安全な広域避難地を確保する。
- (6) 災害に弱い箇所を抽出するため市域の実態把握、分析を行い整備計画の樹立を図る。
- (7) 複数の都市間幹線道路整備を国、京都府に働きかける。

第2節 建築物の耐震不燃化

地震による建築物倒壊は人的被害の発生をもたらすばかりでなく、地震火災の発生源となる。また、ブロック塀、非構造部材の破損落下は応急活動時の道路障害となり被害拡大の要因となるため、令和3年11月に改定した長岡京市建築物耐震改修促進計画に基づき、建築物全般の耐震性強化を図る。

第1 構造物・施設等の耐震性確保

地震に強いまちづくりを行うにあたっては、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設などの構造物、施設等の耐震性を確保する必要がある。各施設、構造物の設計に際しては、国等により定められている各施設の耐震基準等を遵守する。

なお、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果を基にした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

ブロック塀については、学校等の公共建築物の安全点検を実施し、順次、撤去または改修を実施する。

第2 公共施設の耐震不燃化

市内の公共施設は、おおむね耐震不燃化を終え、必要な修繕を行いながら長寿命化を進めているところである。老朽化に伴い建替えや改修が必要な施設については「長岡京市公共施設等再編整備構想2025」や各施設の「個別施設計画」で示す方針に基づき、耐震不燃化を推進する。

第3 多数の者が利用する建築物

地震時に多大な被害の発生する危険性が高いことから、京都府と協力して以下の対策を進める。

- (1) 適切な耐震構造計画による設計、工事監理の徹底、適正な施工による一貫した建築の品質管理を指導する。
- (2) 建築基準法第12条の規定による定期報告制度の活用により、建築物の定期点検を促進するとともに、必要な改修を指導する。

- (3) 既存耐震不適格建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）による指導・助言・指示及び認定制度の活用により、耐震診断・耐震改修を促進する。
- (4) 建築関係団体の協力により、耐震相談窓口を設置し、耐震診断・改修の促進を啓発するとともに、一般社団法人京都府建築士設計事務所協会に設置された建築物耐震診断改修計画等判定委員会等の活用を図り、専門的な技術判定が必要な耐震診断について支援を行う。

第4 一般建築物の耐震不燃化

震災時における建築物の安全を確保するため、建築基準法による防火上、構造上の審査及び適切な指導を建築主事のもとに行うとともに、特殊建築物、大規模建築物等に対する防火、耐震、避難に係る規定に基づく規制遵守の指導と防火地域等の指定の検討を行う。

なお、消防法による審査及び指導等については、乙訓消防組合が行う。

- (1) 防火・準防火地域の指定
幹線道路等によって延焼遮断帯機能を確保するとともに、都市計画法に基づく防火地域又は準防火地域の指定による不燃促進整備を推進する。
- (2) 特殊建築物等に対する指導を通じて、防災・避難上の安全確保に努める。
- (3) 住宅防災の推進
一般建築物の耐震診断等を通じた、防火、防災意識の向上を図り、住宅防災を推進する。また、「耐震改修促進法」による認定制度を活用し、補助金や融資等による耐震改修の誘導を行う。
- (4) 耐震不燃化助成
一般住宅の耐震性能向上のため、平成17年度より木造住宅耐震診断士派遣事業を、平成19年度より木造住宅耐震改修等事業費補助金制度を開始した。また、今後、更なる耐震化を推進するための助成について、国・府と連携した助成制度の拡充に努める。
- (5) 危険なブロック塀については、土木事務所と協力し、除却を啓発促進する。

第5 地震被災建築物応急危険度判定制度の整備

地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。

このため、応急危険度判定技術を有する人材の養成を図るとともに、地震発生後直ちに判定活動を実施できる体制等について、市、府及び建築関係団体により設置した京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会において整備する。

第6 住宅市街地の防災性向上の推進

阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、延焼遮断効果を高めるため、平成8年5月に住宅市街地の大部分（低層住宅専用地域を除く。）に準防火地域の都市計画決定を行い、また、第1種低層住居専用地域については最低敷地制度を導入している。

また、「長岡京市まちづくり条例」により、一定規模以上の住宅開発については、防火水槽や消火栓等の設置が義務づけられ、市域内にそれらの防火施設の整備が進んできている。

これらの制度の改善により、それ以降の建築物については各制度の適用を受けるため、防災性能の向上が図られている。

第7 液状化対策

市、府、国及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、市、府及び国は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、住民への適切な情報提供等を図るものとする。

第8 応急仮設住宅等の供給体制の整備

大規模な地震が発生した場合は、住宅の倒壊等を生じ、多数の住民が住居を失うおそれがあるため、応急仮設住宅等の供給体制の整備を図る。

1 応急仮設住宅建設適地の確保

市は、平常においてあらかじめ二次的な災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅建設適地を選定し、早期着工ができるよう準備する。

2 既存施設の利用

- (1) 市は、平常時においてあらかじめ一時居住施設として利用可能な既存公的施設を選定する。
- (2) 市は、民間住宅やホテル・旅館等の関係業界団体から一時居住施設として提供が可能な施設に係る情報の提供システムを確立する。

第3節 電気・ガス施設防災計画

「一般災害対策編第2編第11章ライフライン施設の災害予防計画」を準用する。

第4節 上・下水道施設防災計画

(上下水道班)

第1 水道施設

緊急時の飲料水の確保が図れるよう、水道施設の点検・調査を行い、液状化対策を含めた耐震性の強化に努める。

- (1) 浄水場、配水池、主要な管路等の基幹施設の耐震改修の促進を図る。
- (2) 緊急時の給水拠点として、東・北新配水池に緊急遮断弁を整備するとともに、東第2浄水場、北ポンプ場、東配水池、第1受水施設に応急給水器具を配備する。
- (3) 浄水場の全機能が停止することを避けるため、浄水場とポンプ場の非常用自家発電設備の設置及び更新を図る。
- (4) 地下水と府営水道の受水により、水源の二元確保を図る。

第2 下水道施設

公共下水道は施設整備と維持管理を適切に行うとともに、下水道施設の耐震化を図る。

- (1) 雨水事業は、浸水対策施設（ポンプ場・貯留施設等）の機能確保のため、耐震性能を備えた施設を整備する。
- (2) 汚水事業は「長岡京市下水道総合地震対策計画」及び「長岡京市上下水道耐震化計画」により、管路施設の耐震化を実施する。なお、「長岡京市下水道ストックマネジメント計画」の修繕・改築は、管路施設の耐震化と整合性を図り整備をする。
- (3) 大規模災害が発生した場合、初動から復旧まで「長岡京市下水道事業業務継続計画（BCP）」に基づき行動する。
- (4) 「長岡京市下水道総合地震対策計画」は、防災拠点、指定避難所、指定福祉避難所等に災害用マンホールトイレを設置する。なお、今後整備が予定されている下記施設についても、整備完了後には指定避難所として指定されるためマンホールトイレを設置する。
 - ア 共生型福祉施設（井ノ内朝日寺 11）
 - イ 東部防災拠点施設（勝竜寺八ノ坪 10）
- (5) 「長岡京市上下水道耐震化計画」は、避難所等の重要施設に接続する下水道管路等の耐震化を実施する。
- (6) 管路施設の耐震化計画

管路施設の耐震化計画は、「下水道施設の耐震対策指針」等に基づき、レベル1地震動*¹・レベル2地震動*²の段階ごとに要求される耐震性能を確保する。

*¹ レベル1 地震動

「供用期間内に1～2度発生する確率を有する地震動」で、「重要な幹線」及び「その他の管路」に適用する。

このレベルの地震動に対する耐震性を要求される構造物は、それが作用しても損傷しないことが原則とし、機能に支障を与えない程度の部分的なクラック等の被害は許容するが、設計流下能力を確保する必要がある。

*² レベル2 地震動

「直下型地震動等のように、供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動」で、「重要な幹線等」に適用する。

このレベルの地震動に対する耐震性を要求される構造物は、それが作用しても損傷せず、流下機能を確保する必要がある。

- (7) 管路施設の耐震化

ア 重要な幹線等

レベル1・2地震動に対する耐震性を確保するため、地質調査を実施し、地盤条件に起因する圧密沈下・液状化などについて、耐震診断をする。診断結果により管路基礎の地盤改良、管路施設の埋め戻し材料の変更、マンホール本体のズレ止め防止措置、接続部分に可とう性継ぎ手などの使用をする。

なお、「重要な幹線等」とは、次の(ア)から(キ)ものをいう。

- (ア) 流域幹線の管路
- (イ) ポンプ場・処理場に直結する幹線道路
- (ウ) 河川・軌道等を横断する管路で地震被害によって二次災害を誘発する恐れのあるもの及び復旧が極めて困難と予想される幹線管路等
- (エ) 被災時に重要な交通機能への障害を及ぼす緊急輸送道路に埋設されている管路
- (オ) 相当広範囲の排水区を受け持つ吐き口に直結する幹線管路
- (カ) 防災拠点や避難所、又は地域防災対策上必要と定めた施設等から排水を受ける管路
- (キ) その他、下水を流下収集させる機能面から見てシステムとして重要な管路

イ 「その他の管路」

レベル1地震動に対する管路施設の耐震性を確保するため、地質調査を実施し、地盤条件に起因する圧密沈下・液状化などについて耐震診断をする。管路施設の埋め戻し材料の変更、管渠の接続部分に可とう性継ぎ手などを使用する。

なお、「その他の管路」とは、「重要な幹線等」を除く管路施設をいう。

(8) マンホールポンプ場の機能確保

「下水道維持管理指針」に基づき、平常から施設の点検・保守を行い、緊急対応に備える。

第5節 学校等の防災計画

(教育班)

学校その他の教育機関（以下「学校」という。）においては、災害時の安全確保対策、日常の安全指導対策、教職員の参集体制、情報連絡体制等の防災に関する計画及び対応マニュアル等を整備する。また、災害による学校等の施設・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と教育活動遂行上の障害を取り除くための措置を講ずる。

第1 防災体制の整備

各学校等において、その自然的条件・社会的条件等を踏まえ、実態に即した防災体制の充実を図る。その際学校等が避難所になった場合の運営方法、施設使用上の留意点も含め、災害対策担当部局やPTA、地域の自主防災組織と連携しつつ、具体的な計画を策定する。また、発災時別の避難、保護者への引渡し又は学校での保護方策等、幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）の安全確保が適切に行われるために対応マニュアル等を作成するとともにその内容の徹底を図る。

1 学校等における防災体制

学校等の防災に関する計画において、教職員の防災意識を高め、適切な安全指導、施設・設備等の管理を行うための体制を定める。災害発生時における体制については、学校が避難所に指定されている場合も含め、地域の実情等に応じ、教職員の参集体制、初動体制及び避難所の運営に係る体制について考慮する。

また、災害時における情報連絡を迅速かつ円滑に行うため、学校と所管する教育委員会、市の災害担当部局との間の情報連絡体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等との間の情報連絡体制を整備する。保護者へは学校の防災体制及び対応方策、特に児童生徒等の引渡し方法を周知しておく。

2 児童生徒等の安全確保のための教職員の対応マニュアル等の作成

児童生徒等の発達段階、学校種別の特性及び地域の実情等を考慮し、次の事項について定める。

(1) 発災時別の教職員の対応方策

- ・ 在校時
- ・ 学校外の諸活動時
- ・ 登下校時
- ・ 夜間・休日等

(2) 保護者との連絡、引渡し方法

(3) 施設・設備の被災状況の点検等

3 学校以外の教育機関における防災体制等

学校以外の教育機関においては、学校に準じ、施設の状況に応じた防災体制及び安全確保等のための職員対応マニュアルを定める。

4 避難所としての運営方法等

市の災害対策本部の職員が配置されるまでの間、避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した運営体制及び具体的な対応方策について定める。また、参集状況により少人数で避難所の開設等の業務に対応せざるを得ない場合を想定して、初動体制についても定めておく。

避難所としての施設の使用については、主として避難者受入のために必要なスペース、負傷者、病人、高齢者等の看護のために必要なスペース等に区分し、あらかじめ使用の順位を定めておく。

また、避難所に対する支援や避難所における備蓄及び避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

第2 施設・設備等の災害予防対策

1 施設の点検及び補修等の実施

電気・ガス・給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の二次部材を含め、施設・設備について定期的に安全点検を行い、必要な補強、補修等の予防措置を講ずる。

2 防災機能の整備

(1) 避難設備等の整備

災害時に学校等において、迅速かつ適切な避難及び救助ができるよう、避難器具、誘導灯及び誘導標識等の避難設備をはじめ必要な施設・設備等の整備を促進する。

(2) 避難所としての機能整備

地域防災計画に避難所として位置付けられた学校等の施設については、周辺住民を受入することを想定し、教育施設としての機能向上を図りつつ、必要に応じた防災機能の整備・充実を促進する。

3 設備・備品の安全対策

災害において、設備・備品の転倒・破損等による被害を防護するため、視聴覚機器、事務機器、書架等の固定、転倒防止対策や、薬品、実験実習機器等危険物管理の徹底を図る等の適切な予防措置を講ずる。

第3 防災訓練の実施

学校等において、各々の防災に関する計画に基づき家庭や地域、関係機関等との連携を図りつつ、児童生徒等、学校等及び地域の実情に即して、多様な場面を想定した避難訓練、情報伝達訓練等の防災上必要な訓練の徹底に努める

第6節 都市公園施設防災計画

第1 防災空間の整備・拡大

災害が発生、又は発生するおそれのあるとき、避難者の安全確保と火災の延焼防止を図るため、市街地の中に広幅員の幹線道路や公園を配置し、オープンスペースの確保を図る。

また、災害時の特別措置として、市街地に存在する生産緑地（農地）を防災施設として活用を図るため農家の理解と協力を求める。

- 1 総合公園、地区公園、近隣公園、街区公園等の整備を推進する。
- 2 公園緑地空間の現状を調査し、安全性の向上を図る。
- 3 公園緑地の保全整備計画（緑の基本計画）を作成する。
- 4 生産緑地の防災空間としての利用を推進する。

表・予防1-6-1 都市公園等の供用面積一覧（令和2年4月1日現在）

公園種別		項目	箇所数 (箇所)	供用済面積 (㎡)
(1) 都市公園			278	257,457
内 訳	総合公園(西山公園)		1	43,570
	地区公園(長岡公園)		1	39,572
	近隣公園(勝竜寺城公園・恵解山古墳公園・西代里山公園)		3	52,277
	広場公園(バンビオ広場公園)		1	2,293
	街区公園		246	109,244
	都市緑地		16	2,959

公園種別	項目	箇所数 (箇所)	供用済面積 (㎡)
緑道		10	7,542
(2)その他公園（条例17条の2設置公園）		16	3,883
(3)その他公園（法令外）		15	6,887
合計		309	268,227

第2 市街地の面的整備

住宅が密集し、狭小道路が多く、公園等の生活基盤施設が未整備な地区については、面的整備事業により、空間の確保等を図りアメニティ豊かな環境を創造する。特に交通の集中する西の玄関口である阪急長岡天神駅周辺については、市街地開発事業等の事業を行い、都市交通の拠点としてだけでなく空間的ゆとりを備えた防災機能を満たした整備を行う。

1 市街地再開発事業

J R長岡京駅周辺整備西口地区市街地再開発事業については、平成17年4月に竣工した。また、阪急長岡天神駅周辺整備については阪急京都線連続立体交差化事業との一体的整備を基本として市街地開発事業等の調査・研究を行った上に実施を図る。

2 災害危険度調査

木造老朽家屋の密集地区等における災害の危険度調査を実施し、危険度の把握後、災害に弱い地域について面的な整備を図る。

第7節 通信放送施設防災計画

第1 計画の方針

電気通信設備の地震災害による故障発生を未然に防止し、また、地震災害による故障が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行うとともに、孤立防止対策用衛星電話の回線を整備して、遠隔地市町村の通信途絶の防止化等通信サービスの確保を図るため、一般通信施設予防計画について定める。

また、災害時に電話がつながりにくい状況下での有効な情報通信手段である「災害用伝言ダイヤル」及び「災害用伝言板サービス」の運用計画について定める。

第2 計画の内容

1 電気通信設備等の防災計画

地震災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画に従って万全を期する。

- (1) 主要な電気通信設備が設置されている営業所建物について、耐震、耐火構造化を行う。

- (2) 大地震による洪水等のおそれがある地域の電気通信設備等について、極力防水構造化を行う。
- (3) 主要な電気通信設備について、予備電源設備を設置する。

2 伝送路の整備計画

局地的地震災害による回線の被害を分散するため、次のように実施し、又は計画する。

- (1) 主要都市間に多ルート伝送路を整備する。
- (2) 主要区間の電送路について、有線及び無線による2ルート化を実施する。

3 回線の非常措置計画

地震災害が発生した場合において、迅速かつ的確に通信サービスを確保するために、あらかじめ次の措置計画を定めて万全を期す。

- (1) 回線の切替措置方法
- (2) 可搬無線機、工事用車両無線機等及び予備電源車の運用方法

4 孤立防止対策計画

地震災害の発生で、府内の遠隔地市町村との通信途絶による孤立化を防止するため、孤立防止無線回線の設備充実を図る。

- (1) 孤立防止対策用衛星電話機の整備充実
- (2) 移動無線網の拡充整備
 - ア 小型無線電話機の増備
 - イ 可搬型無線機の増備

5 「災害用伝言ダイヤル171」運用計画

「災害用伝言ダイヤル171」は、「171」をダイヤル後、利用ガイダンスに従って伝言の録音・再生を行うことにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

- (1) 被災地住民の情報伝達ニーズを最優先とする。
- (2) 伝言登録が可能な電話番号エリアは、被災地を中心とした都道府県単位とする。
- (3) 家族による安否確認が一段落後、被災地外からの利用（登録）を可能とする。

6 「災害用伝言板サービス」運用計画

「災害用伝言板サービス」は、携帯電話、PHS及びパソコンに開設された災害用伝言板にメッセージを登録・確認することにより安否情報伝達等を行うものであり、以下の方針で運用する。

- (1) 被災地住民の連絡手段として活用する。
- (2) メッセージ登録が可能な地域は、災害が発生した地域及びその周辺とする。

- (3) 災客用伝言板を開設した電気通信事業者以外の携帯電話及びパソコンからの安否確認を可能とする。

7 放送施設の防災計画

平常から次について準備しておく。

- (1) 放送施設、庁舎防災設備基準に基づく措置
- (2) 消耗品、機材等の一定量常備（特に浸水に対する防護対策資材の準備その他恒常的に災害をうける地区への応急機材の配備）
- (3) 無線中継状態の把握
- (4) 移動無線機等の伝播試験
- (5) 交通路の調査
- (6) 非常持出機器、書類の指定
- (7) 仮演奏所及び仮設送信所用場所の調査選定
- (8) 電力会社、警察、国土交通省等の利用しうる通信回路の調査
- (9) その他必要と認められる事項

第8節 鉄道施設防災計画

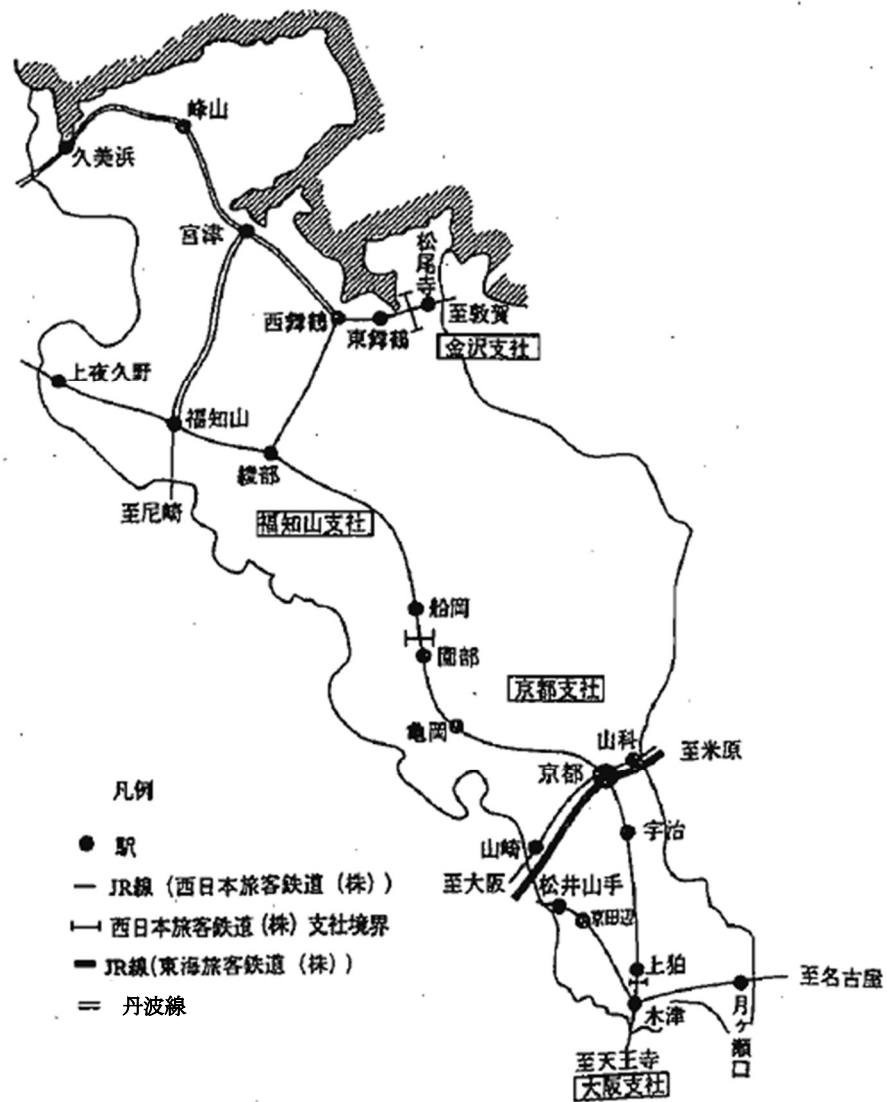
第1 計画の方針

鉄道各社は、列車運転の安全確保を確立して輸送業務を災害から未然に防止し、地震災害発生という異常時においても常に健全な状態を保持できるよう、早期復旧及び輸送の確保を図って、社会的使命を発揮する。

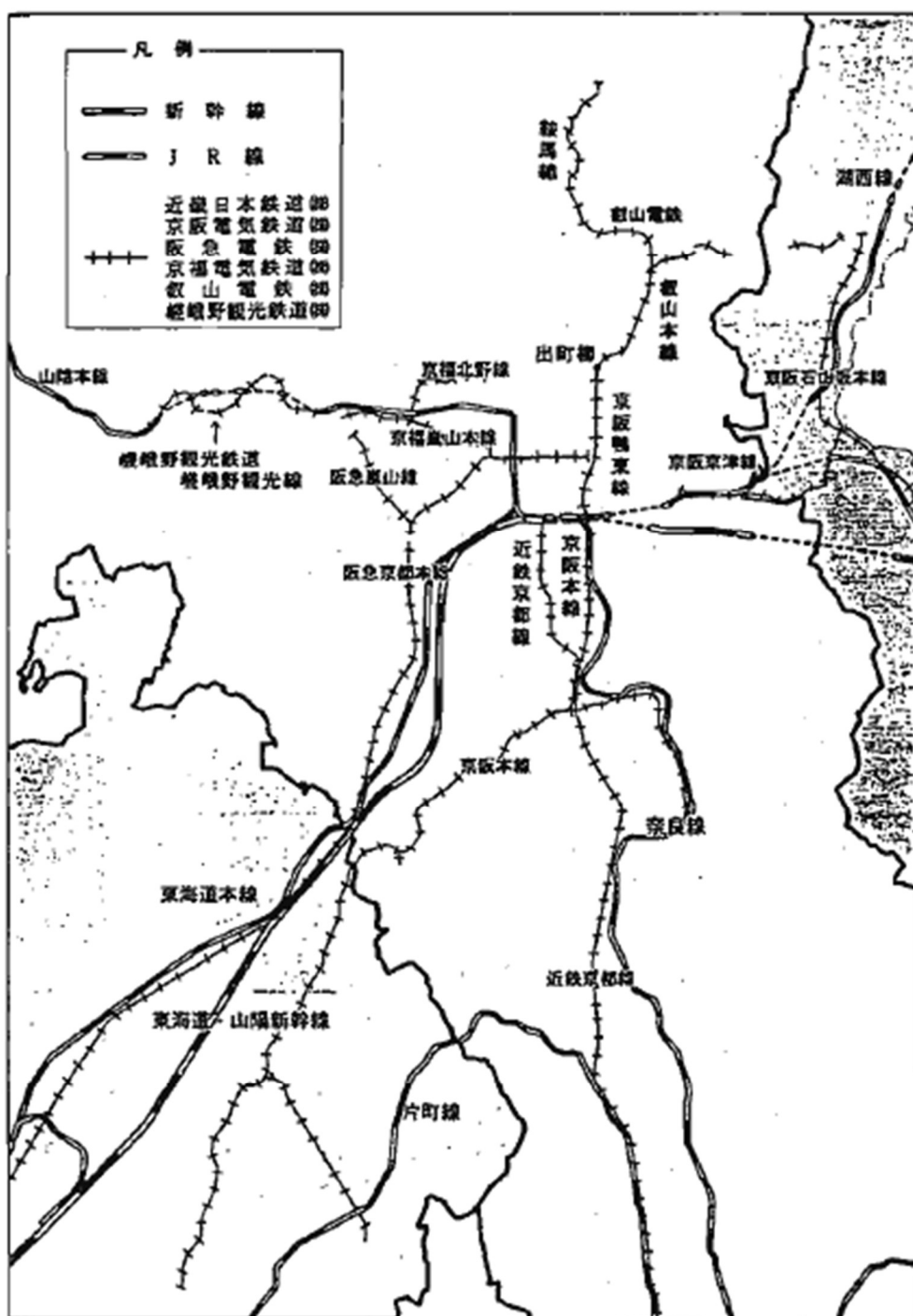
また、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定しておき、さらに、線路施設等の被災状況を的確に把握して、広域災害に対処する体制を確立し、輸送の円滑化を図る。

鉄道各社のそれぞれの管轄区域は図・予防1－8－1・2のとおりである。

図・予防1-8-1 鉄道各社の管轄区域



図・予防1-8-2 鉄道各社の管轄区域



第2 計画の内容

地震災害に対して、防災施設の維持、改良は概ね次の事項について計画する。

- (1) 高架橋及び橋梁の維持、補修及び耐震補強
- (2) 河川改修に伴う橋梁改良
- (3) 法面、土留の維持、補修及び改良強化
- (4) トンネルの維持、補修及び改良強化
- (5) 鉄道林（防備林）の造成及び落石防止設備の強化
- (6) 建物等の維持、修繕
- (7) 通信設備の維持、補修
- (8) 空頭不足による橋桁衝突事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- (9) 電線路支持物等の維持補修及び改良強化
- (10) 駅や機器室にある電気関係機器の倒壊防止のための補強
- (11) 車庫内で仮置中の車体の転落防止
- (12) 危険及び不良箇所の点検整備
- (13) 落石、倒木警報装置の点検整備
- (14) 路線周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- (15) その他防災上必要なもの

第3 西日本旅客鉄道株式会社の計画

1 在来線における地震時運転規制

現行、体感若しくは早期地震検知警報システムにより運転規制を行っているが、気象庁発表震度を有効活用することにより運転取扱いを一部見直すとともに輸送指令による指示に一本化する。

2 落石検知装置の整備等

平成18年11月に発生した津山線落石脱線事故を受けて、落石に対する健全度判定の考え方及び落石対策の考え方を整備するとともに落石対策工について実施時期、方法等の標準を策定した、また、落石等の災害が予想される鉄道と道路が近接した箇所を特定し、道路管理者との情報共有化を図る。

第4 東海旅客鉄道株式会社の計画

1 東海道新幹線早期地震警報システム（テラス）

平成4年3月に導入した初代の早期地震警報システムを改良し、平成17年8月に東海道新幹線早期地震警報システム（テラス）を導入した。このテラスは最新の地震諸元推定方式を導入し、警報発信時間を初代システムの3秒から2秒へ1秒短縮し、警報精度の向上を図った。

テラスによる地震動の早期検知はP波の波形の「振幅増加度」から震央距離を推定し、さらに波形の最大振幅を加味しマグニチュードを推定している。この推定から自動判定して、列車を停止するシステムとなっている。P波を検知する箇所は、東海道新幹線を包囲するように過去大規模地震発生域の近くに設置している。（京都府域の検知箇所：舞鶴）さらに、平成20年度より気象庁からの緊急地震速報を活用することで、テラスの早期警報を補完する取り組みを実施している。

また、沿線付近で発生する地震を想定して、東海道新幹線沿線50箇所に地震計を設置しており、一定の地震動を感知した場合、自動的に列車を停止する。なお、運転再開については、地震強度に応じて安全を確認して、段階的に速度向上を実施するものである。

2 新幹線の緊急耐震補強

平成7年の兵庫県南部地震以降、大規模な地震に対しても構造物が崩壊しないことを目的として、緊急耐震補強（ラーメン高架橋の柱補強、橋桁の落橋防止対策）を実施し、平成11年3月に予定通り完了した。その後、緊急耐震補強以外にも、耐震評価を実施し補強を推進してきた。更に、平成15年5月に発生した三陸南地震で東北新幹線の高架橋が被災したことを契機として、同年6月、国土交通省より「耐震補強必要箇所がある高架橋について速やかに耐震補強を行うこと」との通達を受け、平成20年度に補強を完了した。

第5 阪急電鉄株式会社の計画

1 震災予防対策の基本方針

- (1) 自然災害による長時間の輸送障害又は多数の死傷者の発生等、社会的に大きな影響を及ぼすと認められる場合の事故速報、状況把握、連絡、救援、復旧、輸送等の対策を定め、的確な処置をとるため、緊急事態対策規定、防災体制要綱（地震）を定めている。
- (2) 日常、各部署係員による列車添乗・徒歩巡回による点検巡回の実施及び定期検査による各諸施設の点検実施を行い、設備不良箇所については直ちに整備する等、常に施設の整備を実施する。

（感電器設置箇所）

西院、大山崎、茨木、能勢口、中津、西宮、六甲の感電器と地震警報表示器の点検整備を実施する。

第9節 道路及び橋梁防災計画

道路は、災害時には避難路となるだけでなく、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うために必要である。また、避難者に緊急物資を供給する緊急輸送のためにも欠くことができない。

このため、沿道の不燃化を推進し防災効果の高い道路の整備、橋梁の安全性の向上を図るとともに、都市計画道路等の地域の幹線道路整備を促進し、道路交通ネットワークの向上を図る。

第1 重要物流道路等及び緊急輸送道路の確保

「一般災害対策編第2編第7章第1の5 重要物流道路等及び緊急輸送道路の確保」を準用する。

第2 災害に強い道路の整備

崩土、落石、盛土の大規模崩壊等の災害のおそれのある道路法面等の危険箇所を把握し、対策工事の必要な箇所については、計画的に整備を推進する。また、避難路となる道路については、交通機能を確保するための無電柱化など、災害に強い道路整備を行う。

第3 重要な道路構造物の整備

1 橋梁の整備

地震による橋梁の落下や重大な段差の発生を防止し交通機能を確保するとともに、交通遮断等、他施設への影響をなくすため、橋梁の耐震化対策を推進する。
なお、横断歩道橋についても同様の措置を行う。

2 都市計画道路の整備

「一般災害対策編第2編第7章第1の6 都市計画道路の整備」を準用する。

第4 道路橋梁の長寿命化の推進

市が管理する道路橋梁についての長寿命化修繕計画を策定し、従来の事後的な補修・更新から、定期点検により橋梁の状態を把握し、点検結果に基づく早期補修を計画的に行う予防保全的な補修・更新を実施することで、橋梁の長寿命化を進め、維持管理及び更新費用の縮減と平準化を図るとともに、道路ネットワークの安全性・信頼性・耐震性の確保を図る。

第10節 河川防災計画

第1 河川防災計画

- 1 耐震性を考慮して、老朽化している水門及び排水機場の改築並びに施設の改良を行い、河川改修、浚せつ、内水排除を実施し、迅速に対応できるような体制を整備する。
- 2 河川は、火災等には防火帯の機能を発揮し、河川管理用通路を非常用道路として、また、河川水は消火用水や緊急時の生活用水として利用できることから、こうした機能の向上を目指した河川整備を行う。
 - (1) 避難のための広場整備を行う。
 - (2) 緊急輸送路などとしての利用を考慮した河川管理用道路の整備を行う。

- (3) 緊急時における生活・消防用水として河川水を容易に利用できるよう、取水ポイントまでのアクセスとなる坂路、階段護岸等の整備を進める。

第2 市内河川の現況

「一般災害対策編第2編第3章第1節第1 市内河川の現況」を準用する。

第3 河川の整備

「一般災害対策編第2編第3章第1節第2 河川の整備」を準用する。

第11節 砂防及び治山施設防災計画

第1 砂防施設防災計画

1 現況

市内において、土石流が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された箇所は19箇所である。また、砂防指定地は、11箇所（7溪流）である。

2 計画の方針

地震等の際には山腹崩壊や地盤の緩みが発生し、降雨でがけ崩れなどいわゆる2次的な土砂災害の発生する危険性の増大が懸念される。

このため、土砂流から人命・財産を守るため、砂防堰堤等の整備について府と連携するとともに、警戒避難体制の整備に資する情報基盤整備の推進を図る。

3 計画の内容

府は、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき砂防堰堤等の整備を推進し、特に保全対象人家が5戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講ずる。市は、警戒避難体制の整備を行う。

(1) 府の計画

- (ア) 地盤のゆるみによる有害な土砂を土砂生産地帯で食い止めるため、治山事業とも調整して対策を実施する。
- (イ) 土砂礫の流下や溪床の浸食を防止し、溪床の勾配を緩やかにして安定させるために砂防堰堤や床固工等を設置する。
- (ウ) 既施設を適宜巡回・点検して適切な管理に努める。
- (エ) 危険箇所の把握と2次的な土砂災害に関する予警報システムの検討

(2) 市の計画

警戒避難体制の整備を行う。

第2 治山施設防災計画

1 計画の方針

府は、既設保安林の防災機能の維持と強化を図るとともに、地震により山腹崩壊が発生するおそれがある危険区域については、治山事業の拡充と造林を推進し、荒廃した溪流の安定を図り、地震による山地災害を防止することとしており、市はこれらとの連携を図る。

2 計画の内容

淀川上流地域森林計画に基づき崩壊地の復旧、山地災害危険地区の予防工事を行う。

(1) 府の計画

- (ア) 地震による崩壊及び崩壊の危険のある斜面に森林を復旧安定して育成させるため、山腹工事を行う。
- (イ) 浸食のはなはだしい溪流の浸食を防ぎ、山腹斜面を安定させるとともに、山腹崩壊による土石流を防止するために治山ダムを設置する。
- (ウ) なだれの危険のある箇所において、防止機能の高い森林を造成すると同時に補完する構造物を設置し、なだれ発生防止を図る。
- (エ) 過去に治山事業を実施した箇所を適宜巡回・点検して、必要な対策を講ずる。
- (オ) 危険箇所把握と2次的な山地災害に関する警戒避難体制の整備の指導を行う。

(2) 市の計画

警戒避難体制の整備を行う。

第3 山地災害危険地区の周知等

1 森林の現況

本市の総面積1,917haのうち森林面積は786haで、総面積の41%を占めており、そのほとんどが民有林である。このうち、1,961haが土砂流出防備、干害防備の保安林に指定されている。また、竹林面積が160haで森林面積の20%を占めており、農地の竹林面積62haを含めると市域の1割以上を竹林が占めることとなる。

2 山地災害危険地区の状況

山地災害危険地区は、山崩れ、地すべり及び土石流などにより、人家や、病院、学校、道路などの公共施設に直接被害がおよぶおそれがある山地（山の斜面や溪流）を京都府が調査し、基準値以上のものを山地災害危険地区として把握したもので、荒廃状況や災害の予想発生形態により「山腹崩壊危険地区」「崩壊土砂流出危険地区」「地すべり危険地区」の3種類に区分される。

山地災害危険地区は、治山事業を計画的に実施するための基礎資料として把握されており、京都府は特に危険度が高い山地災害危険地区の治山事業を計画的に進めている。

長岡京市における山地災害危険地区は、山腹崩壊危険地区が19箇所、崩落土砂流出危険地区が7箇所となっており、その一覧を下記の注釈に記した資料に記載する。また、詳細な情報は京都林務事務所で閲覧可能なほか、京都府ホームページにおいて位置や種別などが公開されている。

3 山地災害危険地区の周知等

市は、人的被災を極力軽減するため、山地災害危険地区に関する情報を市民に周知し、自主避難の判断を支援し、警戒避難態勢の確立に努める。

また、地震発生後等において、京都府の現地調査等により山地災害の危険性が増大したと判断された場合は、地域住民への周知を行う。

4 山地災害の復旧

山地災害後の復旧体系としては、森林法に基づく保安林又は保安施設地区に指定された後、国が実施する直轄事業や府が実施する次の国庫補助事業が実施される。

- (1) 治山等激甚災害対策特別緊急事業
- (2) 山地治山総合対策事業
- (3) 流域保全総合治山等事業
- (4) 森林基盤整備事業

これらの国庫補助の対象とならない小規模な災害については、府単費による復旧が行われる。市は、府が実施する国庫補助事業又は府単費による復旧事業のいずれも実施されない場合に災害後の復旧が必要と判断した場合は、府の指導及び「京都府小規模治山事業補助金交付要綱」に基づく補助等を受け復旧事業を実施する。

第12節 急傾斜地防災計画

(本部事務局)

第1 現況

市内における急傾斜地（傾斜度 30° 以上高さ 5 m 以上のもの）で、その崩壊によって人家等に被害の及ぼすおそれのある土砂災害警戒区域に指定された箇所は 33 箇所（今後、人家や公共施設の立地の可能性のある箇所を含む）である。

第2 計画の方針と内容

地震等の際には斜面崩壊や、地盤の緩みが生じて降雨により 2 次的な土砂災害の発生する危険性の増大が懸念される。

このため、がけ崩れ等の災害から人命・財産を守るため、急傾斜地崩壊防止対策として、府は、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき急傾斜地崩壊防止対策工を推進する。特に保全対象人家が 5 戸以上または道路等の公共施設や学校、病院、社会福祉施設等の要配慮者関連施設が立地している箇所は重点的に対策を講じる。また、市においては警戒避難体制の整備を行う。

(1) 府の計画

- (ア) 急傾斜地の調査として、規模・形態・土質、被害を受ける可能性のある人家数・公共施設の種別と数、対策工事の有無等を調べる。
- (イ) 急傾斜地崩壊危険区域としての指定を促進する。
- (ウ) 雨水排除・植樹・法面保護等の崩壊防止対策を推進する。

- (エ) 危険区域ごとに、豪雨・地震・予報・警報等についての情報の収集及び伝達体制を確立する。
 - (オ) 危険箇所の把握と、二次的な土砂災害に関して、予警報システムの検討及び市においては警戒避難体制の整備を行う。
- (2) 市の計画
- 警戒避難体制の整備を行う。

第13節 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急調査等

(本部事務局)

第1 地震発生後の土砂災害警戒情報等

1 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システムについては、「一般災害対策編第2編第5章第2節」のとおり運用しているが、地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、京都府建設交通部砂防課と京都地方気象台は「地震等発生後の暫定基準（土砂災害警戒情報）」により基準を取り扱うものとする。

2 大雨警報・大雨注意報

大地震が発生した場合は、地盤が脆弱となり、雨による土砂災害の可能性が通常より高くなっていると考えられることから、気象庁から発表される大雨警報・大雨注意報についても、発表基準が暫定的に通常よりも引き下げられて運用される。

なお、暫定基準及びその適用については、土砂災害警戒情報の暫定基準と整合が図られる。

第2 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

1 緊急調査

重大な土砂災害の急迫している状況においては、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づき国土交通省及び京都府が次のとおり緊急調査を行うものとする。

(1) 国土交通省が実施するもの

ア 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流（次の(ア)、(イ)を共に満たす場合）

(ア) 河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合

(イ) おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

イ 河道閉塞による湛水（次の(ア)、(イ)を共に満たす場合）

(ア) 河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合

(イ) おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

(2) 京都府が実施するもの

ア 地すべり（次の(ア)、(イ)を共に満たす場合）

(ア) 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合

(イ) おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

2 土砂災害緊急情報（土砂災害防止法第31条）

国土交通省又は京都府は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を土砂災害防止法第31条により関係市町村長に通知するとともに一般に周知するものとする。

なお、国土交通省が緊急調査を行ったものについては京都府へも土砂災害緊急情報が通知される。

第14節 ため池等防災計画

（調達環境班）

第1 現況及び計画方針

ため池には常時貯水が行われている場合があるので、豪雨時における洪水対策ばかりでなく、突発的に発生する地震に対しても十分対処できるように、常時設備の保守管理を徹底させるとともに、情報の連絡体制及び災害発生時の警報伝達体制を整備して、その機能が完全に効果を発揮するよう万全を期する。

更に、取排水、放流設備等を点検して、改築、改良、修理、補強等を実施する。

第2 計画の内容

1 ため池設備等

(1) 危険度判定と対策工事の施工

老朽化、漏水等を早期に発見して、安全性を考慮して必要な修理及び対策工事を実施する。

(2) 情報伝達体制等の整備

気象に関する予警報及び地震情報の受信・伝達体制を確立するとともに、災害を未然に防止する。

2 農業用ため池

(1) ため池台帳整備と定期点検

ため池の防災計画に役立てるため、市内全ての農業用ため池の諸元情報の整備に努めるとともに、定期的に点検調査を行い、ため池管理者に対し注意を喚起し必要な措置を行うよう指導する。

また、平常時における保守点検や維持管理をため池管理者に対して徹底する。

(2) 地震時における緊急連絡体制の確立と対策

地震時等には、ため池の被災（一次災害）や二次災害を最小限とするため、危険度の高いため池については、緊急安全点検を行い、連絡体制を確立する中で、ため池管理者に対して緊急放流を行わせるなどの対策を講ずる。

なお、ため池管理者に対して徹底する緊急安全点検は、地震後の農業用ため池緊急点検要領（平成9年3月25日構造改善局防災課長通知：一部改正令和5年3月31日農村振興局整備部防災課）に基づき、防災重点農業用ため池のみとする。

（3）地震時におけるため池の積極的な活用

地域の防火用水や生活用水として利用できるため池は、地域の防災対策の中に位置付け、必要な整備を行い、地震時などの緊急用水確保に役立てる。

第15節 液状化対策

（本部事務局、建設班）

液状化危険地域に河川の堤防、ため池等の堰堤があれば、その地盤での液状化の発生は堤防や堰堤の破壊を意味し、極めて重要な問題を発生する。道路や鉄道の盛土や橋梁部で液状化が発生すれば、その構造物の機能が阻害され、大きな影響が懸念される。また、地盤の液状化現象は、ライフライン等の埋設管にまで被害をもたらす。その危険度の高い地域については、耐震強化等必要な対策が求められる。

第1 液状化現象による被害

液状化現象により、構造物に対しては次のような被害が発生するおそれがある。

- 1 地盤全体の移動、すべり及びこれに伴う構造物、ライフラインの破壊
- 2 地盤が支持力を失うことによる構造物の沈下傾斜、基礎の破壊、すべり
- 3 浮力の増大による地中埋設物の浮き上がり
- 4 土圧の増加による擁壁、護岸等の破壊
- 5 地盤又は地盤構造物系の応答性状の変化及び地盤反力の低下に起因する杭基礎の破壊等

第2 液状化危険地域

京都南部都市広域行政圏推進協議会が行った液状化判定解析結果によると、本市内において、地震動によって一般に液状化が起りやすいとされている沖積低地にあつて、液状化のおそれのある地域と推測されている、地域は以下のとおりとなっている。

- 1 小泉川流域の沖積低地（市西部）
- 2 小畑川・犬川合流付近の沖積低地（市東南部）

第3 予防対策

兵庫県南部地震では液状化発生地域での人的被害は極めて少なかった。これは、地盤が液状化すると地震動の水平成分を減衰してしまい、軟弱な地盤であっても地震動が減衰してしまうため、構造物の倒壊にまで至らなかったためであった。

しかし、液状化が発生すれば支持力がなくなるため、重い構造物は沈下したり傾いたりし、また、液状化後に地盤沈下が生じることもある。

このため、液状化危険地域では、構造物ごとに詳細な調査をするとともに、構造物の基礎を工夫するか、地盤を改良するなどの対策工法で対応する。

また、液状化による施設等の被害を最小限にするために、府、研究者等の調査研究及び指導に基づき、液状化対策に取り組む。

第4 液状化危険地域にある防災拠点施設対策

液状化危険地域にある防災上重要な施設の機能確保のため、構造物の耐震性及び液状化対策について調査研究を実施する。

市は、危険地域では、可能な限り重要な公共建築物の建築を避けるものとし、やむを得ない場合は、地盤改良や建築物基礎の強化を図るものとする。

第5 液状化対策の広報・周知

液状化現象に関する基本的知識及び液状化しやすい地域について、市民にわかりやすく広報・周知する。

また、市民の液状化対策を推進するため、液状化の原因や対策を考えるのに重要な情報となる地盤情報を収集・公表し、市民に足元の地盤の成り立ちに関心を持ってもらうような施策を推進する。

第6 住宅の液状化対策工法の広報・周知

ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、市民個人の生活や経済面に大きな負担がかかる。市民には、液状化発生リスクがある地域の住宅建築前においては、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう広報、啓発する。

また、既存住宅においては、液状化対策工法はかなり限られるが、国や大学等の研究機関が住宅建築後の液状化対策工法について研究を進めていることから、これらの研究結果や施工例の情報を収集して市民に広報する。

第7 液状化被害における生活支援

液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障がい者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取り組みや、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取り組みを促進する。

第16節 危険物施設等防災計画

(乙訓消防組合、教育班)

危険物施設等は、今日の産業構造の変化によって複雑となり、危険物の種類、施設等が多種多様化している。

地震動や液状化によりその施設が損傷すると、飛散、漏洩、爆発、火災などにより、周辺住民のみならず広範囲にわたる被害をもたらす恐れがある。そのため、これら危険物等の貯蔵、取扱い及び運搬についての災害の防止のためには、規制及び予防査察を強化して安全対策の推進を図る。

第1 危険物保安対策

危険物保安対策については、危険物消防法、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則等による規制のほか消防庁、京都府消防保安課及び近隣各消防本部等と連絡協調するとともに、市内における危険物施設関係者、危険物保安監督者、危険物取扱作業従事者（以下「危険物施設関係者等」という。）と緊密な連携を取り、災害予防の体制を整え、安全対策の円滑な推進を図る。

1 危険物施設等の立入検査の実施

危険物施設等の所在地、施設の規模、形態、危険物の種類、取扱い数量等の状況について把握しておき、各施設について、その位置、構造、設備及び管理の状況が関係法令に適合しているかどうか立入検査を行い、不備欠陥事項についての早期改善を図る。

また、危険物を移送するタンクローリー車及び運搬車両の立入検査については、警察との連携を十分に行い、積極的に実施する。

表・予防1-16-1 危険物施設の現状

(平成31年4月1日現在、単位：施設数)

区 分	施設数
製造所	1
屋内貯蔵所	30
屋内タンク貯蔵所	0
地下タンク貯蔵所	40
移動タンク貯蔵所	1
屋外貯蔵所	2
給油取扱所	17
一般取扱所	18
総計	109

2 防災教育、指導

「一般災害対策編第2編第10章第1節第3 防災教育、指導」を準用する。

3 予防規程

危険物施設の規模と実態に応じ、火災及びその他の災害の発生を予防するため、予防規程の作成を指導し、自衛消防組織、保安教育、施設の点検及び取扱作業等の自主保安体制の徹底を図る。

4 危険物施設等の規制

危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）として許可された施設は、消防法に基づき規制を行う。

第2 高圧ガス・液化石油ガス・毒劇物等保安対策

1 施設の安全指導

事業所の管理者等に対して、予防査察を実施し、関係行政機関と合同で、高圧ガス保安法等の関係法令に基づく、構造、設備基準の遵守はもとより、耐震性の向上に努めるよう指導する。

2 地震等によるガス漏洩防止措置

高圧ガス製造施設等における浴槽類の倒壊等によるガスの漏洩を最小限に止めるため、事業所においては、当該浴槽類を地震等の影響に対して安全な構造とし、一定規模以上の浴槽に取付けられた配管に緊急遮断装置を設ける等、漏洩防止措置を講ずる。

第17節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進に関する計画

災害に強いまちづくりを目指し、地震防災上緊急に整備すべき施設等について長期的な整備・目標を設定し、計画的に行うものとする。

- 1 計画対象事業は、次の地震防災対策特別措置法で掲げられた施設等について、事業の選定、具体化を図っていく。
 - (1) 避難地
 - (2) 避難路
 - (3) 消防用施設
 - (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
 - (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
 - (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を受入するための施設
 - (7) 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - (9) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - (10) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - (11) (7) から(10)までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
 - (12) 河川管理施設
 - (13) 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
 - (14) 地域防災拠点施設

- (15) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (16) 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (17) 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 負傷者を一時的に受入及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第2章 情報連絡通信網の整備計画

第1節 情報連絡通信網の整備

(本部事務局、各班)

大規模な地震災害時においては、被害が広域に及ぶため、関係機関相互間の迅速かつ的確な情報の伝達及び収集並びに地域住民に対する警報、避難指示等の伝達が必要となる。

このため、各機関は、緊急時において効果的な防災活動を実施するための情報連絡通信網を整備することが重要となる。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努める。

第1 整備計画の方針

地震災害時には、緊急通信、被害報告等が困難になる場合が予測されるため、災害対策本部においてあらゆる状況を把握し、防災上必要な通信による連絡手段を確立するとともに、各種通信メディア等の活用による情報伝達手段の多重化を図るものとする。

また、初動体制の確立のため、各種防災情報ネットワークシステムを整備し、それぞれのシステムで互いを補完することによる情報伝達の信頼性の向上及び安全性の確保を図るとともに各種情報の的確な把握を行う。

第2 京都府衛星通信系防災情報システムの運用

災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防法、消防組織法等の諸法令に基づき、災害の予防、災害時の応急活動及び復旧活動に関する活動業務を有効に遂行し、地震等の災害から市民の生命及び財産を守るため、人工衛星を利用した衛星通信回線（衛星系）と京都デジタル疎水ネットワークを活用した大容量通信回線（地上系）により2重化された確実な情報伝達が可能な衛星通信系防災情報システムを京都府との連携のもと運用しており、防災関係機関との相互通信や気象情報等の一斉受令等を確保している。

市は、この地上系システムの強化・拡充を推進するとともに、更に衛星通信システムの機能を加え信頼性及び安全性の高い衛星系システムの整備を図る。

また、被害情報の収集や防災情報の発信を強化するため、防災情報システムの改修を図る。

第3 市防災行政無線等の運用

住民等に対する災害情報の周知徹底を図り被害を未然に防ぐため、コミュニティFM局であるFMおとくにを活用した同報系防災情報伝達システムを運用しており、屋外拡声子局及び戸別受信機により確実な情報伝達を図っている。

また、市災害対策本部が現地の被害状況を把握するため、移動系の無線網としてMCA陸上移動通信システムを運用している。

第4 震度情報ネットワークシステムの整備

地震発生直後の被害状況を早期に把握するため、市に設置した計測震度計の震度情報を府庁に収集するとともに国、市及び防災関係機関に配信する震度情報ネットワークシステムにより、発災直後における市の被害予測を行い、迅速な防災対策を図る。

第5 早期被害情報収集システムの整備

空撮映像等を京都府衛星通信系防災情報システムにより提供を受けること等により、早期に災害現場の被害状況を把握し、迅速な防災対策を図る。

第6 緊急時の情報通信の確保

1 防災担当職員の早期参集

休日・夜間の災害発生に対処できる体制を整えるため、防災担当職員が早期に参集可能な体制を整備する。

2 職員等の参集

緊急時における職員の参集を円滑化するため、メール及びSNSの活用を図る。

第7 各機関の無線通信

非常災害時の無線通信設備は、現在、各防災関係機関のそれぞれの使用目的に応じて個々に設置されている。これらはいずれもそれぞれの機関内のみの通信連絡であるが、災害時においては非常通信連絡システムに加わることができるものである。

第8 庁内システムの業務継続性の確保

災害時において、職員の情報通信手段の基盤である庁内システムの業務継続性を確保する必要があるため、次の取り組みを行う。

1 電算室の環境整備

電算室に設置されているサーバ等が業務継続できる環境の確保に努める。

2 自治体クラウドの活用検討

自治体クラウドを活用した業務継続性の確保を検討する。

第9 エリアメール・事前登録制メール等の活用

市民に迅速に情報を伝達するため、携帯電話のエリアメール・事前登録によるメール・各種SNSの活用を進める。
図る。

第2節 市・防災機関等の非常通信

(本部事務局)

第1 計画の方針

地震災害時に予想される通信混乱に際して、市から府災害対策本部への通信連絡システムを確立し、すべての防災関係機関が非常通信に協力する体制を整備する。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮すること。

第2 市

地震災害時に市から府災害対策本部に対して情報連絡、被害報告等が不能若しくは困難になった場合には、非常通信経路に従って通信連絡を行う。この非常通信を行う際の要領は、「第3編第2章第1節 災害情報の収集、連絡」に示したとおりである。

第3 防災機関等

「一般災害対策編第2編第2章第2節第1 防災機関等」を準用する。

第3章 地震に関する情報等の伝達計画

第1節 地震に関する情報の伝達

気象業務法等によって定められたところにより、気象庁は地震等を観測することによって、緊急地震速報や地震に関する情報を発表し、関係機関はこの情報を周知徹底する。

第1 気象庁

1 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

2 地震に関する情報

地震に関する情報地震に関する資料や状況を速報するための「地震に関する情報」は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される。

地震情報の種類と内容は次のとおりである。

情報の種類	発表基準	情報の内容
震度速報	・震度3以上	地震発生後1分後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域 ^{*1} に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の

		周期別階級等を発表。(地震発生から10分後程度で1回発表)
遠地地震に関する情報	・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。)	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を、地震発生から概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。(国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から1時間半～2時間程度で発表)
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

*1 京都府の地域は、「京都府北部」及び「京都府南部」。長岡京市は「京都府南部」。

3 情報の伝達基準

京都地方気象台からの地震情報の伝達基準は、おおむね次による。

- (1) 震源に関する情報は、近畿2府7県(福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県)とその沿岸海域を震央とする地震で、震度3以上を観測した地震について、津波の恐れがないと判断できたとき。
- (2) 震源・震度情報は、次のいずれかの地震を観測したとき
 - ア 京都府内で震度1以上
 - イ 近畿府県(福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県)で震度5弱以上
 - ウ その他の府県で震度6弱以上
- (3) 遠地地震に関する情報

外国で顕著な地震が発生したとき。
- (4) その他の情報

その他上記以外に防災上有効と認められるとき。

4 情報の伝達

- (1) 地震に関する情報は、気象庁地震火山部及び大阪管区気象台から発表される情報に頭書きを付加して伝達される。ただし、「遠地地震に関する情報」及びその他の情報は「そのまま」伝達される。

ただし、「震源・震度情報」については、京都府及び近隣府県で震度1以上を観測した地点を伝達される。
- (2) 地震に関する情報の伝達手段並びに伝達経路は図・予防3-2-1に示す。

第4 気象庁による震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、「震度計」を用いて観測する。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものである。この表を使用する際には以下の点に注意すること。

- (1) 気象庁が発表する震度（震度階級）は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではない。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は、震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す徳の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- (4) この表では、ある地震が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害に留まる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されているすべての現象が発生するわけではない。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものである。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新しい事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがある。
- (6) この表では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いる。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

■震度階級関連解説表

1 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる	—	—

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます	棚にある食器類が音を立てることがある	電線が少し揺れる
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある
6 弱	立っていることが困難になる	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある

2 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる 傾くものや、倒れるものが多くなる
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

3 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる
	1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある	1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

4 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある	落石やがけ崩れが発生することがある
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

5 ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する
	さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる可能性がある※
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある

※震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

第4章 医療助産計画

(健康福祉班、乙訓医師会)

「一般災害対策編第2編第17章 医療助産計画」を準用する。

第5章 火災防止計画

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合地震に起因して発生する火災に因ることが大である。したがって震災被害を最小限に軽減するために、消防力の充実強化とともに、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等多面的な対策を実施する。

第1節 出火防止、初期消火対策

(本部事務局、乙訓消防組合)

[消防本部の所在地及び電話番号は「資料編 資料6－6」参照]

第1 出火防止計画

- 1 火気使用設備、器具の安全化に関する研究を行い、規制強化等の施策に反映させる。
- 2 各種集会、広報媒体等を通じ、出火防止に関する知識及び技術の普及を図る。
- 3 起震車の利用促進を図り、出火防止の体験実習を行う。
- 4 対震安全装置付火気器具等の普及徹底を図る。

第2 初期消火計画

- 1 震災時における初期消火の実効性を高めるため、消火器、消火バケツを家庭、地域、事業所等に普及する。
- 2 初期消火の技術指導の普及を図る。
- 3 消防団、自主防災組織等に可搬式動力ポンプ等初期消火用資機材の整備に努めるなど、初期消火体制を強化する。

第3 地域住民等の協力

- 1 家庭及び職場の末端に至るまで、出火防止・初期消火の徹底を図るとともに、これを補完するため、地域においても消火器具等を設置するよう消防機関と協力して推進する。
- 2 地域及び職域において自主的な防災組織を編成し、消防機関の指導の下に防災訓練を通じて、出火防止及び初期消火の知識・技術を習得し、震災時に備える。
- 3 市が行う防災訓練、防災意識の啓発活動等の地域住民等に対する広報活動に対し、指導及び支援を行う。
- 4 初期消火の要となる消防団の活性化の促進及び自主防災組織等のコミュニティ防災組織の育成及び強化を図る。

第2節 火災拡大防止計画

(本部事務局、乙訓消防組合)

震災時に発生した火災が延焼し、その被害が拡大するのを防止するために、消防設備の充実、消防水利等を増設し、消防力の強化を図る。

第1 消防力の充実強化

市の消防の概況は、「一般災害対策編第3編第5章 消防・水防活動計画」を参照。

1 消防車同等

- (1) 消防の近代化を図るため、市の消防力を再検討し、地域の防火対象物に見合った消防施設の整備を図る。
- (2) 市は、国の示す「消防力の基準」に基づき、消防組織の拡充強化及び消防団員の確保に努める。

2 消防水利

出火時の水利は消防にとって特に重要である。市における水道の敷設普及に伴い、水道消火栓の設備促進の指導を行う。

また、震災に強い消防水利を確保するため、耐震性貯水槽等の整備促進を図るとともに、河川等の自然水利、プール等の人工水利を活用した多様な消防水利の確保を指導していく。

表・予防5-2-1 消防水利の現況 (平成31年4月1日現在)

消火栓			防火水槽					プ ー ル	河 川 ・ 溝	濠 ・ 池	合 計
			耐震性		それ以外のもの		小 計				
基 準	基 準 外	小 計	100 立 方 メ ー ト ル 未 満	100 立 方 メ ー ト ル 以 上	40 立 方 メ ー ト ル 未 満	40 立 方 メ ー ト ル 以 上					
792	209	1001	147	1	8	247	403	17	0	12	1,433

3 耐震性防火水槽の設置^B

本市は、地震防災緊急事業五箇年計画として、耐震性貯水槽を12箇所設置した。

なお、消防水利は、常時貯水量が40立方メートル以上又は取水可能水量が、毎分1立方メートル以上で、連続40分以上の給水能力を有するものを基準としているが、容量を60立方メートルにすることで、長時間の対応が可能となっている。

4 消防団の活性化

- (1) 若手消防団員の確保対策や女性消防団員の採用など、消防団員の確保に努める。
- (2) 消防大会、消防操法大会の開催により連携強化に努める。

^B 資料6-1 耐震性防火水槽設置箇所

- (3) 団員のサラリーマン化に対応して、出動体制の円滑化を図るため事業所の理解を得ることに努める。
- (4) 消防団施設の充実強化を図り、消防力の基準に応じた消防車両や防災資機材等の整備を促進する。
- (5) 消防団員の教育訓練の充実を図り、知識及び技能の向上に努める。

第2 相互応援協定

市は災害発生時における消防機関の行う応急対策が、緊密な連携により強力かつ迅速になされるよう、市町村相互間における応援協定の締結を促進する。

第3 ため池等の自然水利の活用計画

兵庫県南部地震の教訓から、大規模災害時の同時多発火災に対応するため、大地震により水道施設が破壊されて消火栓が使用不能となることや、地域住民による初期消火活動を考慮して耐震性防火水槽の設置を計画的に進めているが、市街地周辺に点在する自然水利、特に農業用ため池等の活用についても着目されたことから、震災後調査を行い、ため池等自然水利を消防水利として活用することについて、次のとおり調整・検討した。

1 長岡京市におけるため池等の現況^c

(1) 令和3年4月現在のため池等

- ア 農業用ため池 21箇所
- イ その他 1箇所(勝竜寺公園堀)

(2) 令和3年4月現在のため池等水利指定状況

ア 上記(1)のうち、消防車両が容易に接近でき、また、比較的貯水量が安定しているため池等について、消防法第21条に基づき関係者の承諾を得て消防水利の指定を行っている。

- (ア) 農業用ため池 7箇所
- (イ) その他 1箇所(勝竜寺公園堀)

イ ア以外のため池等については、状況の把握に努めることとする。

ウ 指定消防水利の承諾については、当初から相当の年数を経過していることから今後、管理者等に承諾の意思を再確認するなど一定の整理を行う必要がある。

(3) 農業用ため池などから灌漑用水路が市内を巡っていることから、有効な水利として活用できるかについて考察したが、下記の理由により灌漑用水路を消防水利として利用するためには、相当の時間と労力を要することもあり、緊急の水利としての利用は不適格と判断し、一定の消防体制が整った状況で、かつ、他に水利のない場合、二次的に利用を考えることにとどめることとする。

ア 季節等の自然条件又は、農業用に樋門の操作を行うなどにより、水量が不安定であり、常時一定の水量が確保されている保証がない。

^c 資料8-3 ため池危険箇所一覧

消防水利として利用するためには 50cm 以上の水位が必要であり、取水可能水量が 1 立方メートル／分以上、連続 40 分以上の給水能力を有していることが必要であり、条件を満たされる保証がない。

イ 樋門の開放を行い必要とする水路に水を導くには、次のことから、事前の綿密な計画と多大な人手が必要である。

(ア) 水路は無数に枝分かれしている。

(イ) 水路をせき止め、水位を確保する必要がある。

(ウ) 樋門の開放から水量を確保できるまでの所要時間が把握できない。

ウ 小畑川、小泉川等の河川についても消防水利としての利用を考えられるが、道路からの落差や距離などの問題により、緊急時の使用になじまないことから、灌漑用水路などと同様の取扱いとする。

2 消防法令上のため池等に関する取扱い

ため池等自然水利を消防用水として利用する場合は、消防法令上、次の定めによる。

(1) 消防法第 21 条（消防水利の指定）により、所有者、管理者又は占有者の承諾を得て、消防水利に指定し、常時使用可能の状態に置く。

ア 消防長又は消防署長は、指定した消防水利には、命令（規則 34 条の 2）で定める標識を掲げなければならない。

イ 水利を変更、撤去、使用不能の状態に置こうとする者に対する、届出義務を課す。

ウ 乙訓消防組合地水利規程で細部について定める。

(2) 消防法第 30 条（給水維持のための緊急措置権等）により、火災の現場に対する給水を維持するために緊急の必要があるときは、水利を使用し又は用水路の水門、樋門若しくは水道の制水弁の開閉を行うことができる。

火災の際の水利の使用及び管理について当該水利の所有者、管理者又は占有者とあらかじめ協定することができる。

3 調整事項

(1) 水利としての取扱い

ア ため池等

(ア) 現在、消防水利に指定しているため池等は、引き続き指定消防水利として取り扱う。

(イ) 上記以外のため池等については、二次的な水利として取扱い、状況の把握に努めることにとどめる。

イ 用水路等

農業用ため池などをもとにする灌漑用水路等は、一定の消防体制が整った状況で、かつ、他に水利のない場合、二次的に利用を考慮することとして把握する。

ウ その他の河川（小畑川、小泉川等）

イの用水路等に準じる。

(2) 消防法令上の取扱い

ア 消防法第21条による消防水利の指定については、自然水利に限り、現在指定しているほかに新たな指定はしないものとする。

イ 消防法第21条により指定しているほかは、消防法第30条の規程を準用する。

(3) 台帳等の記載

ア ため池調査台帳を編冊し、市内のため池の状況を記載する。

イ 消防水利（ため池）一覧表を作成し、乙訓消防組合地水利規程に基づく担当管区内の調査を実施する。

第4 自然水利利用計画^D

大規模地震の発生に伴う、同時多発火災、大火災に対処する消火用水を有効に活用するため、自然水利の利用を計画的に行うことを目的とした「自然水利利用計画」を別に定める。

^D 資料6-2 自然水利利用計画

第6章 避難計画

(総務班、福祉援護班)

「一般災害対策編第2編第24章 避難計画」を準用する。

第7章 廃棄物処理に対する防災体制の整備

(調達環境班)

「一般災害対策編第2編第19章 廃棄物処理に係る防災体制の整備」を準用する。

第8章 交通対策及び輸送計画

(本部事務局、建設班)

第1節 交通規制対策

第1 震災時の交通管理体制の整備

警察本部においては、災害による交通の混乱の防止及び緊急交通路を確保するための交通規制計画を策定する等により、災害時の交通管理体制を整備しておく。

第2 緊急交通路候補路線の指定

震災が発生した場合に、緊急交通路として指定すべき道路（以下「緊急交通路候補路線」という。）は下記のとおりとする。

京都府緊急交通路指定予定路線一覧

区 分	道 路 名	区 間
有料道路 (高速道路) (自動車専用道路)	舞鶴若狭自動車道	兵庫県境 ～ 福井県境
	京都縦貫自動車道	宮津天橋立 I C ～ 大山崎 J C T
	山陰近畿自動車道	京丹後大宮 I C ～ 宮津天橋立 I C
	名神高速道路	滋賀県境 ～ 大阪府境
	京滋バイパス	滋賀県境 ～ 大山崎 J C T
	京奈和自動車道	城陽 I C ～ 木津 I C
	新名神高速道路	城陽 J C T ～ 八幡京田辺 I C
	京都市道新十条通・第二京阪道路	山科出入口 ～ 大阪府境 ※山科出入口～鴨東 I C は無料区間
一般国道	国道 1 号	滋賀県境 ～ 大阪府境
	国道 9 号	兵庫県境 ～ 五条通烏丸
	国道 24 号	河原町通九条 ～ 奈良県境
	国道 27 号	福井県境 ～ 国道 9 号
	国道 162 号	福井県境 ～ 国道 9 号
	国道 163 号	三重県境 ～ 奈良県境
	国道 171 号	大阪府境 ～ 京阪国道口
	国道 173 号	兵庫県境 ～ 国道 27 号
	国道 175 号	兵庫県境 ～ 国道 27 号
	国道 176 号	国道 175 号 ～ 国道 178 号線
	国道 178 号	兵庫県境 ～ 国道 312 号
		国道 175 号 ～ 国道 176 号線
	国道 307 号	滋賀県境 ～ 大阪府境
	国道 312 号	国道 178 号 ～ 国道 176 号

	国道367号	滋賀県境	～ 白川跨線橋北詰
	国道372号	兵庫県境	～ 国道9号
	国道423号	大阪府境	～ 国道9号
	国道426号	兵庫県境	～ 国道9号
京都市道	白川通	白川跨線橋北詰	～ 北大路通
	東大路通	五条通	～ 九条通
	川端通	北大路通	～ 五条通
	堀川通	北大路通	～ 五条通
	西大路通	北大路通	～ 九条通
	北大路通	白川通	～ 西大路通
	丸太町通	川端通	～ 国道162号
	九条通	東大路通	～ 国道1号
	外環状線	国道1号 (東野交差点)	～ 府道京都守口線
	油小路通・洛南道路	九条通	～ 巨椋池IC
	御池通	川端通	～ 堀川通

第3 緊急交通路候補路線の整備

1 警察本部の対策

緊急交通路候補路線について、平素から非常用電源付加装置付信号機、交通情報板、交通監視カメラ等の交通安全施設の整備及び保守管理を行う。

2 道路管理者の対策

道路改良、橋・トンネル等の危険箇所の補修を実施する。

第4 運転者のとるべき措置の周知

地震発生後において交通規制が実施された場合に、車両の運転者のとるべき措置について周知徹底を図る。

災害対策基本法に基づく交通規制が実施されたときは、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両（同法第76条第1項に規定する緊急通行車両以外の車両をいう。）の通行は禁止又は制限されることから、同区域内にある運転者は、次の措置をとることとする。

1 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

- (1) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路
- (2) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

2 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

- 3 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第2節 緊急通行車両

第1 発災前における緊急通行車両の確認申出

大規模災害発生時において、災害対策基本法第50条第1項に規定する次の災害応急対策を実施するために使用する車両については、本計画に明記するとともに、発災前に向日町警察署に対し緊急通行車両の確認申出を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を事前に受けるものとする。

- 1 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
- 2 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 3 被害者の救難、救助その他保護に関する事項
- 4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 5 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 6 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 8 緊急輸送の確保に関する事項
- 9 その他災害時の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 発災前の確認申請の方法等

(1) 確認申出書の提出等

車両を所管する所属長は、車両を取得又は廃止した場合は、向日町警察署へ資料編資料7-6 緊急通行車両確認申出の要領に記載する内容により手続きを行うものとする。

(2) 標章及び緊急通行車両確認証明書の保管

車両を所管する所属長は、京都府公安委員会から標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けた場合は、災害発生後速やかに使用できるよう適切に保管する。

第9章 災害応急対策物資確保計画

第1節 飲料水、食料及び生活必需品等の備蓄

(本部事務局、上下水道班)

「一般災害対策編第2編第12章第2節 飲-F1 料水、食料及び生活必需品等の備蓄」を準用する。

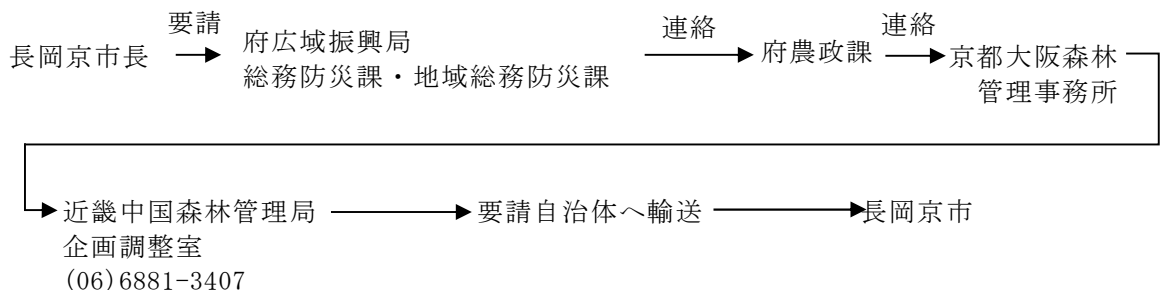
第2節 応急復旧資材確保計画

地震災害により民家、公共施設等が倒壊・破損した場合に、修理、新設、仮設住宅建設等を早急に行うために、応急復旧資材の調達先及び物資名、在庫数量を把握し、要請のあった場合は直ちに調達又はあつ旋のできる体制を確立する。

第1 計画の内容

- 1 市は、管内の主要業者の応急復旧資材の調達可能数量を把握しておき、地震災害発生時には管内で調達に努めるものとし、市のみで調達できない場合は、府に対して応急復旧資材のあつ旋を要請する。
- 2 府は関係機関の協力を得て、応急復旧資材の保有業者名、資材名及び在庫数を把握し、要請のあった場合は直ちに調達又はあつ旋のできる体制を確立しておく。
- 3 被災住宅が多く、災害救助法が適用され、大量の仮設住宅の建設を必要とする場合の、国有林材の販売並びに市への輸送についての連絡系統は、図・予防8-2-1に示したとおりである。

図・予防9-2-1 国有林材の販売要請ルート



(注)府災害対策本部設置後は、市長からの応援要請については全て府災害対策支部を通じ、府災害対策本部宛行うものとする。

第10章 要配慮者に関する防災対策

(健康福祉班)

「一般災害対策編第2編第18章 要配慮者に関する防災対策」を準用する。

第11章 文化財災害予防計画

(教育班、乙訓消防組合)

「一般災害対策編第2編第9章 文化財災害予防計画」を準用する。

第12章 防災訓練

(本部事務局)

「一般災害対策編第2編第14章 防災訓練」を準用する。

第13章 市民の防災活動の促進

(本部事務局、乙訓消防組合)

大地震による災害から、市民の生命、身体、財産を守るためには、市、府、防災関係機関等による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日頃から地震災害について認識を深め、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るということを意識し行動することが大切である。したがって、地震発生時における市民の適正な判断力の養成、市民の自発的な防災組織づくり、施設あるいは業種別の防災対策を推進する必要がある。

このため、市をはじめとする防災関係機関は、防災に関する各種の広報啓蒙活動を積極的に行い、社会の様々な主体が減災のための行動と安全のための投資に息長く取り組んでいけるよう、常に防災意識の高揚、防災組織の育成指導・助言等に努めるものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するとともに、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、災害による被害を軽減するためには、行政はもとより市民の取り組みを促進し、社会全体の防災力を高める必要があることから、地域や企業等における防災の担い手として活動する人材を育成するとともに、防災士と連携し、より効果的な防災普及啓発が実施できる体制の構築を図る。

第1節 防災知識と地震時の心得の普及

第1 防災関係職員の防災教育計画

防災事業に従事する職員に対し、震災時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

1 教育方法

- (1) 講習会、研修会等の実施
- (2) 防災活動手引等印刷物の配布

2 教育内容

- (1) 防災計画（震災編）及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- (2) 非常参集の方法
- (3) 防災知識と技術
- (4) 震災の特性
- (5) 防災関係法令の運用

第2 地域防災リーダーの養成等

地域、企業、団体等における防災の担い手として活動する防災リーダーを育成するため、その組織に対応した講座を実施する。

第3 一般住民に対する防災知識の普及

一般住民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。

なお、防災知識の普及に当たっては、従来、防災に関心の薄かった人々にも取り組みが広がるよう、正しい知識を分かりやすく提供できるよう、優良なコンテンツやメニューの充実に努めるものとする。

1 普及方法

(1) 社会教育等を通じての普及

- ア 社会教育施設における学級・講座等を通じての普及
- イ P T A、青少年団体、女性団体等社会教育関係団体の会合、各種講演会及び集会等を通じての普及
- ウ その他の関係団体の諸活動を通じての普及

(2) 広報媒体等による普及

- ア ラジオ、テレビ等による普及
- イ 新聞、雑誌等による普及
- ウ 映画、ビデオ、スライド、ホームページ等各種メディアによる普及
- エ その他印刷物による普及

2 普及の内容

(1) 地震に関する一般的知識

(2) 日常普段の減災に向けた取り組み

- ア 住宅、屋内の整理点検
- イ 火災の防止
- ウ 非常食料、非常持出品の準備
- エ 避難地、避難場所、避難路等の確認
- オ 災害危険箇所の把握
- カ 応急救護
- キ 物資の備蓄、耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止等安全への投資

(3) 地震発生時の心得

- ア 場所別、状況別
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 避難の心得
- エ 「災害用伝言ダイヤル171」、「災害用伝言板サービス」など安否情報伝達手段の確保
- オ 帰宅困難者支援ステーションの活用
- カ 自らの安全を確保の上、応急対応等の防災活動への参加
- キ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力
- ク 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買い占めの自粛等の協力要請があった場合の協力
- ケ 災害に便乗した詐欺メール等の誤った情報に注意し、情報の正確性について確認すること

(4) 史実の継承

郷土の災害史や生活に密着した災害の体験談などを様々な媒体で継承し、防災教育に役立てる。

- (5) 緊急地震速報、南海トラフ地震臨時情報、5段階の警戒レベルの普及・啓発

3 バリアフリー化

視聴覚障がい者や高齢者を勘案し、防災教育におけるバリアフリー化を進める。

第4 防災上重要な施設の管理者等の教育

防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、危険物の流出防止、出火防止、初期消火、避難等災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処し得る自主防災体制の強化を図る。

1 指導の方法

- (1) 防火管理者に対して技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の震災時における防災体制を強化する。
- (2) 事業所独自又は地域単位での訓練、講習会等を通じて、震災時における行動力を強化する。
- (3) 震災時における出火防止、初期消火、避難誘導等の事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

2 指導の内容

- (1) 震災の特性及び過去の主な被害事例
- (2) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安全管理
- (3) 事業所等の自主防災体制
- (4) パニック防止のための緊急放送等の体制整備
- (5) 出火防止、初期消火等の震災時における任務分担

第2節 児童生徒等に対する防災教育の実施

「一般災害対策編第2編第13章第3節 児童生徒等に対する防災教育の実施」を準用する。

第14章 自主防災組織整備計画

(本部事務局、乙訓消防組合)

「一般災害対策編第2編第15章 自主防災組織整備計画」を準用する。

第15章 企業等防災対策促進計画

「一般災害対策編第2編第16章 企業等防災対策促進計画」を準用する。

第16章 災害ボランティア活動の登録・支援計画

(健康福祉班)

「一般災害対策編第2編第21章 災害ボランティア活動の登録・支援計画」を準用する。

第17章 行政機能維持継続計画

(本部事務局)

「一般災害対策編第2編第20章 行政機能維持継続計画」を準用する。

第18章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

(総務班)

第1節 計画の方針

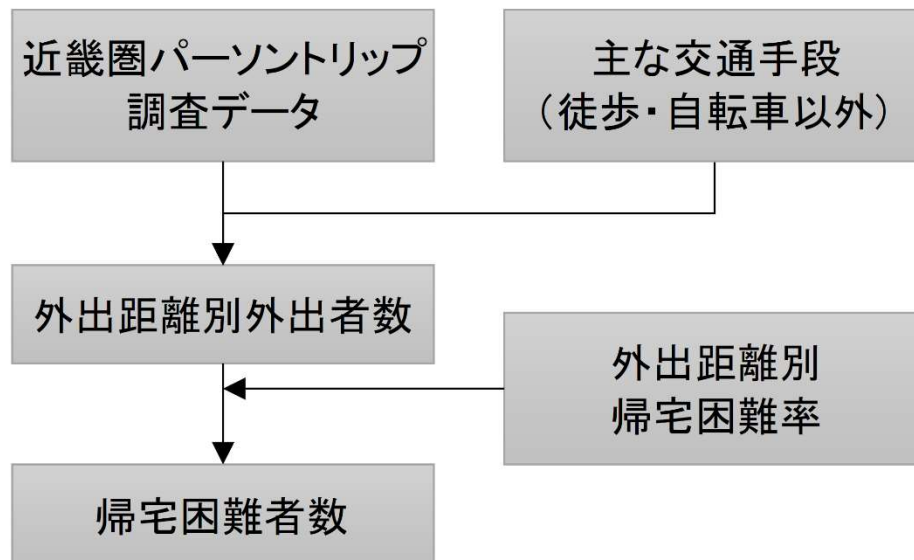
市は、大規模広域災害が発生し、鉄道やバスの交通機関の運行が停止した際に、大量の観光客及び帰宅困難者により救急・救助等の応急活動に支障をきたし、観光客及び帰宅困難者自身にも危険が及ぶなど一斉帰宅に伴う混乱を回避するとともに、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から府等行政機関、輸送機関や観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備を図る。

第2節 帰宅困難者の定義と推計

第1 帰宅困難者の定義と対象地域

本計画における帰宅困難者は、「京都府内断層帯地震被害想定調査等業務報告書（令和7年3月京都府危機管理部）」において、有馬一高槻断層帯地震の想定に示されるとおりとする。定義や算出方法は内閣府（2013）に倣ったものであり、震度5強以上が分布する市町村では、公共交通機関の停止、道路等の損壊・交通規制の実施等により徒歩・自転車以外での帰宅が難しくなり、帰宅困難者が発生する可能性があるものとされている。

図・予防18-2-1 帰宅困難者の算定フロー（「京都府内断層帯地震被害想定調査等業務報告書（令和7年3月京都府危機管理部）」より抜粋）



第2 長岡京市における帰宅困難者数等

1 市の帰宅困難者数の推計

「京都府内断層帯地震被害想定調査等業務報告書（令和7年3月京都府危機管理部）」では、図・予防18-2-1のフローに基づき、下記のとおり帰宅困難者数が推計されている。

（1）外出距離別外出者数

- ・パーソントリップ調査の結果を用い、外出者数を算定
- ・震度5強以上が分布しない市町村間は、移動が可能
- ・主な交通手段が徒歩または自転車の場合は帰宅可能
- ・外出距離は市町村庁間の距離とした

（2）外出距離別帰宅困難率

$$\text{帰宅困難率（\%）} = (0.0218 \times \text{外出距離（km）}) \times 100$$

（3）外国人宿泊者

- ・京都府観光入込客等調査報告書を基に外国人の日平均宿泊者を算出
- ・外国人宿泊者数はコロナ禍前の令和元年のデータを用いる

（4）有馬一高槻断層帯地震における長岡京市内の帰宅困難者等

- ・帰宅困難者 8,194人
- ・外国人宿泊者 2人

2 観光入込客数

令和6年「京都府観光入込調査報告書」によると、長岡京市への年間の観光入込延べ人数は約78万1千人であり、実人数に換算すると約70万1千人である。最も多い月は11月で、実人数にして1日平均約5,400人、一方最も少ない月は9月で、実人数にして1日平均約800人となっている。本市の観光客は、京都市や大阪市からのアクセスが良いこともあり、約99%が日帰り客となっている。

3 鉄道の乗降客数

平成30年度における年間の鉄道乗降客数の1日あたりの平均は次のとおりである。

	乗客数	降客数
J R長岡京駅	20,805人	—
阪急長岡天神駅	15,309人	15,498人
阪急西山天王山駅	6,905人	6,679人

（長岡京市統計書令和元年版より）

第3節 防災体制の構築

第1 情報伝達手段の確保・整備

災害時に帰宅困難者等に迅速かつ的確に情報が伝達されるよう、情報伝達手段の確保・整備を図る。

1 災害時優先電話への指定

災害時に電話が混み合った場合においても発信規制等を受けないように、市災害対策本部の運用に必要な電話を災害時優先電話に指定し、情報伝達手段の確保を図る。

2 防災行政無線の整備検討

更新について設計から導入までを計画的に実施し、防災行政無線の継続性を確保する。

3 情報伝達手段の複数化

ホットライン（市災害対策本部と指定箇所を直接結ぶ回線）の整備、携帯電話の災害時優先電話への指定についても検討し、情報伝達手段の複数化を図る。

4 多様な情報発信方法の活用

観光客や帰宅困難者、及び従業・通学等のため市外へ移動している市民などにも情報が発信できるように、緊急速報メール（エリアメール）、防災情報お知らせメール、長岡京市公式LINEアカウント、屋外拡声子局、ホームページ、SNS等多様な方法を活用する。

5 自転車等の維持管理

情報収集手段が寸断された場合でも、自らの足で情報収集が可能なように、市が管理している自転車・電動自転車・原動機付き自転車について、維持管理に努める。

第2 関係機関との連携

1 他市町との連携

災害時に近隣市町の道路状況等を迅速に把握・確認し、情報の共有を図れるように、近隣市町との連絡体制を構築する。

特に、阪急西山天王山駅の利用客には大山崎町の住民が多く含まれることが予想されるため、帰宅困難者が発生した場合の情報伝達手段等について体制を検討する。

2 鉄道事業者との連携

災害時に鉄道の運行状況や復旧の目処等の情報等を迅速に入手し、適切な対応ができるように、平常時から鉄道事業者との連絡体制を構築する。

3 観光施設等との連携

本市に訪れる観光客が帰宅困難者となる場合に備え、観光客が多く訪れる観光施設と協定を締結し観光客の安全を確保する。鉄道等の公共交通機関が停止した場合には、観光施設等において待機してもらうことにより「むやみに移動を開始しない」という原則の徹底を図り、道路及び駅前での混乱を防止する。

■主な観光施設

勝龍寺、勝竜寺城公園、長岡天満宮、光明寺、乙訓寺、楊谷寺、中山修一記念館
神足ふれあい町家、サントリー＜天然水のビール工場＞京都

第4節 混乱防止のための普及・啓発等

第1 企業・学校等への周知

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を企業・学校等に周知徹底していく。

企業には災害発生時に、帰宅困難者の発生を抑制するためにも、従業員を企業内に留めおくよう要請する。企業に留まった従業員に対応できるように、企業等に対し、3日分程度の食料の備蓄をするよう啓発を行う。

また、学校等に対しては、児童生徒等を学校に留めることを徹底するとともに、保護者に対しても周知する。

第2 観光客・帰宅困難者への啓発

発災直後の応急対策活動は、救命救助・消火・避難者の保護に重点を置くため、観光客・帰宅困難者に対する公的支援は制限される。このため、以下のことについて普及啓発を行う。

- 1 二次被害の発生防止のため。発災後の混乱が落ち着くまで「むやみに移動を開始しない」
- 2 災害伝言ダイヤル（171）、携帯電話等による災害用伝言サービス等、複数の安否確認手段の活用
 - (1) NTT提供サービス
 - ア 災害用伝言ダイヤル（171）
 - 音声を用いて安否を知らせるサービス
 - イ 災害用ブロードバンド伝言板（Web 171）
 - 文字、音声、画像を用いて安否を知らせるサービス
 - (2) 各携帯電話会社提供サービス
 - ア 災害用伝言板
 - 文字を用いて安否を知らせるサービス
 - イ 災害用音声お届けサービス
 - 音声を用いて安否を知らせるサービス
- 3 多様な場所や視点を想定した徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認
- 4 公共機関が提供する正確な情報を入手し冷静に行動する。
- 5 帰宅できるまで、自助・共助による助け合い。

第5節 安全確保対策

第1 一時退避難所及び一時滞在施設の選定・周知徹底

- 1 一時退避難所及び一時滞在施設の選定及び確保

帰宅困難者が発生した場合に備えて、帰宅困難者のための一時退避難所及び一時滞在施設を選定する。選定に当たっては、公共施設のうち耐震性に問題のない施設から選定をしていくこととする。

また、駅、観光地周辺等のオープンスペースや公園、寺社等の施設管理者と協定を締結するなどして、一時退避場所の確保に努めるとともに、公共施設のほか、集客施設、学校等の施設管理者やホテル・旅館業者と協定を締結するなどして、一時滞在施設の確保に努める。

2 一時退避難所及び一時滞在施設の周知徹底

帰宅困難者が発生した場合に備えて、駅前での滞留者発生を防止するため、市外から本市へ来ている従業者や通学者、観光客等に対し一時退避難所及び一時滞在施設の周知を図る。具体的には、防災ハザードマップ等に掲載し公共施設や企業、観光施設等へ配布するほか、観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者等と連携し周知・広報に努めるとともに、観光マップ等への掲載についても検討する。

また、土地勘のない観光客等の帰宅困難者であっても、一時退避場所及び一時滞在施設が分かるようにピクトグラム等を活用した誘導標識等の整備に努める。

第2 帰宅困難者の分散化体制の構築

帰宅困難者の混乱を防止するため、帰宅困難者の少ない一時退避場所及び一時滞在施設へ誘導することで帰宅困難者を分散化できるよう、一時退避場所及び一時滞在施設の受入状況をリアルタイムで誘導者へ伝達できる体制を構築する。

第6節 帰宅支援情報等の周知

第1 防災情報お知らせメール等の周知・登録促進

市外にいる長岡京市民を支援するため、防災情報お知らせメールや長岡京市公式LINEアカウント等の周知を図り、登録を促進する。

第2 災害時帰宅支援ステーションの周知

関西広域連合がコンビニエンスストアや外食事業者等と締結している「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」に基づく災害時帰宅支援ステーションについて、市ホームページやハザードマップ、観光マップ等への掲載により、所在地や支援内容を周知していく。

第3 帰宅支援のための情報提供の周知

徒歩で帰宅する人に対しての情報提供として、各携帯電話会社が提供する緊急速報メール（エリアメール）、市ホームページ、SNS等により、水道水やトイレの提供が可能な場所や通行が可能な道路等の情報を提供する。

第4 徒歩帰宅する際のポイントについて周知啓発

帰宅困難となった人が徒歩帰宅をする際に、安全に帰宅をするためのポイントについて平常時から周知をする。

■帰宅をする際のポイント

- ・ヘルメット、手袋、底の厚い運動靴を着用する。
- ・防災グッズ（ラジオ、食料、飲料、懐中電灯、地図、マスク、タオル、携帯電話の充電器等）を平常時から準備する。

第19章 震災に関する調査研究

(本部事務局、建設班、上下水道班、乙訓消防組合)

地震災害は地域特性を有し、自然的・社会的条件が相まって広範でしかも複雑・多様な現象を示すものである。市及び防災関係機関は、この災害現象を科学的に分析、検討し得る調査研究体制の整備に努め、地域に応じた総合的かつ一体的な防災活動の実施を図る。

第1節 災害予防に関する調査研究

震災に強いまちづくりを推進するためには、公共土木施設、公共建築物、公益施設等の耐震性の向上をはじめ、市街地の面的整備や、防災に関する各種の都市施設の総合的・一体的整備に配慮していく必要があり、これに資する調査を推進する。

第1 防災計画基本調査

大地震時に発生すると思われる火災及びその他の被害を最小限に留めるため、次の調査を行い、防災都市建設の基本計画を策定する。

- (1) 地盤及び地質に関する調査
- (2) 建築物の不燃化・耐震性及び落下物に関する調査
- (3) 建築物の用途、規模、構造等の現況調査
- (4) 地下埋設物の調査
- (5) 危険物貯蔵所等に関する調査
- (6) 防災空間の整備拡大に関する調査

第2 公共建築物、公益施設等の耐震性に関する調査

公共建築物、公益施設は、災害が発生した場合の応急復旧活動の拠点となり、この破壊が社会生活に深刻な影響を与える性格を有しているものであるから、施設の破壊を防止するため、慎重かつ十分な点検調査を行う。

第3 公共土木施設の耐震性に関する調査

公共土木施設が地震により被害を受けると、直接生命・身体・財産等に影響を及ぼすほか、避難行動や援助救護活動に支障をきたすことになる。したがって、これらの施設の破壊を防止するため、慎重かつ十分な点検調査を行う。

- (1) 道路及び橋梁の耐震に関する調査
- (2) 鉄道及び軌道の耐震に関する調査
- (3) ダム及びため池の耐震に関する調査
- (4) 河川及び河川工作物の耐震に関する調査

第2節 火災の防止に関する調査研究

(乙訓消防組合)

第1 地震火災の事例に関する調査

地震災害発生の態様は複雑多岐であり、また、災害の発生に地域性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって、過去の地震災害の事例に基づいて、次の調査をする。

- (1) 地震火災の拡大原因に関する調査
- (2) 地震火災を最小限に食いとめる方法に関する調査

第2 大震火災に関する調査

地震時に予想される同時多発性による大震火災対策を科学的データに基づいて推進するため、出火防止、初期消火、拡大防止、避難の安全確保等、基本的重要事項に関する調査を行い、個別対策及び地域対策の指針を確立し、都市の防災化対策に資する。

- (1) 初期消火に関する調査
- (2) 火災の拡大防止に関する調査

第3節 避難の安全確保に関する調査研究

(本部事務局、建設班)

避難場所は、大震火災に際して常に安全性が確保されなければならない、現在指定している避難場所はそれ自体に本来の使用目的があり、時代とともにそれらは変化をしたり、あるいは周辺の状況の変化に影響を受け、安全性について低下したりする場合が起り得る。

したがって、避難場所及び避難経路の選定については、一定期間毎に安全性について調査確認する。

- (1) 指定避難場所の確保を図り、かつ、その避難場所としての機能の向上を図るための整備に関する調査
- (2) 指定避難場所とそこに至る避難道路の安全化を目指す災害防止帯設定のための基礎調査
- (3) 避難時に障害となる自動車交通の動態調査と、避難の円滑化方策の調査
- (4) 大震火災時に発生のおそれのある火災旋風から避難場所の安全性を確保するための調査

第3編 災害応急対策計画

第3編 災害応急対策計画

第1章 災害応急対策の活動体制

大規模な地震が発生した場合、市内の各地域で建築物の倒壊や火災が同時多発的に発生し、これらに起因して多数の市民が死傷するおそれがある。このとき、災害対策本部は、収集・連絡された被害情報等に基づく的確な判断により、速やかに自らの活動体制の確立が重要である。

第1節 災害対策本部等の設置と活動体制

(本部事務局)

〔災害応急対策の分担〕

項目	実施担当	実施内容
災害警戒本部	本部事務局	○勤務時間内の災害警戒本部の全般的業務
	緊急本部指揮職員	○勤務時間外の災害警戒本部の全般的業務
指揮命令権者	本部長 ※1	○災害対策全体の意志決定、指揮命令を実施する
	緊急本部指揮職員	○勤務時間外において、本部長、本部員到着までの間、災害対策全体の意志決定、指揮命令を実施する
非常配備体制の判断	本部長	○勤務時間内において、非常配備体制を判断する
	緊急本部指揮職員	○勤務時間外において、本部長、本部員到着までの間に非常配備体制を判断する
災害対策本部の設置	本部長	○勤務時間内において、災害対策本部設置の判断
	緊急本部指揮職員	○勤務時間外において、本部長、本部員到着までの間に対策本部設置の判断をする
緊急活動の調整	対策本部会議	○震災後の緊急的対策の実施につき調整する
応急活動の調整	本部事務局	○各班の実施する応急対策の総合調整を図る
組織体制見直し	対策本部会議	○時間の経過とともに組織体制を弾力的に見直す
災害対策本部の閉鎖	本部長	○市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、本部長は、対策本部を閉鎖する

※1 災害警戒本部長…第一副市長

災害対策本部長…市長

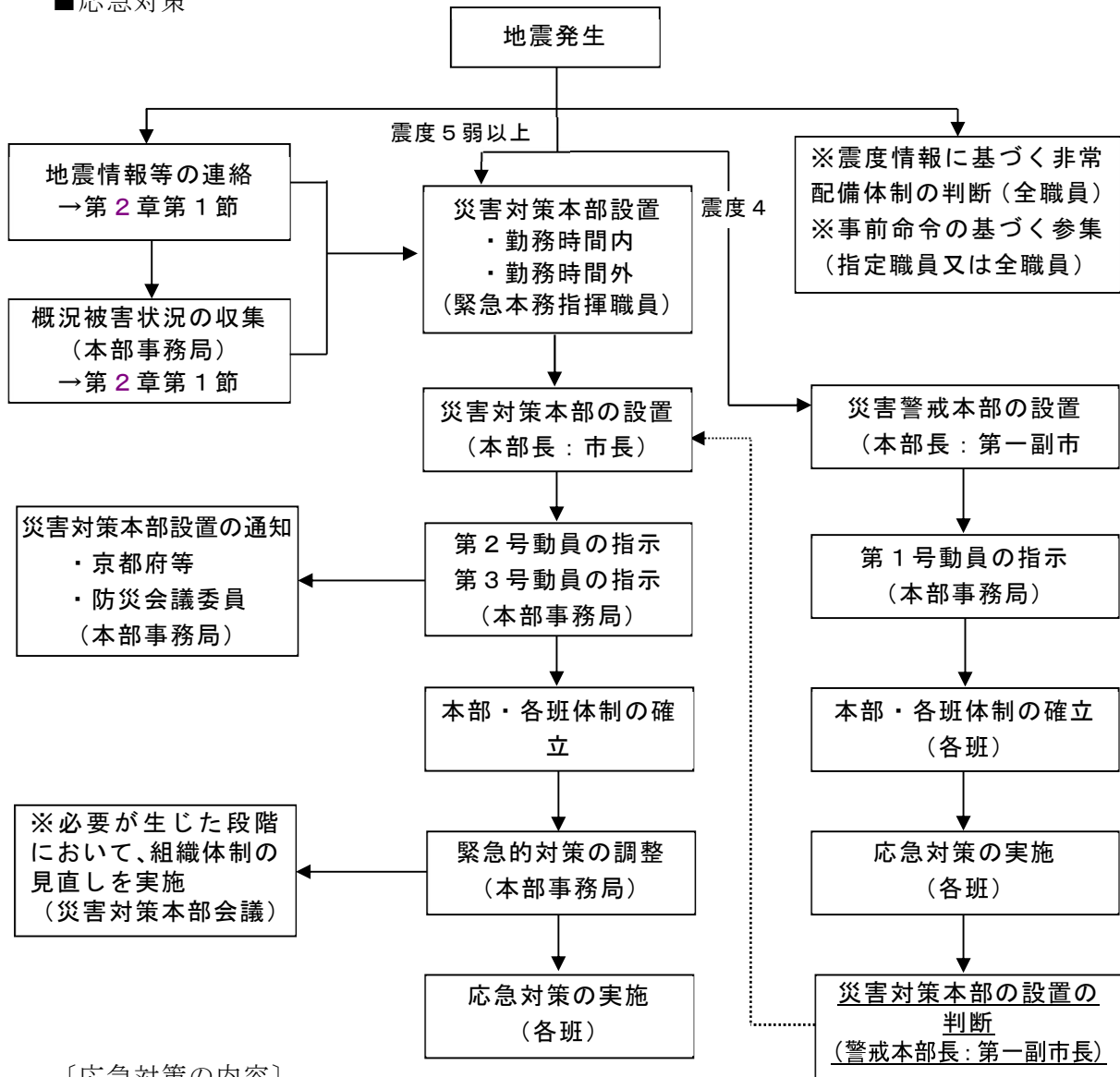
第一副市長とは、長岡京市副市長事務分担規則第2条に定めるものとする。

〔災害応急対策の流れ〕

■事前対策

- 全職員は、日頃から震度情報と非常配備体制の関係を熟知し、自らの役割を自覚しておく。
- 緊急本部指揮職員の事前指定により、勤務時間外の初動時の指揮命令系統を確立する。
- 防災関係機関との事前調整により、地震発生後の総合的調整体制の確立を図る。
- 災害対策本部及び予備の災害対策本部の設置場所を定め、早期立ち上げを図るため、平常時から機器等を配置しておく。

■ 応急対策



第1 災害対策本部等の設置及び配備体制

1 災害警戒本部

(1) 設置

地震発生後、長岡京市における震度が4であった場合は、第一副市長を本部長とする災害警戒本部を設置する。なお、本部長に事故がある場合等は、副本部長が本部長を代理する。

また、本部長が参集するまでの間、勤務時間内にあっては危機管理監が、勤務時間外にあってはあらかじめ指名された緊急本部指揮職員が、地震情報等の収集や災害警戒本部設置の準備を行う。

(2) 配備体制

本部長は、災害の規模等により、必要な活動体制を確立するために、各班長に配備体制を発令する。本部事務局長は、次の基準に従って本部長に配備体制の発令について進言する。

表・応急1-1-1 配備体制の種類と基準及び対象職員

配備体制の種類	発令の基準	配備対象職員
第1-1号配備体制	長岡京市の震度が4のとき 気象庁より南海トラフ臨時情報 (調査中)が発表されたとき	・本部事務局長・副局長及び各班長 ・本部事務局及び各班においてあらかじめ指名した職員
第1-2号配備体制	気象庁より南海トラフ臨時情報 (巨大地震注意)又は南海トラフ 臨時情報(巨大地震警戒)が発表 されたとき	

2 災害対策本部

(1) 設置

市長は、地震災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、特にその対策又は防災の推進を図る必要があるとき、災害対策本部を設置する。ただし、地震発生後、長岡京市における震度が5弱以上であった場合は、直ちに設置する。

また、本部長が参集するまでの間、勤務時間内にあつては危機管理監が、勤務時間外にあつてはあらかじめ指名された緊急本部指揮職員が、地震情報等の収集や災害対策本部設置の準備を行う。

(2) 配備体制

本部長は、災害の規模等により、必要な活動体制を確立するために、各班長に配備体制を発令する。本部事務局長は、次の基準に従って本部長に配備体制の発令について進言する。

表・応急1-1-1 配備体制の種類と基準及び対象職員

配備体制の種類	発令の基準	配備対象職員
第2号配備体制	長岡京市の震度が5弱のとき	・本部事務局長・副局長及び各班長・副班長 ・本部事務局及び各班においてあらかじめ指名された職員
第3号配備体制	長岡京市の震度が5強のとき	・本部事務局長・副局長及び各班長・副班長 ・各班であらかじめ指名した職員 ・本部事務局の全職員
第4号配備体制	長岡京市の震度が6弱以上のとき 地震、風水害、原子力災害等が複 合的に発生したとき	・全職員

第2 緊急本部指揮職員の指名

勤務時間外に、災害対策本部等を設置する必要がある事象が発生した場合、本部長(市長)又は副本部長(第一副市長)が本部到着までの間、本部へ徒歩又は自転車ですぐに出勤可能な職員の中から、あらかじめ市長が指名した職員は、直ちに出勤して必要な指揮及び判断を行う。緊急本部指揮職員は本部長等の到着後は、その指揮下に入り本部長等を補佐する。なお、緊急本部指揮職員は、次の者の内から市長が第1順位・第2順位・第3順位まであらかじめ指名する。

(1) 緊急本部指揮職員

ア 総合政策部長	第2順位者
イ 危機管理監	第1順位者
ウ 環境経済部長	
エ 健康福祉部長	
オ 健康福祉部参事	
カ 建設交通部長	第3順位者
キ 上下水道部長	
ク 対話推進部長	
ケ 教育部長	

(2) 緊急本部指揮職員の業務

- ア 動員配備指令の確認、徹底に関すること
- イ 概況的情報収集の指揮に関すること
- ウ 初動活動方針の決定に関すること
- エ 救護班の派遣要請に関する判断
- オ 避難所の開設に関する判断
- カ 避難指示に関する判断
- キ 災害対策本部の設置に関する判断
- ク 広域応援の要請に関する判断
- ケ 自衛隊派遣の要請に関する判断
- コ その他緊急を要する判断及び組織の指揮に関すること

第3 配備及び動員の留意事項等

1 配備時の留意事項

地震が発生又は発生するおそれのある場合、通常の業務を一時停止、又は縮小し、各班は次の基準に従い、定められた配備につく。

- (1) 勤務時間外の場合は、配備体制の基準により判断し、配備対象となる職員は直ちに参集し、定められた配備につく。
- (2) 配備体制発令後に更に体制を強化する必要があると判断される場合は、各班長は、班毎に配備体制を強化するとともに、直ちに本部長に報告する。
- (3) 各班長から配備体制強化の報告を受けた本部長は、災害の状況、職員の対応状況等から総合的に判断し、必要と認められる場合は配備体制の強化を発令し、応急活動に万全を期する。

2 動員方法

(1) 勤務時間内の動員方法

配備体制発令とともに動員指示を庁内放送等により連絡する。

(2) 勤務時間外の動員方法

- ア 地震発生直後は、各職員が配備体制を判断することとし、動員連絡は行わない。

ただし、参集すべき職員が出勤しない場合は、被災の有無の確認も兼ねて各班の総務を担当する職員により、動員連絡をすることがある。

イ 前記基準よりも配備体制を強化する場合は、各班の総務担当者が班内連絡網に従い動員連絡する。

3 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、動員対象から除外する。

なお、この場合、可能な限り速やかに所属長に連絡し、参集を妨げる事態が終息でき次第、直ちに参集しなければならない。

- (1) 職員自身が、地震発生により傷病の程度が重症である場合
- (2) 親族に死亡者又は重症の傷病者が発生し、当該職員が付き添う必要がある場合
- (3) 自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し延焼するおそれがある場合
- (4) 自宅付近において、救出救助要請があった場合

4 参集時の留意事項

(1) 事前の習熟

職員は、事前に定められた配備体制、参集場所及び自己の任務を十分習熟しておかなければならない。

(2) 地震情報の収集

職員は、地震が発生したときは、ラジオ・テレビ・インターネットを通して自ら工夫して災害の状況、配備体制を知るように努める。

(3) 参集経路の確認

職員は、被災により交通機関が途絶した場合に備えて、單車、自転車、徒歩等により参集するための経路を普段から検討し、訓練時等に確認しておく。

(4) 服装及び携行品

参集する際は、原則災害用活動服とし、平常時から非常持ち出し袋等に備蓄しておいた手拭い、水筒、食料、携帯ラジオ及び懐中電灯等の必要な用具をできる限り携行する。

(5) 参集途上の措置

参集途上において火災、人身事故等に遭遇したときは、最寄りの消防機関又は警察機関に通報するとともに、直ちに可能な限りの適切な措置をとること。

(6) 被害状況の報告

職員は、参集途上に知り得た状況又は災害情報を参集場所の指揮者に報告し、指揮者は本部事務局に報告する。

第4 初動体制の確立

勤務時間外に地震が発生し、本部長及び副本部長が発災後直ちに出勤できない場合で、かつ災害対策本部の組織的な運営ができない場合は、本部会議開催等の可能となるまでの間、緊急本部指揮職員の指揮の下に初動体制を確立する。

1 初動要員

初動活動体制の確立に当たっては、要員の早期確保が重要な課題となるため、次の基準により初動要員として指名する。

表・応急1-1-3 初動要員指定基準

初動要員	該当する居住地域
第1初動要員 (30分体制)	30分以内に出勤が可能な地域 長岡京市（全域）、向日市、大山崎町、京都市（桂川右岸地域）
第2初動要員 (1時間体制)	60分以内に出勤が可能な地域

※ 初動要員及び上表の地域の範囲は、別途に定める。

2 初動体制における処理事項

初動要員は、可能な限り速やかに指定場所に参加し、次の活動を開始する。ただし、初動要員が参加するまでの間は、本部事務局が実施する。

(1) 情報収集伝達（各班）

「一般災害対策編第3編第2章第1節 災害情報の収集・連絡」による。

(2) 警戒活動（建設班、乙訓消防組合）

火災、土砂災害の警戒巡視を実施する。

(3) その他必要事項

3 初動体制における注意事項

(1) 各班長は、所属職員に初動体制における参加場所、業務内容等について周知徹底を図る。

(2) 初動体制に従事する職員は、指定された参加場所に直行し、業務を遂行する。

第5 災害対策本部等の閉鎖

(1) 本部長は、市域において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね終了したと認めたときは、本部を閉鎖する。

(2) 防災活動の収束に伴い、本部長は平常業務との関連から逐次、部の配備解除を命ずることがある。ただし、この場合においても、本部を閉鎖するまでの間は、必要な部の要員を指定し、本部員として残務整理する。

(3) 本部の設置・閉鎖の通知

本部長は、災害対策本部を設置又は閉鎖したときは、府知事、防災会議構成員、報道機関、市民等にこれを通知する。

表・応急1-1-4 本部設置又は閉鎖の通知先など

通知先・公表先	通知・公表の手段	担当班
各班	庁内放送、本部会議、職員参加メール、職員チャットツール	本部事務局
府知事	京都府総合防災情報システム、衛星通信系防災情報システム、電話	本部事務局
防災会議構成員	電話	本部事務局
報道機関	ファクシミリ、口頭又は文書	市民情報班

市民	災害広報誌、報道機関を通じて	市民情報班
長岡京市議会	議員チャットツール、メール	市民情報班

第6 本部等の設置場所

(1) 災害対策本部等配置計画等

災害対策本部等の配置は、下記のとおりとする。総務班は、直ちに各室の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

表・応急1-1-5 災害対策本部事務室等配置計画

施設名・会議室名	受入人員	利用用途	電話回線数	配置機器等
市庁舎 4階 会議室401	20	災害警戒本部会議室	5	モニター・インターネット系 P C・庁内情報系 P C
市庁舎 4階 会議室402	50	災害警戒本部事務室	13	白板・市内地図・行政無線・ モニター・インターネット系 P C・庁内情報系 P C・電話 機・F A X
市庁舎 4階 会議室401及び 402	70	災害対策本部事務室	18	白板・市内地図・行政無線・ モニター・インターネット系 P C・庁内情報系 P C・電話 機・F A X・印刷機
市庁舎 3階 会議室301	24	記者発表室	1	白板・市内地図・庁内情報系 P C
市庁舎 4階 応接室	30	災害対策本部会議室・ 防災会議室	1	白板・市内地図
中央生涯学習セン ターメインホール	400	災害対策本部会議室・ 防災会議室・災害対策 本部事務室	4	市庁舎4階会議室401及び 402と同様
中央生涯学習セン ター学習室1	40	本部会議室予備・記者 発表室	1	白板・市内地図・L A N
中央公民館3階 市民ホール	200	災害対策本部会議室・ 防災会議室・災害対策 本部事務室	1	市庁舎4階会議室401及び 402と同様

第7 災害対策本部等の組織及び運営等

1 災害対策本部会議等

本部会議は、災害対策本部等の活動に関する基本方針や、重要かつ緊急の防災措置に関する協議を行うため、本部長が必要の都度招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は関係部長との協議をもってこれに代えることができる。

(1) 本部会議員

本部長、副本部長、各班長及び本部事務局長（危機管理監）

(2) 協議事項

- ア 災害応急対策の基本方針に関すること。
- イ 動員配備体制に関すること。
- ウ 各班間調整事項に関すること。

- エ 避難指示及び警戒区域の設定に関すること。
- オ 自衛隊派遣要請に関すること。
- カ 府及び関係機関との連絡調整に関すること。
- キ 他市町への応援要請に関すること。
- ク 災害救助法適用要請に関すること。
- ケ 激甚災害の指定に関すること。
- コ その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

(3) 各班の事務分掌

各班の事務分掌については、「一般災害対策編第3編第1章第2節 災害対策本部事務分掌」に定める。

(4) 本部連絡員

本部会議又は本部事務局と各班の連絡役として、本部連絡員を置く。

ア 構成

本部連絡員は、各班においてあらかじめ指名しておくものとする。

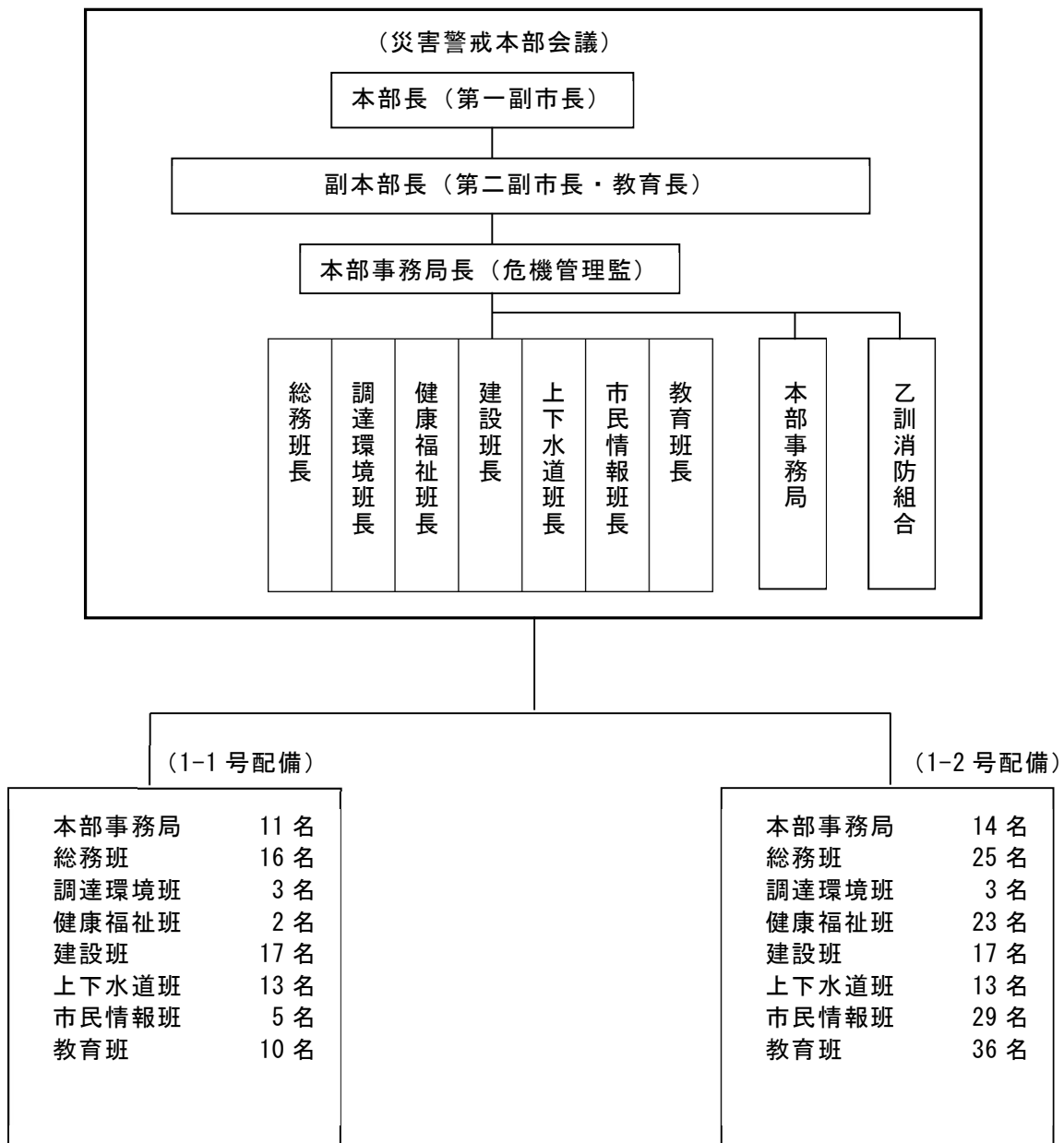
イ 事務分掌

- (ア) 本部会議等での決定事項を各班各部署へ伝達する。
- (イ) 各班の活動状況等を本部会議に出席中の班長へ報告する。
- (ウ) 必要に応じて本部事務局の構成員として本部事務を担当する。

2 長岡京市災害対策本部等の組織

- (1) 長岡京市災害警戒本部の組織及び配備体制は、図・応急1-1-1 長岡京市災害警戒本部組織図のとおりとする。
- (2) 長岡京市災害対策本部の組織及び配備体制（2号配備～4号配備体制）は、図・応急1-1-2 長岡京市災害対策本部組織図（2号配備～4号配備体制）のとおりとする。

図・応急1-1-1 長岡京市災害警戒本部組織図



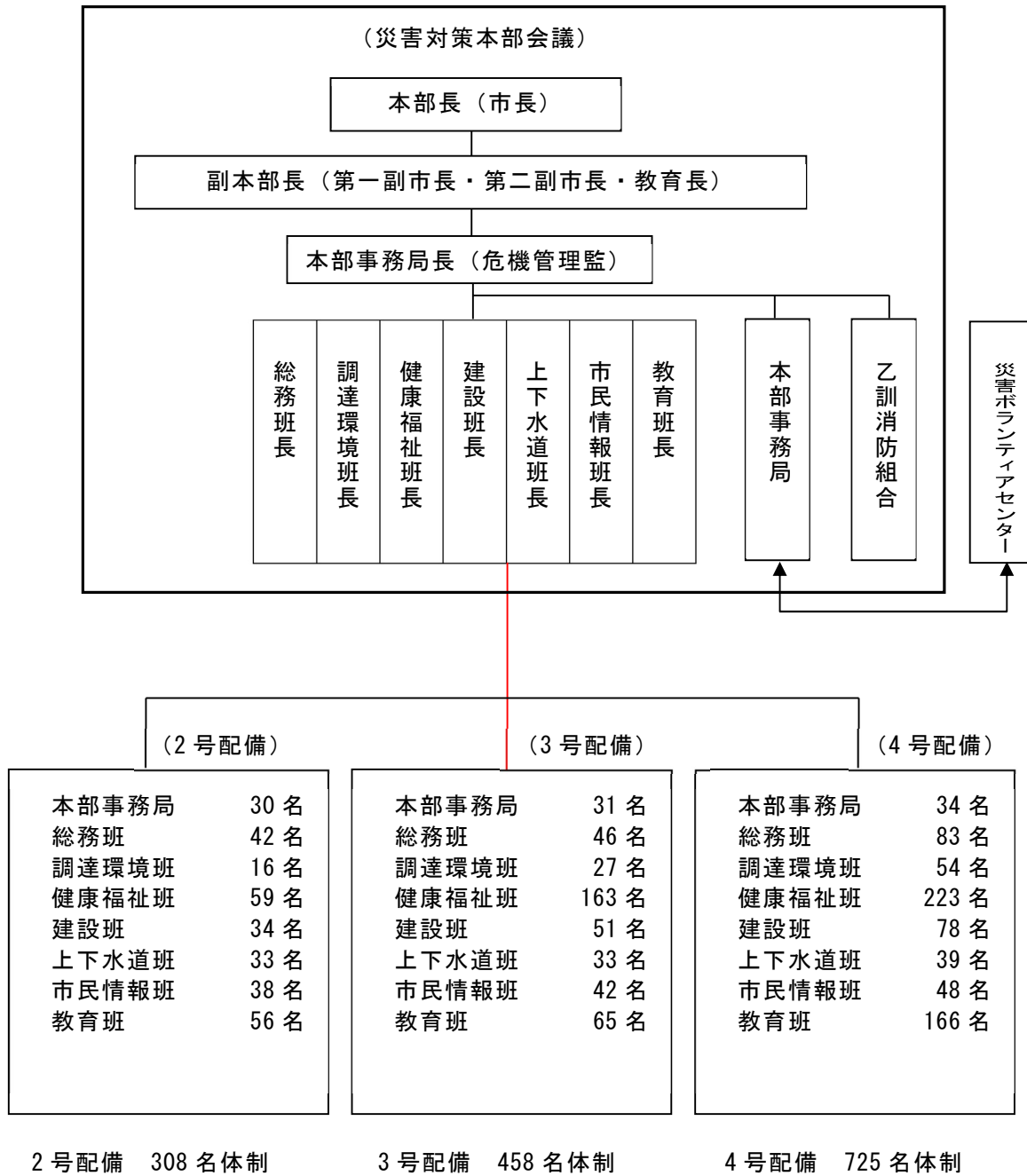
1-1 号配備 77 名体制

1-2 号配備 160 名体制

【動員体制に関する注釈】

- ※1 各班名称の右に記された動員人数は、班長又は局長を含んだ数値である。
- ※2 動員人数は標準の人数を示すものであり、実態が必ずしも本表に拘束されるものではない。
- ※3 標準動員人数の根拠は、令和6年度初頭に災害対策本部事務局が各班より回答を得た数値に基づくものである。

図・応急1-1-2 長岡京市災害対策本部組織図（第2号配備～第4号配備）



第2節 災害対策要員動員計画

(本部事務局)

災害応急対策実施のため、必要な人員、労力等の確保は本計画の定めるところによるものとする。

第1 作業員動員計画

1 実施機関

災害応急対策実施のため、必要な要員の確保は各班の要請により総務班が行う。ただし、災害の程度、規模等により本部長において要員の確保ができないときは、要請に基づき知事において、要員の確保、調整を行う。

2 従事する作業の種類

作業員の作業内容は、土木作業、清掃作業、物資の整理配分等とする。

3 供給方法

(1) 職業安定所に依頼

ア ハローワーク京都七条に対し電話連絡又は求人票により作業員の供給を依頼する。

【連絡事項】

- a 求人事業名
- b 就労場所
- c 作業内容
- d 賃金
- e 就労時間
- f 所要人員等

イ 賃金の基準は平常時の民間雇用賃金に災害時の事情を考慮して決定する。

ウ 作業員は市輸送車両によって輸送する。

エ 賃金は作業現場の近い所で、当日作業員に対し、直接支払うものとする。

オ その他必要とする事項

＊ 上に掲げる作業員でなお不足するときは、京都府商工労働観光部を通じて隣接職業安定所より労務の供給を依頼する。

＊ 出面表兼賃金台帳を備えなければならない。

(2) 市の登録業者等への依頼

総務班は、各班からの必要人員等の申し出に基づき、市の登録業者等に対し電話連絡し供給を依頼する。

(3) 避難所への物資搬送業務については、事前に協定を締結する。

4 災害救助法が適用された場合の実施基準

「人夫賃」の災害救助法による実施基準は、次表のとおりである。

表・応急1-2-1 災害救助法による「人夫賃」の実施基準

項目	基準等
対象	ア 被災者の避難 イ 飲料水の供給 ウ 医療及び助産 エ 被災者の救出 オ 遺体の捜索及び処理 カ 救済用物資の整理配分
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期間	それぞれの救助の実施が認められている期間以内
備考	災害救助法による救助の程度、方法及びその費用の範囲は、下記の注釈に記した資料のとおり

第2 技術者その他の動員計画

災害応急対策を実施するため、技術者等が不足し、又は緊急の必要がある場合は、本部長は市民に対し公用負担を命じ、又は府知事の委任を受け、医療、土木建築又は運輸関係者に対し従事命令を執行し、災害対策要員の確保を図る。

第3節 広域的応援体制

「一般災害対策編第3編第1章第4節 広域的応援体制」を準用する。

第4節 労務供給計画

(健康福祉班)

本章においては、災害応急対策を実施するに当たって、災害対策本部要員及び防災関係者のみでは労力的に不足するときにおける労働力の確保について定めるものである。

[参照文献 京都府（1999）『京都府地域防災計画 一般計画編第3編第29章 労務供給計画』]

第1 労働力の確保

[災害応急対策の分担]

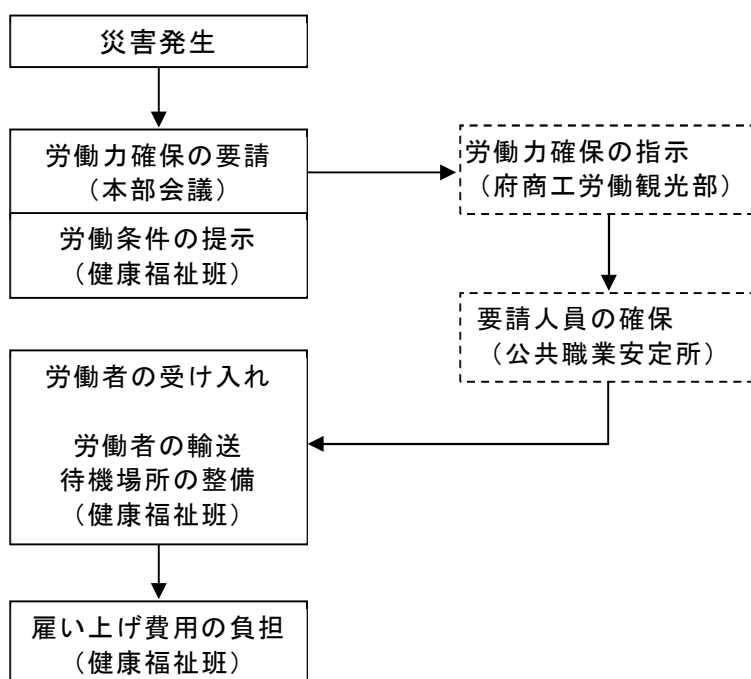
項目	実施担当	実施内容
労働力確保の要請	本部会議	○労働力の確保を府災害対策本部に要請する
労働者の受入れ態勢の整備	健康福祉班	○労働者の待機場所を整備し、受け入れる体制を整える
労働者の雇い上げ費用の負担	健康福祉班	○労働者を雇用した際に発生する費用の計上・支出を行う

[災害応急対策の流れ]

■事前対策

- 平常時から、管轄の公共職業安定所と密接な連携を取る。
- 雇いあげる労働者を受け入れることのできるスペースの整備を行う。

■ 応急対策



[災害応急対策の内容]

第2 実施責任者

労働者の雇い上げは、市災害対策本部の責任において行うものとする。

第3 労働者の業務範囲

災害応急対策の実施に必要な労働者は、次の業務を行うものに必要な補助者とする。

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 行方不明者の捜索
- (6) 遺体の処理
- (7) 救援物資の整理、輸送及び配分
- (8) その他災害応急対策に必要な業務

第4 労働者確保の方法

- (1) 市災害対策本部は、不足する労働者の確保を府災害対策本部へ要請し、府本部はこれを取りまとめ府商工労働観光部へ労働者の確保を指示する。

また、労働者の確保の要請に際し、市災害対策本部は、労働条件等を提示するものとする。

- (2) 指示を受けた府商工労働観光部は、府内各公共職業安定所（注：長岡京市管内を主管とする公共職業安定所は、「ハローワーク京都七条（京都市下京区東油小路町、電話：075-341-8609）」に労働者の確保を指示する。

- (3) 連絡を受けた各公共職業安定所は、一般求職者の中から速やかに要請人員の確保に努める。
- (4) 市災害対策本部は、労働者確保の連絡受理後速やかに労働者輸送等の措置を講じ、待機場所において労働者を受け入れる。

第5 費用の負担

- (1) 労働者の雇い上げに要する費用は、市災害対策本部の負担とする。なお、費用の計上及び支払等の業務に関しては、健康福祉班にて行うものとする。
- (2) 労働者の賃金は、京都府における通常の実費とする。

第2章 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

地震が発生した場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は、情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概況的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

第1節 災害情報の収集、連絡

（本部事務局、各班）

〔災害応急対策の分担〕

項目	実施担当	実施内容
地震情報等の収集	全職員	○テレビ、ラジオをはじめ、あらゆる手段で気象庁発表の震度情報を把握する
	本部事務局	○勤務時間内にあっては、震度計の情報を庁内放送により伝達する
概況被害情報の収集	指定職員	○勤務時間外にあっては、災害対策本部への登庁の途上、受持ち区域の概況被害情報を調査、報告する
	各担当班	○バイク・自転車等を利用して負傷者、避難者の状況、ライフライン被害の範囲等の被害規模を推定するための情報を収集する ○自主防災組織、事業所から被害情報等を収集する
中間被害情報の収集	各班	○応急対策実施に必要な情報を収集、伝達する
	建設班	○庁舎、小・中学校、公共施設及び病院等の防災活動拠点の応急危険度判定を実施、結果を報告する
	災害対策本部	○災害の発生拡大状況及び二次災害の危険性に関する情報を収集する ○電話対応窓口を設置し、情報を収集する ○広域応援要請等の判断、要請等を実施する ○災害救助法適用可否の判断、処置を行う
最終被害情報の収集	各担当班	○災害救助法に基づく救助活動に必要な災害情報、被害情報、復旧情報を調査、集計、報告する
	災害対策本部	○最終被害情報を一元的管理、関係機関へ報告する ○最終被害情報の広報を行う
住家等被害判定調査	総務班	○建設班による建築物応急危険度判定終了後、住宅等被害判定調査を開始し、り災者台帳の作成を行う

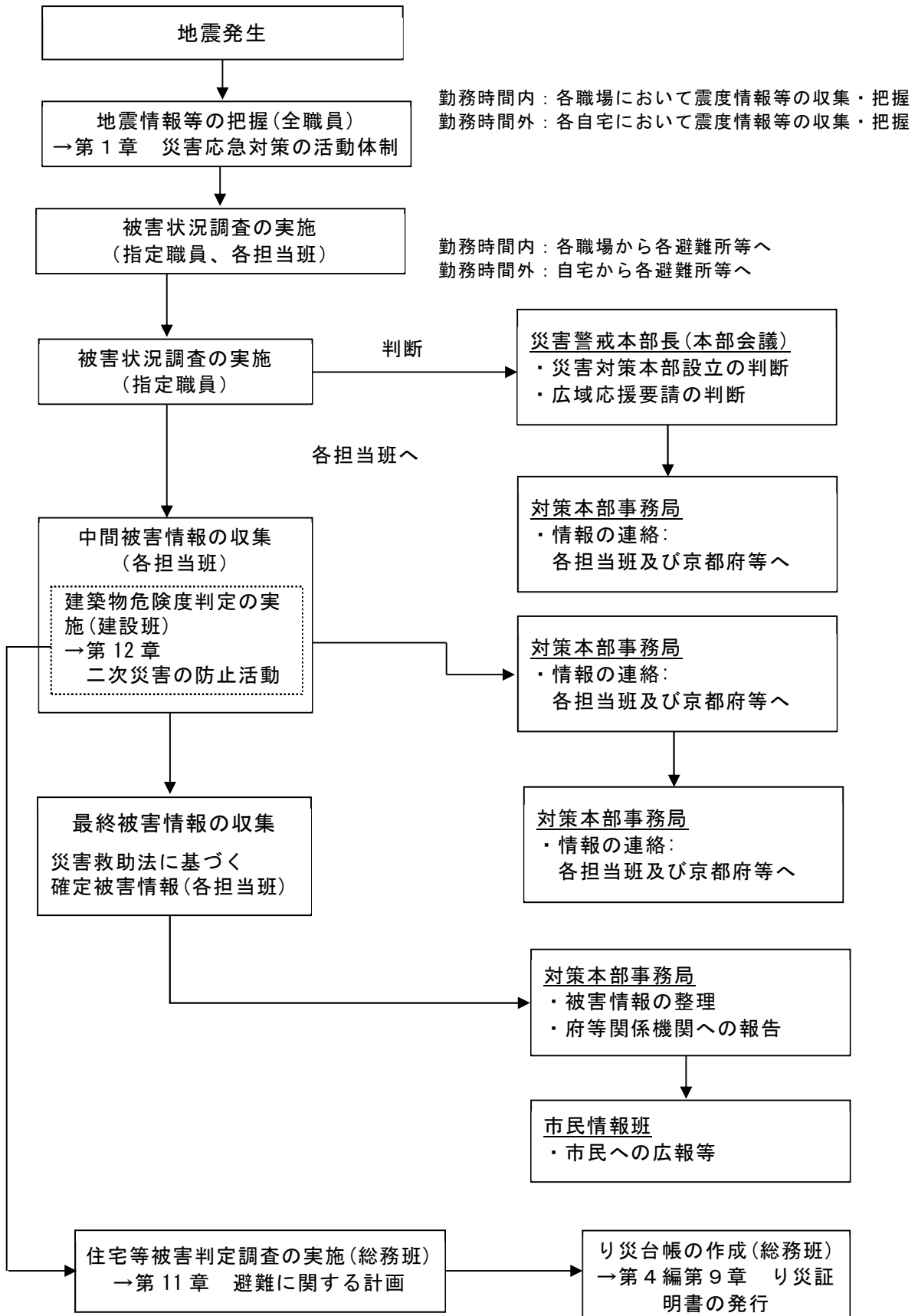
〔災害応急対策の流れ〕

■事前対策

- 各班は情報収集・連絡活動にかかる勤務時間内外別の役割分担、連絡網に関する計画を整備する。
- 住宅地図、道路台帳、水道配管図、下水道管渠図等の資料の常備保管を図る。
- 有線・無線のネットワークシステムを利用して、情報を迅速、正確に伝達する体制を整える。

○職員の地震被災建築物応急危険度判定士の資格修得を促進する。

■ 応急対策



〔災害応急対策の内容〕

第1 地震直後における情報の収集計画

地震発生後の非常配備体制の基準となる気象庁発表の地震情報を基に、以下の手順で入手する。

1 気象台等からの災害情報の入手手順

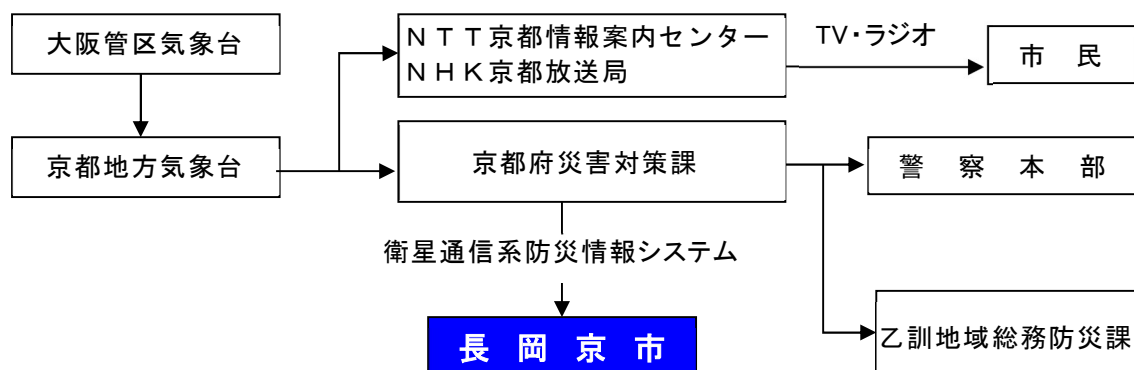
(1) 地震情報の発表機関

地震情報は気象庁（大阪管区気象台、京都地方気象台）から発表される。

(2) 地震情報の通知

気象庁が発表する地震現象及びこれに密接に関連する現象の観測成果及び状況
災害情報は、以下の経路で本市に伝達される。

図・応急2-1-1 気象庁発表の災害に関する情報系統図及び入手経路



(3) 災害情報の入手方法

気象庁発表の地震情報は以下の方法で入手する。ただし、勤務時間外においては、テレビ・ラジオにより気象庁発表の震度情報を確認する。

ア テレビ、ラジオ

地震発生直後は、気象庁（京都地方気象台）に電話が集中し電話回線が通信不能となることも考えられるため、テレビ、ラジオで速報される気象庁発表の情報を入手するよう努める。

イ 衛星通信系防災情報システム

ウ 京都府震度情報ネットワークシステム

気象台（京都地方気象台）発表の情報は、京都府を通じて衛星通信系防災情報システムで伝達される。

市庁舎敷地内に設置されている計測震度計による震度等の情報は、総務課の端末機に出力される。

2 情報の一元的管理

災害対策本部事務局は、災害に関する情報、被害情報、応急対策に関する情報、復旧対策に関する情報等を総合的・一元的に管理する。

第2 概況被害情報の収集・連絡

1 概況被害情報の収集目的

災害の初期的段階でもある災害警戒本部体制時には、市民の安全を確保するための予防線を張るために、時期を逸することなく被害の有無及び被害程度の情報の収集に努める。

2 概況被害情報の収集要員、地区割り

災害警戒本部体制時で、かつ市内に災害が発生していることが予想される場合は、割り当てられた地区ごとに職員を現地に派遣し、市内のおおよその被害情報を確認させるものとする。なお、現地にて被害状況を確認した職員は、速やかに巡回箇所の被害状況を当該班長に報告するものとする。

3 概況被害情報の収集チェックリスト^E

指名された職員は、概況被害情報チェックリストをもとに、被害状況を調査する。

4 概況被害情報の伝達方法、内容

各指定要員が収集してきた概況被害情報は、速やかに次の方法により災害対策本部へ伝達する。

(1) 無線

(2) 電話（携帯電話、災害時優先電話、一般電話）、ファクシミリ

(3) 自転車や原付自転車を使用して調査後に口頭伝達内容は、上記チェックリストに基づき行う。

なお、この情報伝達に対応するため、災害対策本部市民情報班に情報整理担当要員を配置するとともに、各情報機器や複写機を配備して受入れ体制を整える。

5 防災関係機関等への被害情報の照会手順^F

本市の区域を管轄する防災関係機関・ライフライン関連事業所等に対し、電話及びFAX等により被害状況を把握する。

6 収集する情報の種類^G

各担当班は、被害規模を早期に把握するために、下記の注釈に記した資料に掲げる事項について、市内に災害の発生するおそれがあると予想される場合は、できる限り迅速に、おおよその被害の全容を収集するよう努める。

第3 中間被害情報の収集、連絡

1 中間被害情報の収集の目的及び種類^H

災害救助法適用の可否を判断する観点から、人的被害の状況、建築物の被害状況及

^E 資料 10-1 概況被害情報収集の指定要員

資料 10-3 概況被害情報報告書

^F 資料 11-1 被害情報照会先

^G 資料 11-2 被害規模早期把握のために収集する情報

^H 資料 11-3 中間被害情報収集項目

び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するため、担当各班は、概況被害情報収集の後、速やかに下記の注釈に記した資料に掲げる事項について、収集・連絡するよう努める。

この場合、把握できた範囲から一刻も早く第一報として報告することに留意する。

2 情報の流れ

- (1) 各班は、収集した情報を各班長に報告する。
- (2) 各班長は、収集した情報を取りまとめた上で、本部会議又は関係班長に速やかに報告する。
- (3) 本部会議において決定した対策等は、出席した各班長が、各班員に連絡・指示する。
- (4) 本部会議を行わないで、本部長又は副本部長が決定した対策等は、対策本部事務局が各班長に連絡し、各班長は班員に連絡・指示する。

第4 情報の整理・分析

1 被害情報のデータベース化

- (1) 対策本部事務局は、各班から報告された情報に基づき、本市域の地図の上に被害状況等を取りまとめる等情報のデータベース化を図る。また、必要に応じて分析を行い、その結果を本部会議に報告する。
- (2) 対策本部事務局は、とりまとめた情報等を常に整理し、各班からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

第5 京都府への災害情報及び被害報告

本部事務局は、本市内に災害が発生した時は、概況被害状況調査及び中間被害状況調査により収集したその被害状況を取りまとめて、速やかに京都府知事に報告するとともに、災害応急に関する本市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項についても、次の要領によって報告する。

1 被害の認定基準^M

災害による被害程度の認定に際しては、別に定めた被害程度の認定基準の定めるところによる。

2 報告の要領及び内容

(1) 災害情報報告

本市内に災害が発生し、災害対策本部を設置した場合又は災害の状況、社会的影響等から報告の必要がある場合に、その状況を速やかに知事（府災害対策本部長）に報告する。報告を受けた府災害対策本部は、内閣総理大臣（消防庁）に報告する。

ただし、本市が知事に報告できない場合にあっては、一時的に報告を消防庁に変更するものとする。この場合において、府と連絡がとれるようになった後は、府に報告する。

^M資料 11-4 被害程度の認定規準

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合においても、本市は直ちに府及び消防庁に報告する。

ア 報告の内容

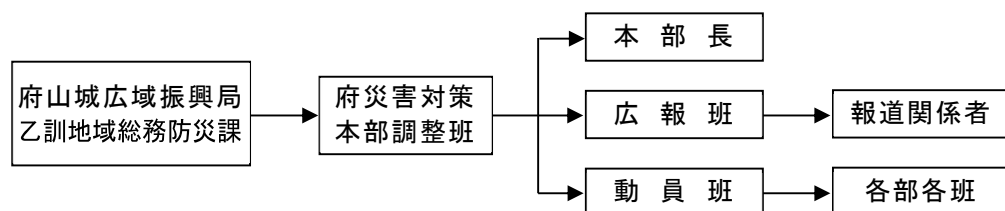
- (ア) 被害の概要
- (イ) 長岡京市災害対策本部の設置状況
- (ウ) 避難指示の状況
- (エ) 消防（水防）機関の活動状況〔消防（水防）職団員別とし、使用した機材と主な活動内容〕
- (オ) 応援要請状況
- (カ) 要員及び職員派遣状況
- (キ) 応急措置の概要
- (ク) 救助活動の状況
- (ケ) 要望事項
- (コ) その他の状況

イ 報告の概要

- (ア) アに掲げる事項が発生次第、その都度、下記の注釈に記した資料により衛星通信系防災情報システムにて報告する。
- (イ) 本市の対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときには、速やかにその規模を把握するためのおおよその情報を収集するように特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

ウ 報告の処理概要

- (ア) 市長は、京都府山城広域振興局長（府災害対策支部長）を経由して知事に報告する。
- (イ) (ア)の報告に基づき、京都府災害対策本部は次の要領により報告を処理する。



- (ウ) 災害救助法を適用した救助活動の詳細については、別に指示されたところにより報告する。

(2) 災害概況速報^N

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について報告し、まず迅速性を主として被害程度の認定規準に基づいて速報する。

^N 資料 10-7 災害概況速報〔京都府報告様式〕

(3) 被害状況報告⁰

災害概況速報後、被害状況がある程度まとまった段階において、被害状況報告〔京都府報告様式〕により報告する。ただし、知事（府災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告する。

(4) 被害確定報告¹

被害の拡大するおそれがなく、被害が確定した後 15 日以内に最終被害情報報告様式により報告する。ただし、知事（府災害対策本部長）が必要と認める場合は、その指示に従って報告する。

(5) 被害詳細報告

衛生・商工・農林・土木及び教育関係の被害詳細については、別途京都府が定める項目に従って報告する。

(6) 被害写真報告

被害状況の写真による報告は、最も迅速な方法により報告すること。

3 報告の方法

京都府乙訓災害対策副支部及び関係機関に対する報告に際しては、市災害対策本部事務局長が報告主任、副主任を決めて、これに当たらせる。

報告は、最終報告を除き、原則として電話（ファクシミリ）により行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

(1) 通信設備利用に際しては、次の事項に留意すること。

ア 電話による場合

「非常電話」、「緊急電話」を利用するものとし、場合によっては「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

イ 電報による場合

「非常電報」、「緊急電報」を利用する。

ウ 衛星通信系防災情報システムによる場合

次の通信優先順位により、衛星通信系防災情報システムを利用する。

なお、この他無線の取扱いについては、京都府が別に定める取扱要綱による。

(ア) 緊急要請

(イ) 予警報の伝達

(ウ) 災害対策本部指令及び指示

(エ) 応急対策報告

(オ) 被害状況報告

(カ) その他災害に関する連絡

エ 西日本旅客鉄道株式会社の通信設備の利用

警報の伝達及び応急措置の実施に必要な連絡緊急を要するもので、かつ一般の公衆電話が途絶した場合は、京都府知事と西日本旅客鉄道株式会社代表取締役社

⁰ 資料 10-8 被害状況報告〔京都府報告様式〕(2)

¹ 資料 10-9 最終被害情報報告様式

長との間に締結された「災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定」の規定により、JR長岡京駅の鉄道電報又は鉄道電話の通信設備を利用する。

オ 通信途絶時における措置公衆電気電信、JR通信及び衛星通信系防災情報システム等いかなる通信設備によっても連絡不能の場合は、連絡員を急派して連絡の確保に努める。

図・応急2-1-2 非常通信経路

総合信頼度	非常通信経路
A	長岡京市役所～～～→京都府(災害対策課)
B	＝＝＝＝(0.7km)JR長岡京駅～～～JR二条駅＝＝＝＝(2.2km)京都府(災害対策課)
B	＝＝＝＝長岡京交番—————向日町警察署—————府警察本部～～～京都府(災害対策課)
A	＝＝＝＝乙訓消防組合長岡京消防署—————乙訓消防組合消防本部—————京都市消防局～～～→京都府(災害対策課)

記号の説明 ———無線区間 ～～～有線区間 ＝＝＝＝＝使送区間
 ～～→有線/衛星通信二重化区間

第6 得られた情報による判断

1 二次災害防止対策の判断

得られた情報に基づき本部会議において、重点的に取り組むべき二次災害防止対策及びその実施方針を定める。(内容は、「第12章 二次災害の防止活動」による。)

勤務時間外等のため本部会議を開催することが困難な場合は、本部長が決定する。本部長及び副本部長が、不在の場合は、緊急本部員が代行する。

2 災害救助法適用の判断

1の方法に準じて、被害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みのあると判断される場合は、「一般災害対策編第3編第4章 災害救助法の適用」に基づき、知事に被害状況を報告するとともに災害救助法の適用を要請する。

第7 最終被害情報の収集、連絡

1 最終被害情報の収集目的(災害救助法に基づく確定被害情報)

- (1) 応急対策活動が終了し、本部が廃止されるまでの間は、災害救助法に基づく救助活動を行う上で、必要とする災害情報及び被害情報・復旧情報の把握に努めるものとする。
- (2) 必要に応じ、府に被害情報を報告する。

2 最終被害情報の収集先、収集手段

- (1) 被害情報は、各班が実施する。
- (2) 特に、住家の被害状況調査は、地区毎に調査を行う。
- (3) 死傷者等については、警察及び医師会又は医療機関に照会し確認する。

第8 市民への連絡

- 1 市民は、テレビ・ラジオ等により情報入手に努める。
- 2 市民に対する災害情報等の連絡活動は、「一般災害対策編第3編第3章第1節 被災者等への情報伝達活動」に基づいて行う。
- 3 災害情報等は、報道機関が自主的にテレビ・ラジオ等により報道することによって、相当詳細かつ広範囲にわたり連絡されるが、災害対策本部が必要と認めた災害情報等についても、府知事又は各放送機関に依頼して緊急放送等により周知を図る。
- 4 特殊な情報、特定地域のみに対する連絡方法
次の方法のいずれかにより周知する。
 - (1) 広報車等の拡声装置の利用
 - (2) 水防計画によるサイレンの使用
 - (3) 口頭、電話等による戸別の通知

第2節 通信手段の確保

災害発生時においては、通信回線の輻そうや寸断等が予想されるため、災害対策本部は、災害発生後直ちに通信手段を確保するため、通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた場合、通信手段の復旧を行うため要員を直ちに現場に配置する。

また、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（輻そう）になっている場合には、NTT西日本株式会社は「災害用伝言ダイヤル（171）」を提供し、NTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は災害用伝言板サービスを提供する。なお、提供開始時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等が広報される。市は、これらのサービスについて、平時より普及・啓発することに努める。

〔災害応急対策の分担〕

項目	実施担当	実施内容
無線等通信手段の開局等の指揮	防災・安全推進室	○勤務時間内における通信機器の開局、配備等の指揮を行う
	指定職員	○勤務時間外における通信機器の開局、配備等の指揮を行う
無線等通信手段の配備	各担当班	○勤務時間内における所定の場所への通信機器等の配備を行う
	指定職員	○勤務時間外において登庁した各担当班と協力して所定の場所へ通信機器等を配備する
事故発生時等の対応	対策本部事務局	○勤務時間内において通信機器等に事故が発生した場合の応急修理等の手配、その間の代替措置の手配を行う
	指定職員	○勤務時間外において登庁した各担当班と協力して通信機器等に事故が発生した場合の応急修理等の手配その間の代替措置の手配を行う

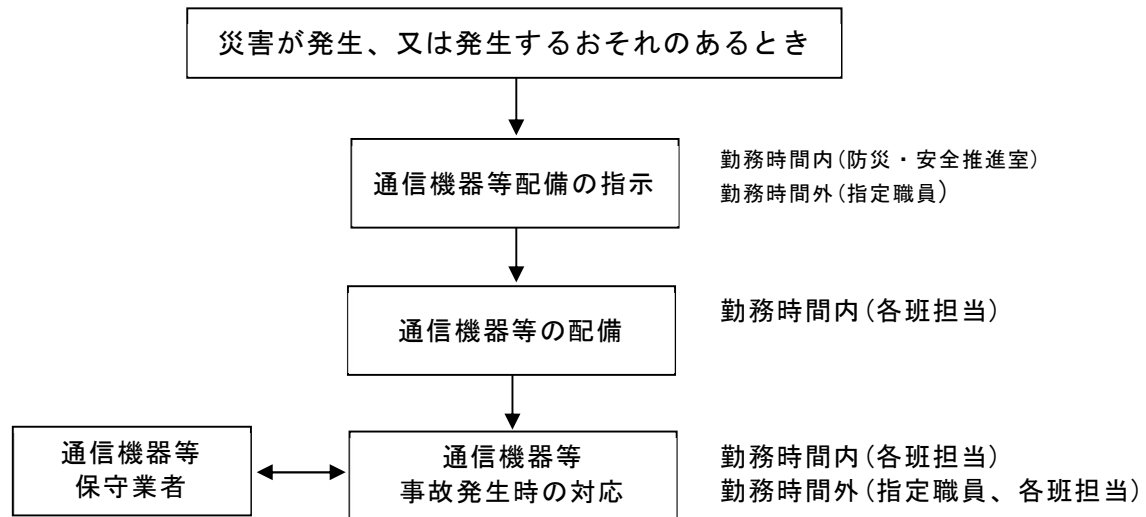
〔災害応急対策の流れ〕

■事前対策

○非常電源の確保を図りながら、二重三重の通信のバックアップ措置を整える。

- 勤務時間外における通信機器管理体制を整える。
- 通信機器等の故障時に備え、平常時から保守業者等との連携を図る。
- 防災関連に使用予定の会議室には、平常時から通信機器の配備を行い初動体制の迅速化を図る。

■ 応急対策



〔災害応急対策の内容〕

第1 無線等通信手段の確保責任者

無線等通信手段を確保するため、責任者を次のとおり定める。

- 1 勤務時間内…危機管理監
- 2 勤務時間外…緊急指定職員（「第1章第1節 災害対策本部の設置と活動体制」参照）

第2 非常通信の利用

人命の救助、災害の救援等のため、若しくは衛星通信系防災情報システム、優先電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定による非常通信の利用を図る。

市、防災関係機関等においては、「第2編第2章第2節 市・防災機関等の非常通信」に示した計画の定めるところにより、これを利用する。その運用要領は、以下のとおりである。

1 非常通信の内容

- (1) 人命の救助に関すること。
- (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関すること。
- (3) 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関すること。
- (4) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること。
- (5) 非常事態に際しての事態の収集、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。

- (6) 暴動に関する情報及びその緊急措置に関すること。
- (7) 非常災害時における緊急措置を必要とする犯罪に関すること。
- (8) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- (9) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関すること。
- (10) 災害対策基本法第57条の規定により、知事又は市長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの。
- (11) 災害対策基本法第79条の規定により指定地方行政機関の長、知事又は市長が災害の応急措置を実施するために必要な緊急通信に関するもの。
- (12) 防災関係機関相互が発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの。
- (13) 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定により、知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。
- (14) 民生の安定上必要と認められる緊急を要するニュース。

2 非常通報を発信できる機関

非常通報は、無線局を開設している者が自ら発受するほか、次に掲げる者の依頼により発受することができる。

- (1) 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
- (2) 地方防災会議及び災害対策本部
- (3) 日本赤十字社
- (4) 全国都市消防長連絡協議会
- (5) 電力事業者
- (6) 地方鉄道会社
- (7) その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者

3 非常通報の依頼事項

発信を希望する者は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼する。

- (1) 宛先の住所、氏名（電話番号を付記する。）
- (2) 本文（字数は、1通200字以内とし、末尾に発信者の名称を記入すること。）
- (3) 発信者の住所、氏名（電話番号を付記する。）

第3 JR通信設備の利用

市長又は知事が災害に際して通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があるときに、西日本旅客鉄道株式会社が設置する通信設備を利用するについて、災害対策基本法に基づき、社長と知事との間に協定を締結している。

第4 放送の要請

市長又は知事が災害に際して通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置の実施に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があるときには、放送局に放送を要請するについても災害対策基本法に基づき、関係放送局と知事との間に協定を締結している。

第5 防災行政無線等通信手段の配置^K

通信手段の施設、整備は次のとおり配置する。勤務時間内においては、各班が所定の位置に無線等通信機器を配備する。なお、勤務時間外においては、登庁した職員は緊急指定職員の指示に従って配備を行う。

また、一般電話は、災害時優先電話及び非常・緊急通話の登録等により通信の確保を図る。

第6 停電、故障発生時の緊急修理依頼、その他代替措置計画^L

通信機器取扱者は、通信機器に事故が発生した場合、次の措置をとる。なお、勤務時間外においては、緊急指定職員の指示に従って対応する。

- 1 停電時は、緊急用電源として自家発電装置及びバッテリーを整備する。
- 2 故障発生時は、各機器装置の保守業者に連絡し修理を依頼する。

^K 資料5-4 無線機器の設置状況

^L 資料5-3 通信機器等の保守業者及び連絡先

第3章 災害広報広聴計画

「一般災害対策編第3編第3章 災害広報広聴計画」を準用する。

第4章 自衛隊の派遣要請

「一般災害対策編第3編第22章 自衛隊の派遣要請」を準用する。

第5章 救助救急・救出救護活動^M

(本部事務局、健康福祉班)

第1節 被災者救出計画

第1 計画の方針

地震災害時における被災者の救出は緊急を要し、かつ、特殊技術や器具等を必要とする場合もあり、市独自の設備・機能のみで十分な作業を期待できないこともあるので、関係機関、団体等と緊密な連絡を取り、迅速に救出活動を実施する対策について定める。

第2 被災者救出計画

1 救出対象

(1) 地震災害のため、概ね次のような生命身体が危険な状態にある者

- ア 地震火災時に逃げ遅れた場合
- イ 倒壊家屋等の下敷になった場合
- ウ 流失家屋及び孤立した地点に残された場合
- エ 山津波あるいは雪崩により生埋めになった場合
- オ 列(電)車、自動車、航空機、雑踏、爆発等の重大事故が発生し、乗客や被災者等の救出が必要な場合

(2) 地震災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定され、又は生死が不明の状態にある者

2 救出の方法

被災地域の状況、生命身体が危険な状態に置かれている状況等によって救出の方法は異なるが、関係機関が所有する設備、救出技術、救出要員の全能力を発揮してその活動を実施する。更に、救出を要する状態を発見した場合は、他の関係機関とも連絡を密にして、速やかに救出作業を行う。

3 救助法による救出の基準

(1) 費用の限度

舟艇その他救出作業に必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

(2) 救出の期間

災害発生の日から3日以内とする。

^M 資料6-8 トリアージタッグ 資料10-10 速報板 資料10-11 記録集計表

第2節 救助救急

「一般災害対策編第3編第11章 救助救急・救出救護活動」を準用する。

第6章 医療助産計画

(健康福祉班、乙訓医師会)

「一般災害対策編第3編第12章 医療助産計画」を準用する。

第7章 消防活動計画

(本部事務局、乙訓消防組合)

「一般災害対策編第3編第5章第1節 消防計画」を準用する。

第8章 災害救助法の適用

(本部事務局、各班)

「一般災害対策編第3編第4章 災害救助法の適用」を準用する。

第9章 障害物除去計画

(建設班)

「一般災害対策編第3編第16章 障害物除去計画」を準用する。

第10章 輸送計画

「一般災害対策編第3編第18章 輸送計画」を準用する。

第11章 避難に関する計画

第1節 計画の方針

地震発生後、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難場所に受入することにより、当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。更に、応急仮設住宅の提供等、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

〔災害応急対策の分担〕

項目	実施担当	実施内容
高齢者等避難 避難指示 緊急安全確保	本部長（市長）	○高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令 ○警戒区域の設定
	本部事務局 総務班 健康福祉班	○高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の市民及び自主防災組織への伝達 ○警戒区域設定後の立入禁止、制限、住民の退去の市民への伝達に関する事 ○高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の府、警察等他機関への伝達・協議に関する事 ○要配慮者へ的高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に関する事
	乙訓消防組合	○火災現場等からの避難指示の伝達に関する事
避難誘導	総務班 健康福祉班	○避難誘導に関する事 ○要配慮者の支援・搬送に関する事
	向日町警察署	○避難の指示に関する事 ○避難誘導の応援に関する事
	市民 自主防災組織	○高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の市民相互の伝達 ○避難時における地域の要配慮者の安全確保に関する協力

〔災害応急対策の流れ〕

■事前対策

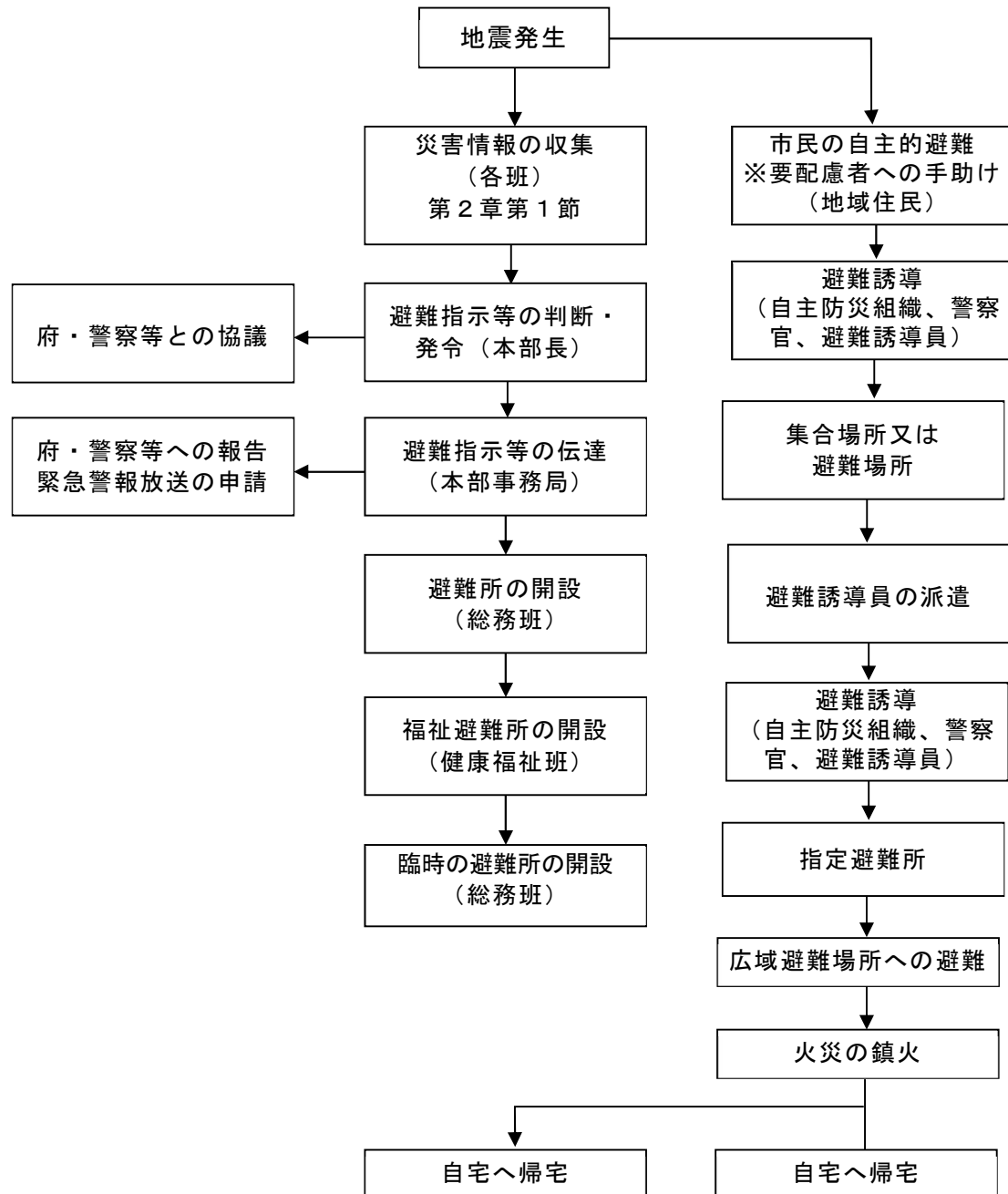
- 本部事務局は、市民はもとより、本市を訪れる人や外国人など誰もが分かりやすいよう、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示した避難誘導看板や避難所看板等の整備に努める。
- 本部事務局は、市民に警鐘やサイレンによる避難信号の周知を図る。
- 本部事務局は、市民への長岡京市防災ハザードマップの配付や広報活動により指定緊急避難場所や指定避難所、避難路の周知を図る。
- 本部事務局は、防災訓練等を通じて市民に避難方法の周知を図る。
- 本部事務局は、地勢や都市構造を基に災害発生時に避難を要する危険区域を事前に把握しておく。
- 本部事務局は、自主防災組織の育成に努める。
- 健康福祉班は、要配慮者への安全確保に努める。
- 学校、病院や事業所等の管理者は、それぞれ避難計画を作成する。
- 不特定多数の者が出入りするスーパー、公共施設や駅の管理者は避難計画を作成する。
- 自主防災組織は、防災訓練の実施や地域防災マップの作成等により、地域の危険箇所の

把握に努め、避難誘導の方法や避難経路を熟知しておく。

○地域住民は、防災訓練等に積極的に参加し、一時集合場所や指定避難所への避難方法に熟知する。

○住民は、地域の高齢者や病弱者等の要配慮対象者を把握し、避難の手助けに心がける。

■ 応急対策



〔災害応急対策の内容〕

第2節 避難指示等

第1 実施責任者

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施責任者は次のとおりとするが、市長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長の実施すべき措置の全部又は一部を知事が代行する。

1 高齢者等避難

災害全般について市長（内閣府「避難情報に関するガイドライン」）

2 避難指示

（1）洪水

ア知事又はその命を受けた職員（水防法第29条）

イ水防管理者（市長）（水防法第29条）

（2）地すべり

知事又はその命を受けた吏員（地すべり等防止法第25条）

（3）災害全般

ア市長（災害対策基本法第60条）

イ警察官（警察官職務執行法第4条第1項、災害対策基本法第61条）

ウ自衛官（自衛隊法第94条）

3 緊急安全確保

災害全般について、市長（災害対策基本法第60条）

第2 市長の避難指示等

地震による被害発生のおそれがあり、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要がある時は、市長は避難準備・高齢者等避難開始を発令する。

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、危険区域の住民に対し、避難のための立退きを指示する。また、必要なときは立退き先も指示する。

さらに既に災害が発生している状況であれば、命を守るための最善の行動をとるように促す。

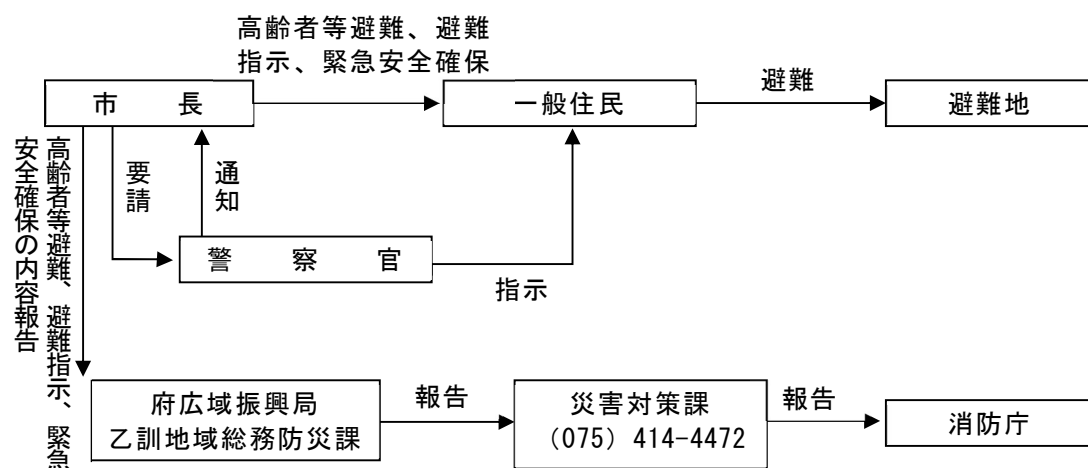
なお、避難指示等の発令に当たっては、対象地域と危険が高まっている地域に限定する。

市は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言が必要な場合は、府、指定行政機関、指定地方行政機関に求める。

市長は、避難指示、緊急安全確保を発令したときは速やかに知事に報告する。

また、市長による避難の指示ができないとき又は市長から要請があったときには、警察官は必要と認める地域の住居者等に対して避難の指示をする。

避難指示等の連絡系統を次に示す。



第3 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条に基づき、市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があるときは、警戒区域を設けて、設定した区域への応急対策従事者以外の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

1 設定権者

市長の警戒区域設定権は、地方自治法第153条第1項に基づいて市の職員に委任することができる。

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第63条
(※)警察官	災害全般	同上の場合においても市長若しくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条
自衛官		同上	同上
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般	災害の現場において、活動確保を主目的に設定する	消防法第28条、第36条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において	水防法第21条

(※)警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

警戒区域の設定に伴う必要な措置は、警察の協力を得て実施する。

2 警戒区域設定の内容

「警戒区域の設定」が「避難の指示」（災害対策基本法第60条）と異なる点は、次のとおりである。

- （１）「避難の指示」が対人的に捉えて指示を受ける者の保護を目的としているのに対して、「警戒区域の設定」は、地域的に捉えて立ち入り制限、禁止、退去命令により、その地域の住居者等の保護を図ろうとするものである。
- （２）「警戒区域の設定」は、災害がより目前のものとして迫っている場合に行使される。
- （３）「警戒区域の設定」に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰則が科せられる（災害対策基本法第116条第2項）のに対し、「避難の指示」については罰則がない。

3 警戒区域設定の状況

市長は、警戒宣言が発せられた場合等において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められたときは、土砂災害危険地域等において警戒区域の設定を行い、立ち入り制限等を実施する。実施は、予想され危険が生じる確率が著しく高く、危険防止のための特別の必要性が認められる場合に限られる。

警戒区域の設定は、住民等の行動を制限するものであるから、不必要な範囲にまで設定することがないように留意する必要がある。

第3節 避難の周知徹底

1 避難指示等を発令する状況

実態的には、局地的に大規模な災害が発生すると予想され、市災害対策本部が避難指示等を出す前に、住民は自らの判断で最寄りの学校や公園等に避難を始めると考えられる。

避難指示等が必要な事態としては、次のような場合が想定される。

- （１）火災による危険が迫ったとき。
- （２）危険物・高圧ガス等の漏洩等があったとき。
- （３）崖崩れ等の発生の可能性があるとき（降雨が予想される時を含む。）。
- （４）被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがあるとき。
- （５）不特定多数が集まる施設、学校、病院等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき。
- （６）その他被害の状況により、市長が認めるとき。

2 避難指示等の実施

避難指示等は、実施責任者又はその委任を受けた者が行う。

- （１）避難の指示権の委任を受けた者
 - ア 市長の命を受け災害現場に派遣された職員
 - イ 乙訓消防組合消防長又は総括班長の命を受け災害現場に派遣された防災関係従事者

(2) 緊急の場合の指示

緊急を要する場合の避難の指示については、あらかじめ市長がその権限を委任した者が、事態を考慮し、学校その他安全な場所を確認し、避難させることができる。この場合、速やかにその状況等を市長に報告し、以後の措置について指示を受ける。

(3) 避難指示等の伝達の方法

ア 避難指示等を実施する者は、要避難地域の住民に対し、警鐘やサイレン等の方法により伝達を行う。

(ア) サイレンによる伝達

警鐘やサイレンによる避難信号は次による。

サイレン			
1分	5秒	1分	5秒
○ -----	休	○ -----	休

(イ) 放送による伝達

日本放送協会（NHK）及びKBS京都放送及びFM京都に対し、避難指示等を行った旨を通知し、関係住民への周知のための放送について協力を依頼する。

(ウ) 広報車による伝達

市の広報車等を利用して、関係地区を巡回して伝達する。

(エ) 伝達員による個別訪問

夜間及び停電時等で地域住民に対し、完全に周知徹底することが困難な場合は、総務班員及び健康福祉班員が個別に伝達する。

(オ) 要配慮者への伝達

自主防災組織並びに地域住民の協力を得て、独居老人や聴覚障がい者、日本語を十分に解さない外国人等に対しても避難指示等が確実に伝達されるように、組織的伝達を行う。

(カ) 市ホームページ、電子メール及び携帯電話による伝達

本市ホームページに避難指示等を行った旨を掲載する。また、京都府が整備した府デジタル疎水ネットワークを通じ、事前に本市防災情報の受信希望をしている住民に向け、電子メールによる情報提供を行う。また、携帯電話の普及等を踏まえ、エリアメール・緊急速報メールなど携帯電話の活用を図る。

(4) 避難指示等の市民への伝達事項

ア 避難指示等の対象地域

イ 適切な避難行動のあり方（立ち退き避難、屋内安全確保又は緊急安全確保）

ウ 避難先とその場所

エ 避難経路（危険な経路がある場合等）

オ 避難指示等の理由

カ その他必要な事項

上記のほか、市民の円滑な避難を促すよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設状況、混雑状況を府のホームページ等を通じて周知する。

3 避難指示等の条件等

(1) 高齢者等避難

条件	気象状況等により過去の災害の発生例、地形等から判断すれば災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難の勧告・避難指示（緊急）等を行うことが予想される場合
趣旨	危険予想地域の住民に対し避難のための準備と事態の周知を行うため

(2) 避難指示

条件	状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫した場合、又は災害が発生し現場に残留者がある場合
----	---

4 避難指示等の連絡

(1) 市長が避難指示等を行った場合

市長は、避難指示等を行った場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通報する。解除する場合も、同様とする。

（連絡方法は、「第2章第1節 災害情報の収集、連絡」による。）

(2) 市長以外が避難の指示を行った場合

直ちに市長に報告し、市長は（1）に準じて関係機関に連絡する。

第4節 避難誘導の実施

（本部事務局、総務班、福祉援護班）

地震発生後の延焼火災、有毒ガス等危険物質の漏洩、崖崩れなどの二次災害から住民の生命・身体等の安全を確保するための避難対策は、応急対策の中でも最も重要なものであり、市職員による適切な避難誘導を行うものとする。

しかし、地震の発生時間、火災の延焼状況や避難場所に至る周囲の被害の状況にもよるが、市職員による避難誘導ができない場合は、地域の自主防災組織や自治会によって自主的に最寄りの避難場所へ安全に速やかに避難するものとする。

市は、災害時には要配慮者本人の同意の有無にかかわらず、本計画に定めた避難支援等関係者に要配慮者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

第5節 二次災害の防止

地震等の災害により建築物又は宅地（擁壁・法面等を含む。）に著しい損傷が生じた場合、二次災害を防止するため、地震被災建築物応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定士による被災宅地の危険度判定を実施することにより、居住者等に注意を喚起するものとする。

第6節 避難所の開設

(本部事務局、総務班、建設班)

地震又はそれによる二次災害の危険性等により、市長が避難指示等を行ったとき、又は、自主的に避難が行われるような状況にあるときは、直ちに指定避難所を開設し、避難者を受入するものとする。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

なお、避難所の開設に当たっては、指定避難所のほか、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害の恐れのない場所を選定するとともに、あらかじめ施設の安全性を確認する。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設するとともに、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設する等、多様な避難所の確保に努める。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

[災害応急対策の分担]

項目	実施担当	実施内容
避難所の開設	本部	○避難所開設の決定をする ○避難所管理責任者及び管理職員を派遣する ○避難所管理責任者が避難所の開設をする
避難所の管理運営	総務班	○避難所の管理責任を持つ
	避難所管理責任者	○避難所の管理運営をする ○施設管理者が兼務することができる
	管理職員	○避難所管理責任者の指示に基づき管理運営を補佐する ○施設職員が兼務することができる
	施設管理者	○避難所の管理運営に協力し避難者の保護に当たる ○施設機能の部分回復に努める
	避難者・自主防災組織	○避難所の運営をする ○安否確認情報の提供に努める ○ペット管理をする
	ボランティア	○避難所の運営を補助する
	各班	○本部及び避難所管理責任者の指示により避難者援助対策をする
避難所の閉鎖	本部	○避難所閉鎖の決定をする
	避難所管理責任者	○避難所管理責任者は避難者・自主防災組織・ボランティアに閉鎖を伝え、片付けをする ○避難者を退去させる

[災害応急対策の流れ]

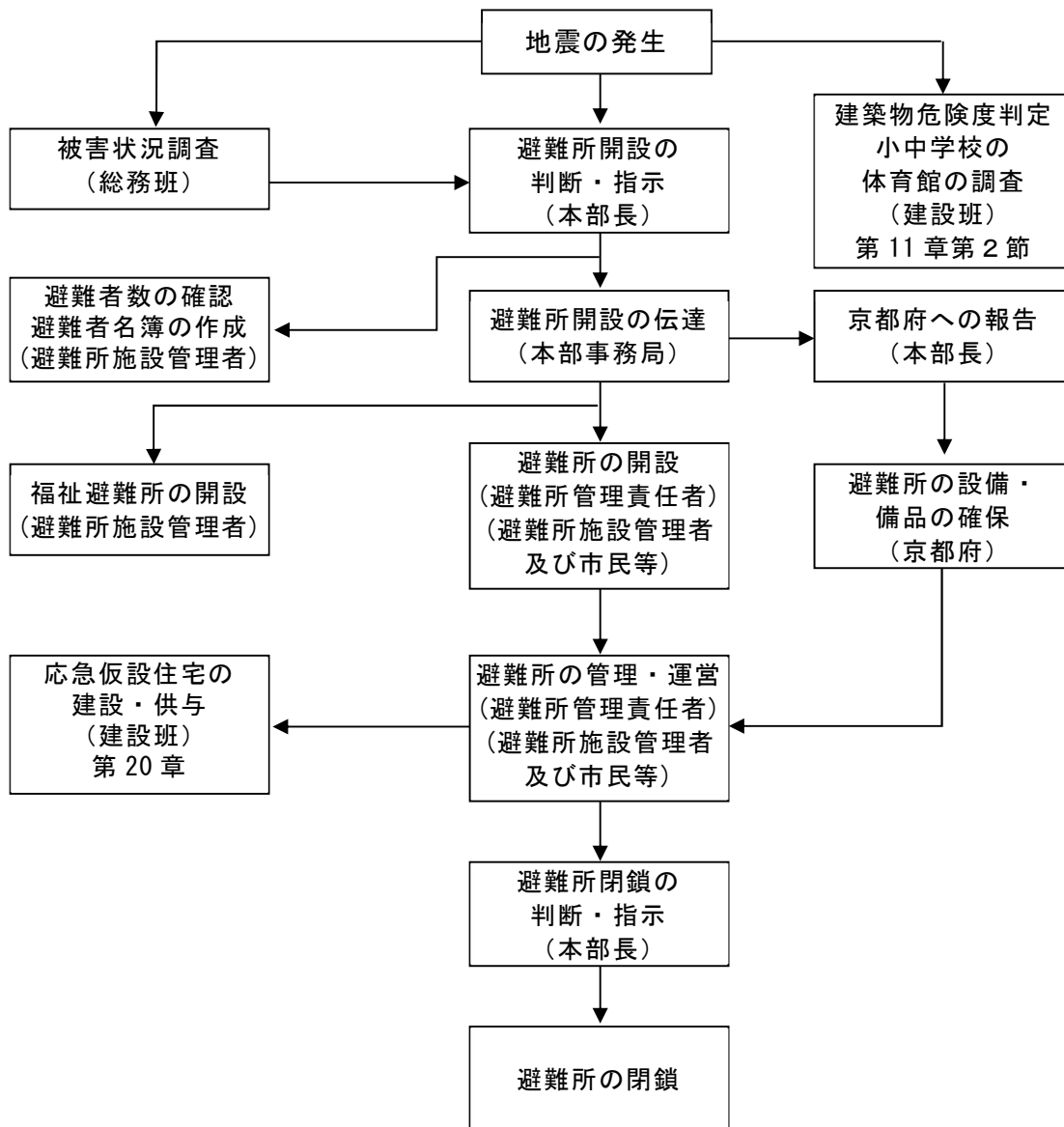
■事前対策

○市は、市民へ指定された避難所の周知を図る。

○市は、各避難所に必要な食料品、生活必需品、管理用備品等の備蓄に努める。

- 市は、各避難所共通の避難所管理運営マニュアルを作成する。
- 市は、指定管理者と避難所等としての利用に関して協定書を締結する。

■ 応急対策



〔災害応急対策の内容〕

第1 実施責任

災害救助法が適用された場合における「避難所の供与」の実施は、知事の委任を受けて市長が実施する。同法が適用されない小災害の場合、及び同法が適用されない部分は、市長が実施する。

- 1 市長が避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の状況を知事に報告する。この場合の報告事項は、概ね次のとおりで、速やかに電話等で報告する。
 - (1) 避難所開設の日時及び場所
 - (2) 箇所数及び受入人員
 - (3) 開設期間の見込み

第2 避難所の開設^N

1 避難所の開設基準

災害対策本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、指定している避難所全て又は一部を開設するものとするが、災害救助法を適用する場合は同法により、同法によらない部分及び同法を適用しない場合は、同法に準じるものとする。

また、風水害が予想される場合の早期からの自主避難に備えるために、避難所を限定し、避難所を開設する。

2 受入対象者

- (1) 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- (2) ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難になった者
- (3) 避難指示等が発せられた場合等により緊急避難の必要がある者

3 避難所の開設方法

(1) 指定避難所

ア 災害対策本部長の命を受けて、あらかじめ定められた避難所管理責任者及び管理職員が避難所に参集し避難所管理責任者が開設するものとする。ただし、施設管理者の承諾を要しないものとする。

イ 施設管理者は、開設前に避難者が受入を求めた場合は、避難所を開設し災害対策本部長に避難所管理責任者及び管理職員の派遣を要請する。

ウ 夜間・休日等施設管理者が不在の場合に災害が発生した場合は、あらかじめ指定避難所の合鍵を管理している市が、直ちに指定避難所に出向き、開鍵する。

(2) 臨時避難所

ア 指定された避難所だけでは避難者を受入するのに不足する場合は、他の公共及び民間の施設管理者に対して施設の提供を要請し、臨時避難所とすることができる。

イ 避難所管理責任者及び管理職員が不足する場合は、他の班からの派遣又は施設管理者へ要請を行い派遣する。

ウ 市役所庁舎及び消防庁舎については、防災中枢拠点であるため臨時避難所としないことを原則とする。

第3 避難所の管理運営

1 管理運営の方針

- (1) 市は、各避難所において適切な管理運営を行う。この際、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、避難所の運営に関し、開設が長期化した場合に備え、あらかじめ市や自治会等との負担の分担、交代制を取り入れた住民自身による自主的な運営等を含む運営方法等についてルールを明確化し、被災者に過度の負担がかか

^N 資料4-4 避難所（一般）一覧表

らないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

- (2) 避難所ごとに受入れされている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている在宅避難者等に係る情報の把握に努め、府及び国等への報告を行う。なお、地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、情報の把握に努めるものとする。

また、在宅での避難者については、高齢者、障がい者等多様な特性を持つと想定されることから、民生児童委員、介護保険事業者、障害者福祉事業者等が平常時から把握している情報を活用する等の協力を得て、被災者台帳、避難行動要支援者名簿等を活用しながら、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努める。

- (3) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、防災井戸等による生活用水の確保、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。なお、トイレの設置にあたっては、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、心身の健康問題の悪化防止や感染症等の疫病予防の必要な措置を講じるよう努める。

さらに、避難者が被害や避難情報等の収集を行えるよう、府と連携して、携帯電話会社の協力を得ながら臨時アクセスポイントの設置や携帯電話の充電器の配備など、通信環境の確保に努める。併せて、必要に応じ、「ペットの同行避難ガイドライン」(京都府生活衛生課作成)に基づき、飼い主等からの家庭動物の一時預かりの要望への対応や、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について、獣医師会等とも連携のうえ検討し、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

- (4) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるとともに、多様な性についても留意ものとする。

- (5) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・D

Vについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

- (6) 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、地域の実情や他の避難者の心情等について勘定しながらあらかじめ定めた受入方法により、住民票の有無等に関わらず適切に受入れるものとする。
- (7) 市は、在宅避難者や、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達、在宅避難者等が利用しやすい場所に支援のための拠点を設置すること等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

また、在宅避難を行う避難者数や食料等の必要な物資数を集約するため、デジタル技術の活用を行うものとする。

2 避難所の運営における役割

- (1) 避難所の管理責任者
避難所管理責任者は、あらかじめ定められた避難所管理運営マニュアルに基づき管理運営を行う。
- (2) 避難所の管理職員
避難所管理責任者の指示に基づき管理運営を補佐する。
- (3) 施設管理者
施設管理者は、施設の避難所利用に対してアドバイスするほか、避難所運営について協力する。
- (4) 運営主体
避難所の運営は、当初は避難所管理責任者が中心となり行うが、避難所の開設が長期にわたると予想される場合等は、自主防災組織等を中心とした住民組織が自主的な活動で運営されるように努める。
- (5) ボランティア
ボランティアは、避難所管理責任者や自主防災組織等と協議しながら避難所運営を補助する。

3 避難者名簿等の整備⁰

避難所には、次の書類、帳簿を整備し、保存しておく。

- (1) 避難者名簿（家族単位で作成）
- (2) 救助実施記録日計表
- (3) 避難所用物資受払簿
- (4) 避難所設置及び受入状況

⁰ 資料 10-20 避難者名簿

資料 10-21 救助実施記録日計票

資料 10-22 救助の種目別物資受払状況

資料 10-23 避難所の設置及び受入状況

- (5) 避難所設置に要した支払証拠書類
- (6) 避難所設置に要した物品受払証拠書類

4 避難所の機能

避難所は、避難者を受入する機能のほか、災害により都市機能が麻痺した住民生活を支援するため、地域防災拠点として次の機能を持たせる。

- (1) 水、食料品、生活必需品等の配給・要請の拠点
- (2) 医療・救護の拠点（必要により救護所、巡回診療、要配慮者の発見）
- (3) 情報提供と収集の拠点（インターネット等による情報提供と収集、掲示板の設置、広報紙の配付）
- (4) ペットの受入と情報の提供

5 避難所の運営マニュアル

避難所管理運営マニュアルは、次の基本方針に基づいて定める。ただし、災害の状況によって適宜見直す。

(1) 配備体制

ア 「第1章第1節 災害対策本部の設置と活動体制」の配備基準に基づき、管理職員は避難所の配備につく。

イ 災害対策本部長の避難所開設の決定は、班長を通じ避難所管理責任者に伝達する。

ウ 避難所管理責任者は、直ちに避難所に直行し、施設管理者等に連絡をとる。

エ 避難所管理責任者は、配備状況について班長に状況報告する。

(2) 避難者の受入れ準備

ア 避難所での避難場所を確保する。

イ 避難場所の備品を集約し、又は片付け、毛布等が敷けるようにする。

ウ 避難者を避難場所に誘導、案内する。

エ 毛布、マット等を配付する。

オ 避難所、トイレ、電話等使用案内を明示する。

カ 災害用マンホールトイレを設置する。

(3) 避難者の世話

ア 備蓄品の点検を行う。

イ 不足する食料・飲料水及び生活必需品の調達を手配する。

ウ 食料・飲料水及び生活必需品の配給は、要配慮者を優先する。

エ 避難所内の要配慮者の把握に努め、支援が必要な場合は、担当班への要請・連絡を行う。

オ 避難所内のマスコミ取材は、避難者の生活の妨げにならないよう協力を求める。

(4) 避難所の管理

ア 避難所の管理運営には、避難者名簿が重要であるため、その作成・管理には正確を期す。入退所のチェックは、1日1回実施する。

- (ア) 「入退所届」を配付、回収する。（記入は世帯単位とする。）
- (イ) 回収した「入退所届」は、町別、地番・番地順に整理し避難者名簿に記入し、加除整理しやすいよう、パソコンに入力する。
- (ウ) 1日1回定められた時間に、避難者数等について班長を通じ、災害対策本部に報告する。
- (エ) 避難者が退所する場合は、確実に届けるよう指導する。
- (オ) 避難所開設後は、日々避難所日誌を作成し主な出来事や、外部からの救助・援助に係る事項を記録する。

イ 避難所の運営

- (ア) 避難所内において避難者への連絡・呼出しを行う場合は、館内のマイク放送を利用し、運営に支障のある場合は伝言板やメモ等を利用する。なお、夜間のマイク使用は控える。
- (イ) 避難所の開設が長期に及び、かつ避難者が多数に上る場合は、避難者の位置図を作成し、面会や事務連絡に活用する。
- (ウ) 食料・飲料水及び生活必需品の配付は、確実に避難者に届くように配慮する。そのため、避難者の中から世話人を選出してもらい、当番制にする等の体制を取り、物資の配付等について協力を依頼する。
- (エ) 身の回りの清掃は、できるだけ避難者自身が行い、共用部分やトイレ等の清掃は、当番制で行うよう指導する。
- (オ) 避難者の不安解消と秩序維持のため、避難所内に臨時相談所を開設し、的確な情報提供に努める。

第4 避難所の環境保護

次のとおり、避難所の環境及び避難者の健康管理等を適切に行う。
また、保健所に設置される保健医療福祉調整地域本部と密接に連携を行い、避難者の健康管理や福祉的ニーズの把握及びそれらへの対応等について、保健医療福祉活動チーム等による支援が円滑に受けることができるよう努める。さらに、保健活動に関する情報収集や、被災者の健康管理のために必要なスタッフの確保等のため、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）を活用する。

1 避難者情報の管理

- (1) 避難者情報は、災害応急対策活動、また避難者の自立を支援する施策実施のための基礎資料として、班長が統括管理する。
- (2) 各班が、対策実施に当たって避難者情報が必要な場合は、総務班長に調査の実施協力を要請する。
- (3) 各避難所内における避難者情報の管理は、小グループの管理又は一元管理など各避難所の状況に応じて決定する。

2 要配慮者への対応

- (1) 寝たきり等で施設での生活が必要な者

寝たきり等で施設での生活が必要な者が、避難所に避難した場合は、速やかにあらかじめ定める介護付避難所（福祉避難所）に搬送する。

（２）福祉避難所・介護付避難所

介護が必要で避難所での集団生活を行うことが困難な高齢者、障がい者等に対して、あらかじめ定める介護付避難所に搬送する。

（３）要配慮者の把握と支援

ア 避難所管理責任者は、自主防災組織やボランティア等の協力を得て避難所に避難した者の健康状態等を調査し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の把握に努める。

イ 避難所管理責任者は、要配慮者に対し生活必需品や避難場所に配慮をするとともに、必要に応じて介護施設、病院等への入所、被災地外への避難等が行えるようにする。

（４）避難所から福祉避難所への移送手段の確保

ア 福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は府等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

イ また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

3 医療・保健体制

（１）医療救護コーディネーターは、避難所の避難者に対する救護活動の体制（常駐・巡回）を計画する。

（２）健康福祉班は、避難者の健康管理に当たるため、避難所生活が長期になる場合、又は必要に応じて、避難所に保健師・看護師を派遣する。

（３）専門的なケアを必要とする者を早期に発見し、適切な医療に繋げるための連絡調整員（精神保健福祉相談員、保健師、保健衛生・福祉担当者、教員等により構成）を設置し、医療、保健、福祉、教育等の専門機関の行う支援活動と連携を図り相談体制を確保する。

（４）健康福祉班は、災害発生により、被災者等の精神的ケアが求められる場合、又は必要と認められたときは、京都府に対し災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）（医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成）の派遣を要請し、被災者、避難住民等に対する精神医療、カウンセリング等を行うよう求める。

（５）避難者の心のケアを実施する環境は非常に重要であるため、相談室、医務室、交流できる場（サロン）を設置する。また、サロンづくりは、地域の人やボランティアなどの運営により各種イベントなどを開催し、交流の和を広げる。

4 避難生活の長期化への対応

（１）生活機器等の確保

避難生活が3日以上長期となる場合は、応急物資以外に、次のような生活機器を調達し、避難者の生活を援護する。

- ア 衣類（冬季の上着）
- イ 洗濯機、乾燥機
- ウ テレビ
- エ 掃除機
- オ 冷暖房設備
- カ 冷蔵庫、炊事設備

（2）入浴支援

避難生活の長期化に対応して、建設班や局に設置作業を要請し、避難所内にシャワー設備を設置するとともに、屋外避難場所に指定された公園等の場所において仮設浴場を設置する。また、自衛隊による仮設風呂の協力だけでなく、市内及び近郊の入浴施設が利用できるように協定などを結んでおく。

（3）洗濯支援

避難生活の長期化に対応して、井戸水等の雑用水を活用して仮設洗濯場を設ける。施設の設置に当たっては、建設班や府に設置作業を要請する。

運用にあたっては、特に女性の洗濯や物干し場などに配慮するなど、避難所において合意のもと一定のルールづくりが必要である。

5 プライバシー保護

（1）間仕切りの導入

避難者のプライバシー保護のため、避難所に世帯間を仕切るパネルを導入する等の配慮をする。

（2）受入人数の適正化

プライバシー保護やトラブルの原因除去などを考慮し、受入人数の適正化に努める。

第5 ペットの受入対策

災害により、被災放置されたペットや避難所に避難者が連れて避難したペットの対策について定める。

- 1 市は、府が設置する動物救護対策本部（府生活衛生課）及び支部（保健所）に対して、次の事項について要請するとともに、必要な連携、協力を行う。また、獣医師会や動物愛護団体等からの協力が得られるよう努める。

- （1）放浪している動物の保護及び収容
- （2）負傷や病気の動物の治療及び収容
- （3）飼い主が飼養困難な動物の一時預かり
- （4）被災動物（同行避難した動物数等）の情報収集
- （5）飼養されている動物への餌の配布
- （6）動物の所有者や新たな所有者を探すための情報収集や提供
- （7）特定動物逃走時の、人への危害防止措置

(8) 家庭動物に関する相談窓口の設置

- 2 市は、動物救護対策本部（府生活衛生課）及び支部（保健所）に対し、避難所におけるペットの状況等、必要に応じて情報を提供する。
- 3 避難所管理責任者は、必要に応じて避難所に避難者が連れて避難したペットの受入・保管場所を確保するものとし、その世話は、原則、避難者自らが行うものとする。
- 4 避難所管理責任者は、ペットの情報交換の場として、避難所の掲示板の一面を提供するよう努める。

第6 新型インフルエンザ等感染者発生時における対応

- 1 市は、避難所の収容人数を考慮してあらかじめ指定した指定避難所以外にも通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を確保するとともに、必要に応じて、ホテルや旅館等を活用する。
- 2 市は、全庁的な連携や、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するなどして、避難者の健康状態の確認、手洗い・咳エチケット等の徹底、避難所の衛生環境の確保、十分な換気やスペースの確保を行う等感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。
- 3 発熱、咳等の症状のある者が出た場合は、専用スペース（可能な限り個室）やトイレを確保するとともに、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。
やむを得ず同じ兆候・症状のある者を同室にする場合はパーティションで区切るなどの工夫をする。
- 4 市は、自宅療養者を受け入れる場合は、上記対応のほか、全庁的に連携し、避難所運営者及び避難支援者と情報共有する。

第7 避難所の閉鎖

- 1 避難所管理責任者は、避難指示等が解除になり、避難所開設の必要性がなくなった場合等、災害対策本部から閉鎖の指示があった場合は、その旨を避難者に伝え、速やかに帰宅させる。
- 2 避難者が自宅から持参したもの、及び市が避難者に支給したもの（貸与品は除く。）は避難者が各自持ち帰るよう指導する。
- 3 避難者が退去した後管理職員は、自主防災組織やボランティアの協力を得ながら物品等の片付を行い、避難場所を元の状態に戻す。
- 4 避難所管理責任者は、備蓄品の残量を確認の上、文書により班長に報告する。
- 5 避難所管理責任者は、施設管理者に閉鎖完了の報告をし、持ち場を離れる

第7節 広域避難

第1 府内における広域避難

- 1 市は、市内の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、市内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、府内他市町村における広域避難の必要があると認めるときは、府に報告の上、府内他市町村に居住者等の受入れについて協議することができる。
- 2 市は、府に対し、広域避難の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難に関する事項について助言を求めることができる。
- 3 協議を受けた市町村は、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

第2 府外における広域避難

市は、市内の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、市内の指定緊急避難場所その他の避難場所を立退き避難先とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命・身体を保護するため、他の都道府県における広域避難の必要があると認めるときは、府に対し、他の都道府県に居住者等の受入れについて協議するよう求めることができる。

第3 他の都道府県から協議を受けた場合

市は、他の都道府県から居住者等の受入れについて、府から協議を受けたときは、居住者等を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、居住者等を受け入れ、避難所を提供する。

第4 居住者等に対する情報提供と支援

- 1 市は、広域避難を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難を行っている居住者等の状況を把握するとともに、居住者等が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。
- 2 広域避難を受け入れた市町村は、市町村と連携し、受け入れた居住者等の状況の把握と、居住者等が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第8節 広域一時滞在

第1 他市町村への広域一時滞在

1 京都府内の他市町村への協議

- (1) 市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、京都府内の他市町村における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、府内他市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。

- (2) 市は、府に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入能力（施設数、施設概要）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。
- (3) 協議を受けた市町村は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、避難所を提供する。

2 京都府外その他市町村への協議

市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を保護するため、京都府と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在有の必要があると認めるときは、府に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議するよう求めることができる。

3 避難の方法

- (1) 市長は、原則として避難者を搬送するものとするが、その能力を失っている場合は、避難者の搬送も併せて受入れ先市町村に要請する。
- (2) 道路寸断等により陸路で搬送できない場合は、空路で搬送できる機関に要請する。

第2 他市町村からの広域一時滞在

市は、京都府内の他市町村から被災住民の受入れについて協議を受けたとき、又は京都府から京都府外の市町村の被災住民の受入れについて協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。

第3 被災住民に対する情報提供と支援

- 1 市は、広域一時滞在有を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在有を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。
- 2 広域一時滞在有を受け入れた市町村は、本市と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。また、本市において広域一時滞在有を受け入れた場合も同様とする。

第9節 被災者への情報伝達活動

被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、伝言板・ボランティアの活用、テレビ・ラジオ・仮設電話

の確保、災害時の伝言ダイヤルの利用を促進するほか、壁新聞など紙媒体でも情報提供を行い、適切に情報提供がなされるよう努める。

また、いつの情報であるかが分かるように、日時を明記し、古い情報も活用できるように整理を行う。

第10節 駅における避難計画

駅においては、大規模地震や火災等による災害が発生した時は、施設の利用客の迅速かつ的確な避難誘導を行うとともに、施設の混乱を防止して災害応急対策に万全を期さなければならない。

第1 活動体制

市は、災害が発生した場合に、被害情報の迅速な伝達とともに、応急対策を行うための体制を整備する。

- (1) 災害対策本部等の設置
- (2) 鉄道及び地下街管理者並びに関係事業者との連絡調整
- (3) 被害情報等の収集
- (4) 消火・救助・救護活動

第2 駅利用者の避難誘導等

1 市の活動

市長は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため特に必要があるときは、駅及び地下街の利用者等に対して避難の指示を行う。

2 鉄道事業者の避難誘導活動

- (1) 構内の案内放送を活用して利用者等に対して避難を呼び掛ける。
- (2) 従業者等は、避難計画に基づいて、構内や地下施設内の利用者や滞留者等を安全な避難場所へ誘導する。その際、要配慮者の避難を優先する。
- (3) 他の鉄道機関、消防機関及び府警察本部との連絡調整を行い、滞留者等に対して代替交通機関を手配する他、避難場所への迅速かつ的確な誘導に努める。
- (4) 交通機関等の停止を伴う場合は災害情報の提供を行う。
- (5) 事業従事者に対する防災研修等を実施して、復興時の迅速かつ的確な避難誘導を図る。

第11節 車中避難計画

大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による災害関連死等の課題に対応する必要がある。

市は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとする健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。

第12章 二次災害の防止活動

第1節 水害、土砂災害対策

(調達環境班、建設班)

[災害応急対策の分担]

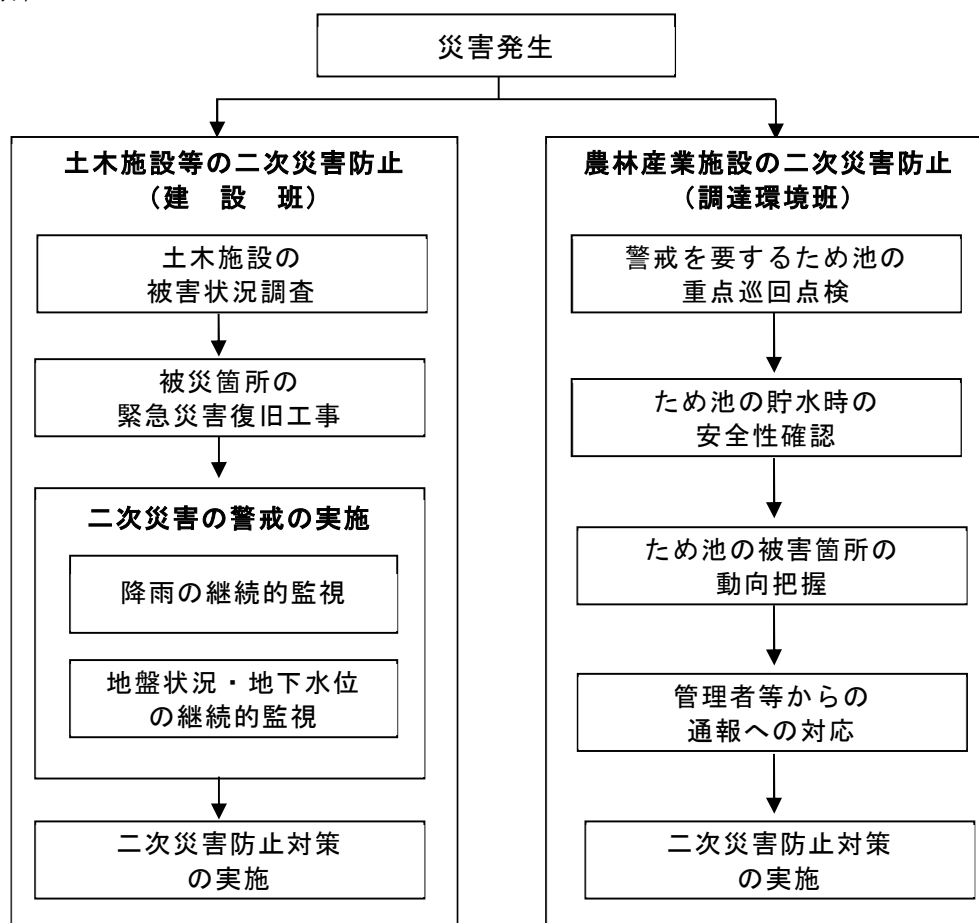
項目	実施担当	実施内容
土木施設等の二次災害防止	建設班	○土木施設等の被災状況調査を実施する ○二次災害防止活動のための関係機関との調整を行う ○水防活動及び応急復旧工事を実施する ○降雨、河川流量・水位等の監視活動を実施する
農林産業施設の二次災害防止	調達環境班	○警戒を要するため池等の巡回点検を実施する ○ため池等の貯水時の安全性を確認する ○堤防、ため池等の被害箇所の動向を把握する ○ため池管理者等からの通報に対応する

[災害応急対策の流れ]

■事前対策

- 堤防、ため池等の被害箇所の動向を把握し、二次災害防止に必要な措置を行うよう、管理者を指導する。
- がけ地等、二次災害が予想される箇所を事前に検討し、迅速な被災状況調査体制を確立する。
- 二次災害防止対策について、関係機関との事前調整を行う。

■応急対策



〔災害応急対策の内容〕

第1 土木施設等の応急復旧対策（建設班）

1 被災状況調査の実施

二次災害による被害の拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時における十分な点検・現地調査等を行い、被災状況等を的確に把握する。

2 応急復旧工事の実施

被災箇所については、災害の拡大を防止するための水防活動及び応急復旧工事を実施する。

3 二次災害に対する警戒

- （1）二次災害の発災時期や対策検討等の判断資料とするため、降雨の継続的な監視を行う。
- （2）河川の流量、水位等について、適切な位置で継続監視を行う。
- （3）がけ地、道路等において二次災害が予想される箇所については、パトロール体制をとる。
- （4）地震、豪雨等の災害により、宅地（擁壁、法面を含む）に著しい損傷が生じた場合、二次災害を防止するため、被災宅地危険判定士により宅地の危険度判定を実施し、居住者等に注意を喚起する。

4 二次災害防止対策

二次災害が予想される場合は、関係機関と十分調整の上、適切な防止対策を実施する。

第2 農林産業施設の応急復旧対策（調達環境班）

二次災害を未然に防止するための監視体制を強化して、パトロール体制、連絡体制、現地指導等を行う。

- 1 付近に人家、道路等公共施設があるため池や、貯水量・堤高・流域からみて、特に警戒を要するため池を重点的に巡回点検する。
- 2 堤体等に危険な漏水がないか、堤体に異常の兆候がないか等、貯水時の安全性を確認する。なお、取水施設や洪水吐等の構造物にひび割れや亀裂等の損傷が認められる場合、直ちに減水等の措置をとるものとする。
- 3 ため池の取水施設や洪水時等の構造物にひび割れ亀裂や損傷が生じている場合、被害箇所の動向も把握する。
- 4 降雨直後に点検、動向調査を行うこととするが、個人、ため池管理者等からの通報に対しても、その都度対応するものとする。

第2節 被災建築物応急危険度判定

(本部事務局、市民情報班、建設班)

第1 基本方針

地震により建築物に著しく損傷が生じた場合、地震被災建築物応急危険度判定を速やかに実施することにより、必要があれば居住者等に避難を喚起し、余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止する。

[災害応急対策の分担]

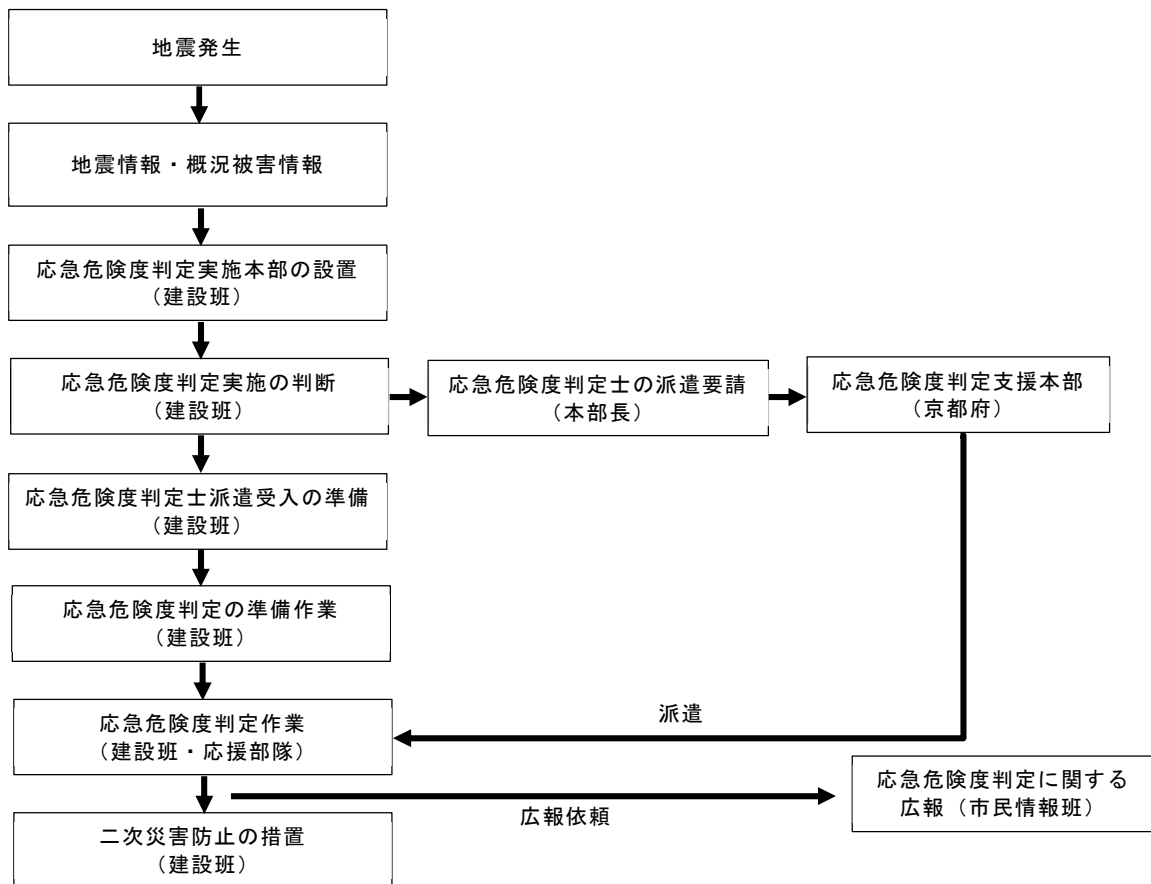
項目	実施担当	実施内容
応急危険度判定実施本部の設置	建設班	○震度5弱以上の場合、被災した建築物の応急危険度判定実施本部を立ち上げる。
応急危険度判定実施要否の判断	建設班	○被害情報に基づき被災した建築物の応急危険度判定実施の要否を判断する 震度6弱以上の場合 原則として判定を実施 震度5強以下の場合 被害状況に応じて実施
応急危険度判定士の要請	本部長	○京都府へ応急危険度判定士の派遣を要請する ○長岡京市内の応急危険度判定士へ協力を要請する
応急危険度判定	建設班	○応急危険度判定の準備作業を行う ○判定作業の実施を行う
応急危険度判定の広報	本部事務局	○判定結果の注意事項等の広報を行う
二次災害防止	建設班	○判定結果による倒壊が起こりそうな建物での二次災害防止対策を迅速に行う

[災害応急対策の流れ]

■事前対策

- 市の建築技術者は、応急危険度判定士講習会に積極的に参加する。
- 京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会に参画し、応急危険度判定について調整を進めておく。

■ 応急対策



〔災害応急対策の内容〕

第2 応急危険度判定士の要請

- 1 建設班は地震発生後の概況被害情報に基づき、被害建物の応急危険度判定の必要性の検討を行う。（震度6弱以上の場合は、原則として判定を実施。震度5強以下の場合は、状況に応じて実施）
- 2 応急危険度判定を実施する必要があると判断したときは、本部長に報告し、本部長は京都府に対して広域応援によって応急判定が可能な建築技術者等の派遣を要請すると共に、長岡京市内の応急危険度判定士へも協力を要請する。
- 3 建設班は、応急危険度判定に係わる調整を実施する。

第3 京都府の支援体制

府は、建築物に関して被害が見られる場合は、京都府地震被災建築物応急危険度判定協議会で検討を行った連絡体制等に基づき、応急危険度判定士の出動体制を組織するとともに、市が実施する判定業務を支援する。

また、多数の建築物が被害を受けた場合は、全国被災建築物応急危険度判定協議会及び近畿被災建築物応急危険度判定協議会のネットワークを活用して判定の実施を支援する。

第4 判定作業実施の準備

建設班は、応急危険度判定作業に必要なものを準備する。

- (1) 判定区域地図、判定区域の割り当て
- (2) 判定士受入れ名簿の作成、判定チームの編成
- (3) 応援要員の宿泊場所、食事・車両の手配

第5 判定作業の広報

建設班は本部事務局に判定作業の予定を伝達し、また、応急危険度判定の実施に係る内容、判定結果に対する注意事項等を整理し、危険度判定作業に関する広報を市民情報班に依頼する。

1 市民への広報手続

2 マスコミへの広報手続

応急危険度判定は、り災証明書の発行のために実施するのではなく、余震等による二次災害の発生に備えるものであることを徹底する。

第6 判定作業の実施

応急危険度判定を実施するにあたり、実施マニュアルには以下の内容を計画する。

- (1) 集合場所の決定
- (2) 判定士の受付方法（名簿作成に係わる記入表の準備）
- (3) 応急危険度判定士への説明（誰が、何処でするのか）
- (4) 現場への移動方法（自動車、バイク、自転車、徒歩）
- (5) 応急危険度判定作業中の連絡手段確保（携帯電話、無線等）
- (6) 応急危険度判定結果の報告（誰に報告するのか）
- (7) 応急危険度判定結果の集計（地図情報システムへの集約）
- (8) 宿泊場所の確保

第7 二次災害の防止及び外部への広報

建設班は、事前に準備した応急危険度判定結果標識により、判定結果に対し市民の理解を得、二次災害の防止を図る。

- 1 マスコミ、広報紙等により応急危険度判定結果の意味について市民に周知する。
- 2 応急危険度判定士は、その結果について市民の求めに応じて現地で説明する。

第3節 被災宅地危険度判定

(建設班)

第1 宅地防災の対応

宅地造成に伴う宅地災害対策については、昭和43年11月5日に市内一部の丘陵地等が建設省（現・国土交通省）により宅地造成工事規制区域に指定され、宅地造成に伴う災害の防止が図られてきた。令和7年5月1日より京都府において宅地造成及び特定盛土等規制法の運用が開始され、市内全域が宅地造成等工事規制区域に指定されたことを受け、京都府と協力して危険な盛土等を規制することにより、がけ崩れ、土砂の流出による災害防止に努めている。

今後、大地震又は豪雨等により、宅地（擁壁・法面等を含む）が大規模かつ広範囲に被災した場合の二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災宅地の危険度を判定することが重要であることから、被災後、速やかに判定活動が実施できるよう府及び市町村で組織する京都府被災宅地危険度判定連絡協議会と連携し、実施体制等の整備を進める。

※判定実施については、被害状況や被災建築物応急危険度判定の基準を参考に実施要否の判断を行い、「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル（令和4年11月被災宅地危険度判定連絡協議会）」に基づき行う。

第4節 爆発物及び有害物質による二次災害対策

第1 乙訓消防組合消防本部

- 1 危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の管理者は、地震発生時又は近隣地域での火災発生時等に円滑な対応が図れるよう、あらかじめ計画を作成しておく。また、有害物質の漏洩を防止するための体制をあらかじめ整備しておく。
- 2 消防本部は、発災後、危険物施設等の調査を迅速に行うための資料等を常に整理する。

(現有資料)

- ※ 消防本部予防課…施設別危険物台帳
長岡京消防署…警防計画書

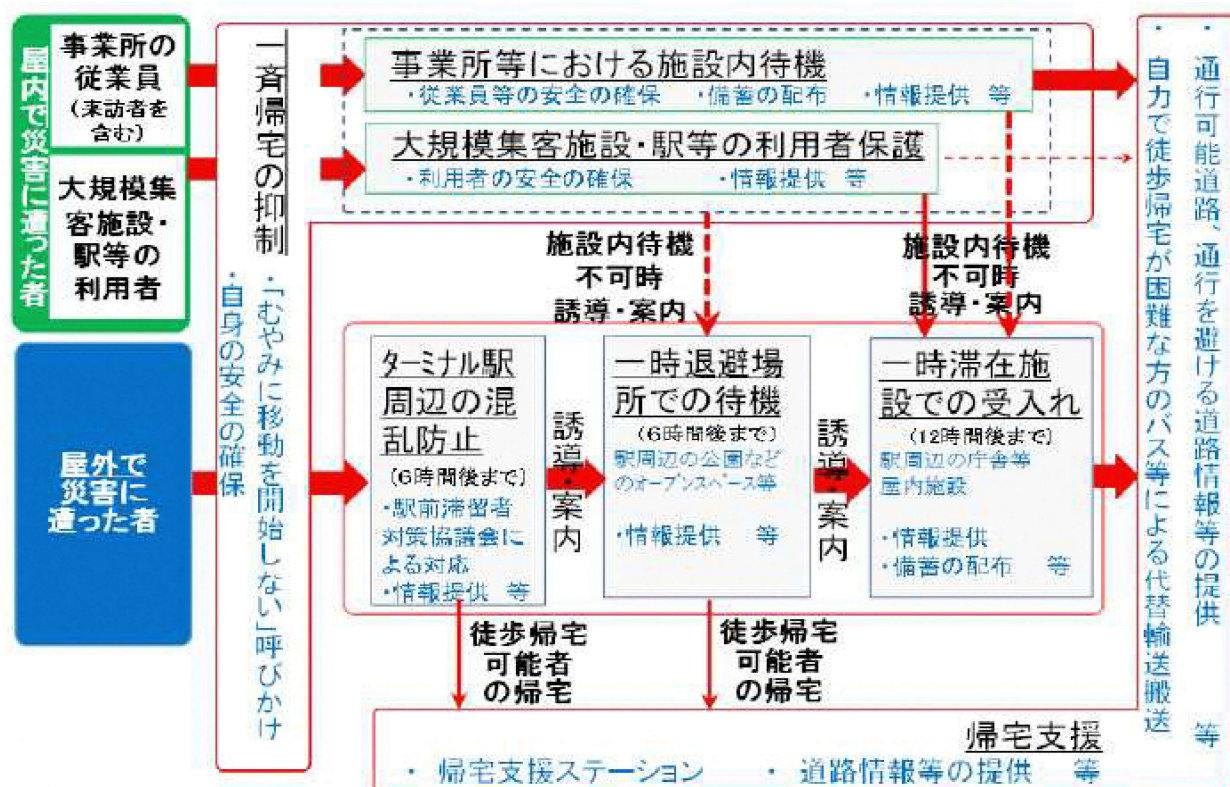
第13章 観光客保護・帰宅困難者対策計画

(総務班、市民情報班)

第1節 計画の方針

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、府等関係機関と連携して駅周辺の混乱防止、観光客・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。

図・応急13-1-1 大規模地震発生時の帰宅困難者対策の流れ



第2節 計画の内容

第1 観光客・帰宅困難者への広報

市ホームページ、広報車、屋外拡声子局、緊急速報メール（エリアメール）、防災情報お知らせメール、長岡京市公式LINEアカウント、SNS等多様な手段により、以下のことについて広報する。

- 1 発災後の混乱が落ち着くまでは、「むやみに移動を開始しない」ことの広報を行うとともに、一時退避場所及び一時滞在施設や帰宅可能地域、帰宅ルート、交通現況、代替交通手段等の情報を提供する。
- 2 災害用伝言ダイヤル(171)、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用
- 3 災害時帰宅支援ステーションの周知

第2 交通情報等の収集・提供、一時滞在施設等の提供

1 情報収集

(1) 鉄道事業者からの情報入手

鉄道事業者から、鉄道の運行状況や復旧の目処等の情報等を迅速に入手し、適切な対応ができるようする。

(2) 他市町村との情報共有

近隣市町の道路状況等を迅速に把握・確認し、情報の共有を図る。

(3) 情報収集手段が寸断された場合の対応

情報収集手段が寸断された場合は、市が管理している自転車・電動自転車・原動機付き自転車等を使用して、自らの足で情報収集を図る。

2 駅での情報提供

(1) 駅構内・駅前の滞留者に対し、鉄道運行状況や避難施設等の情報を多言語により提供する。

(2) 災害用伝言ダイヤル(171)や携帯電話による災害用伝言板サービス等を利用した安否確認を推進する。

(3) 帰宅可能地域や帰宅ルート、代替交通手段等の情報を提供する。

3 一時退避場所の開設

(1) 駅や観光地周辺における混乱を防ぐため、市は府と連携し、オープンスペースや公園、寺社等を一時退避場所として開設する。

(2) 一時退避場所では、道路、交通及び一時滞在施設等の情報を発信する。

4 一時滞在施設の開設

(1) 帰宅できない状況が長時間に及ぶ場合には、観光客・帰宅困難者を一時的に受け入れるため、市は府と連携し、公共施設や民間の集客施設等を一時滞在施設として開設する。施設の提供に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努めるものとする。

(2) 一時滞在施設では、道路・交通等、帰宅が可能かどうかの判断が可能な情報を提供するとともに、必要に応じて食料、飲料水、毛布、トイレ等を提供する。

(3) 一時滞在施設の受入能力には限りがあるため、災害時要配慮者（高齢者・乳幼児・障がい者・妊産婦）の受入れを優先する

第3 一時退避場所・一時滞在施設への誘導・受入

1 避難誘導

帰宅困難者が発生した場合に、まずは駅に最寄りの一時退避場所へ誘導する。誘導に際しては、一時退避場所での混乱を防止するため数カ所に分散して誘導を実施し、誘導後、鉄道の運行状況等を考慮のうえ帰宅困難者用一時滞在施設に誘導する。帰宅困難者の受入ができない場合には、予め協定を結んでいる施設に一時滞在施設開設について協力を依頼する。

■ 帰宅困難者のための一時退避場所・一時滞在施設

○ J R 長岡京駅

一時退避場所	J R 駅前広場
一時滞在施設（公共施設が利用可能）	産業文化会館、バンビオ
一時滞在施設（公共施設の利用不可）	市中部に位置する施設等

○ 阪急長岡天神駅

一時退避場所	中央公民館前市民ひろば
一時滞在施設（公共施設が利用可能）	※図書館、産業文化会館
一時滞在施設（公共施設の利用不可）	市中部に位置する施設等

※図書館の利用に際しては、避難所として開設していない場合に限り利用することとし、避難所として開設している場合には、公共施設の利用不可の場合における市中部に位置する施設等を利用するものとする。

○ 阪急西山天王山駅

一時退避場所	調子馬ノ池公園
一時滞在施設（公共施設が利用可能）	※長岡第四小学校、乙訓高等学校
一時滞在施設（公共施設の利用不可）	市南部に位置する施設等

※長岡第四小学校、乙訓高等学校の利用に際しては、避難所として開設していない場合に限り利用することとし、避難所として開設している場合には、公共施設の利用不可の場合における市南部に位置する施設等を利用するものとする。

2 帰宅困難者の分散化

帰宅困難者を一時退避場所・一時滞在施設に誘導する際は、一時退避場所・一時滞在施設の受入状況をリアルタイムで誘導者へ伝達し、帰宅困難者の少ない一時退避場所・一時滞在施設へ誘導することで帰宅困難者を分散化させ、一時退避場所・一時滞在施設等の混乱を防止する。

第4 帰宅支援のための情報提供

1 帰宅支援のための情報提供

徒歩で帰宅する人に対しての情報提供手段として、各携帯電話会社が提供する緊急速報メール（エリアメール）、市ホームページ、SNS等を利用する。配信する情報としては、水道水やトイレの提供が可能な場所や通行が可能な道路等の情報を提供する。

2 長岡京市民の帰宅支援のための情報提供

防災情報お知らせメールを活用し本市の被災状況や鉄道事業者からの運行状況を配信することで、市外にいる長岡京市民の帰宅を支援する。

3 災害時帰宅支援ステーションの周知

関西広域連合がコンビニエンスストアや外食事業者等と締結している「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」に基づく災害時帰宅支援ステーションの所在地情報、目印等について提供し、その利用を促進する。



災害時帰宅支援ステーションでは、帰宅困難者に対して水道水やトイレの提供及び通行可能な道路情報の提供等の支援が得られる。

第6 ホテル・旅行者等に対する観光客への情報提供の要請等

ホテル・旅館業者、旅行者に対して、必要に応じ国内及び外国人観光客への情報提供や、一時滞在施設として一時受入を要請する。

第7 各機関、団体の役割

機関名	内 容
京都府	○鉄道事業者等から情報を収集し、京都府ホームページやきょうと危機管理webを通じて、府民や外国人を含む観光客に提供する。 ○緊急速報メールによる注意喚起 ○帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ○避難誘導・交通規制
長岡京市	○駅周辺の一時的退避場所、一時滞在施設等の情報提供 ○一時退避場所、一時滞在施設の開設・運営 ○観光関係団体との連携
関西広域連合・隣接府県	○府県域を超えた帰宅支援（帰宅支援対象道路の設定、代替輸送の調整等） ○他地域の道路状況・鉄道等の運行状況の情報提供 ○主要駅での滞留者に係る情報提供 ○帰宅ルートや帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「帰宅困難者NAVI」の運用
近畿運輸局	○所管区域の総合的な交通の情報提供 ○代替輸送の速やかな認可
鉄道事業者	○運行状況・折り返し運転・代替輸送手段・復旧状況等の多言語による情報の提供 ○他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線の多言語による情報の提供 ○バス等による代替輸送手段の確保 ○計画運休や運転再開等の情報提供など行政機関との連携
観光協会、旅行会社、ホテル・旅館業者	○ホームページ等において、鉄道事業者等からの情報その他関連情報を集約し、外国人を含む観光客に提供
NTT西日本株式会社	○災害用伝言ダイヤル（171）の運用 ○特設公衆電話の設置
ラジオ、テレビ等放送報道機関	○観光客保護・帰宅困難者向けの多言語による情報の提供（府内及び近畿地方の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況）
大規模集客施設・駅等の事業者	○利用者を施設内や安全な場所で保護 ○施設の安全が確認できない場合は、利用者を一時退避場所へ

	案内
事業所	○「むやみに移動を開始しない」という原則の周知 ○災害時における家族等との安否確認手段の周知 ○従業員用の食料の備蓄

第14章 飲料水・食料及び生活必需品の調達、供給活動

「一般災害対策編第3編第9章 飲料水・食料及び生活必需品の調達、供給活動」を準用する。

第15章 要配慮者対策計画

(総務班、福祉援護班、市民情報班)

「一般災害対策編第3編第24章 要配慮者対策計画」を準用する。

第16章 防疫活動計画

「一般災害対策編第3編第13章 防疫活動計画」を準用する。

第17章 廃棄物処理計画

「一般災害対策編第3編第14章 廃棄物処理計画」を準用する。

第18章 遺体の搜索、処理及び火葬計画

「一般災害対策編第3編第15章 遺体の搜索、処理及び火葬計画」を準用する。

第19章 施設・設備の応急復旧計画

第1節 施設、設備の応急復旧活動

(総務班、調達環境班、建設班)

[災害応急対策の分担]

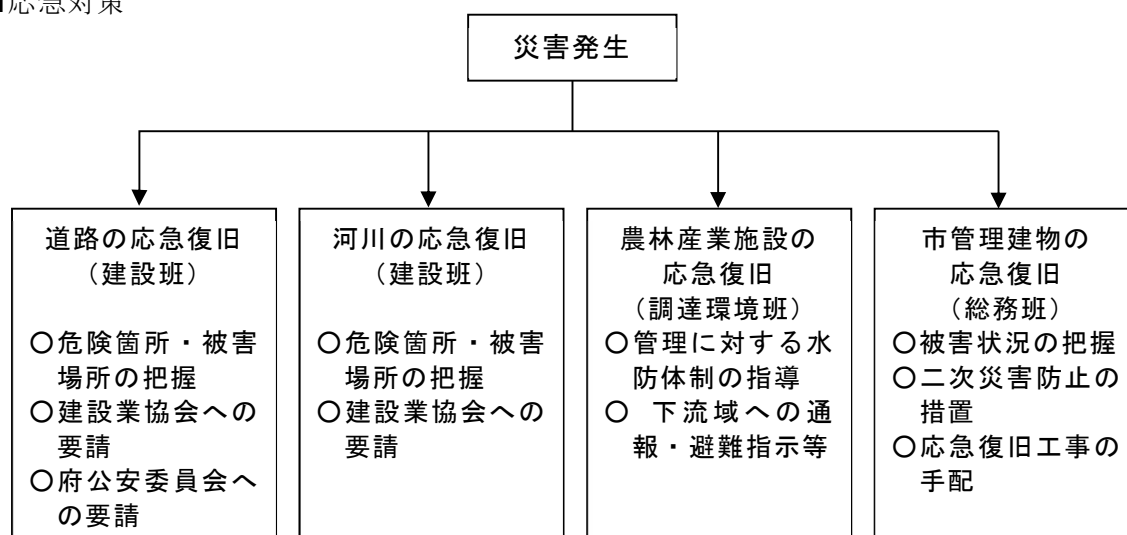
項目	実施担当	実施内容
道路の応急復旧	建設班	○道路・橋梁の危険箇所や被害程度を把握する ○建設業協会等に必要な措置を講ずるよう協力を要請する ○府公安委員会に対し、信号機等の応急復旧工事を要請する
	建設業協会等	○各班に協力して、道路・橋梁等の危険箇所・被害箇所に必要な措置を講ずる
	府公安委員会	○応急復旧工事を実施する信号機等の応急復旧工事を実施する
河川の応急復旧	建設班	○河川の危険箇所や被害程度を把握する ○建設業協会等に必要な措置を講ずるよう協力を要請する
	土木・建設業協会等維持管理業者	○建設班に協力して、河川等の危険箇所・被害箇所に必要な措置を講ずる
農林産業施設の応急復旧	調達環境班	○ため池、農業用水路等の管理者に対し、水防体制の指導を実施する ○決壊の危険等が生じたとき、下流域への通報、避難指示等を実施する
市管理建築物の応急復旧	庁舎管理担当者 庁舎設備運転担当者 警備員	○庁舎内外の巡回により被害状況を把握する ○二次災害防止に必要な措置をとる
	総務班 各施設管理者	○被害を受けた施設、設備の応急復旧を専門業者に依頼する

[災害応急対策の流れ]

■事前対策

- 建設業協会等に対し、道路、河川等の応急復旧体制に必要な事前調整を実施する。
- 土地改良区、農協その他関係団体と、ため池や農業用水路等の応急復旧に関する技術指導を実施する。
- 庁舎被害の応急復旧のための専門業者との事前調整を行う。

■応急対策



〔災害応急対策の内容〕

第1 道路応急復旧計画（建設班）

道路、橋梁等の被害による交通の遮断は、初動期の諸活動（消火、避難、救援、救助等の防災活動）、とりわけ円滑な緊急輸送計画の実現に影響を及ぼすことが懸念されるため、以下の方針で道路の応急復旧を実施する。

- （1）危険箇所や被害程度の把握を迅速に行う。
- （2）応急復旧活動体制の早期立ち上げに努める。
- （3）建設業協会等の協力を求め、必要な措置を講ずる。
- （4）交通信号、標識等が倒壊等により機能を失った場合は、府公安委員会に対し応急復旧工事の実施を要請する。

第2 河川応急復旧計画（建設班）

河川被害による流路阻害等は二次災害の発生が懸念されるため、以下の方針で河川の応急復旧を実施する。

- （1）危険箇所や被害程度の把握を迅速に行う。
- （2）応急復旧活動体制の早期立ち上げに努める。
- （3）建設業協会等の協力を求め、必要な措置を講ずる。

第3 農林産業施設応急復旧計画（調達環境班）

土地改良区、農協その他関係団体の協力により、応急対策に関する技術指導に当たる。

- （1）ため池及び農業用水路等については、管理者に対し必要に応じてため池から放水、用水路の断水、又は減水を行うよう水防体制の指導に努める。
- （2）施設等の破損又は決壊の危険が生じたときは、速やかに被害の及ぶおそれのある下流域の地域に対し通報し、避難指示等の応急措置等を講ずる。

第4 市管理建築物（総務班）

1 応急復旧の基本的な考え方

市庁舎が被害を受けた場合、当該施設には災害対策本部が設置されることから、これら災害対策本部の活動に必要な最低限度の水準まで、施設及び設備の復旧を行うものとする。

2 被害状況の把握

庁舎管理担当者、庁舎設備運転担当者及び警備員は手分けして、庁舎内外を巡回し、施設、設備の被害状況を迅速に把握する。

3 二次災害の防止

被害を受けた場合、予測されるガス漏れや停電復旧に伴う漏電出火等、二次災害の防止を図る。

4 応急復旧の実施

被害を受けた施設、設備については専門業者により復旧を行う。

5 応急復旧の対象となる施設、設備

- (1) 庁舎棟
- (2) 電気、ガス、給排水設備、通信設備、コンピュータ
- (3) 空調設備、換気設備、エレベーター

第2節 ライフライン対策

(上下水道班)

「一般災害対策編第3編第20章第2節ライフライン対策」を準用する。

第3節 危険物等応急対策計画

[災害応急対策の分担]

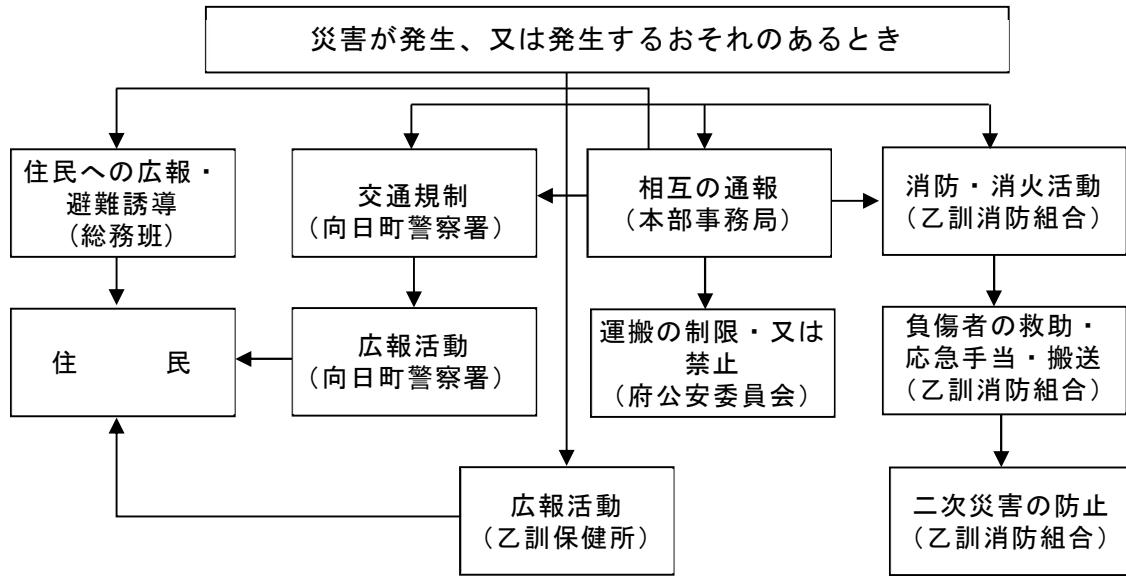
項目	実施担当	実施内容
危険物製造所 応急措置	本部事務局	○関係防災機関相互の通報に関すること
	総務班	○付近住民への広報及び避難誘導を実施する
	乙訓消防組合	○危険物火災の特性に応じた消防活動を実施し、延焼防止及び二次災害の防止に努める
	向日町警察署	○交通規制に関すること
火薬類保管施設 応急措置	乙訓消防組合	○消防活動及び負傷者の救助、応急手当並びに搬送を実施する
	府公安委員会	○自動車による火薬類の運搬に支障がある場合は、公安委員会がその運搬を制限又は禁止する
高圧ガス貯蔵施設 応急措置	乙訓消防組合	○京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所と連携し、迅速な措置をとる
毒物劇物保管施設 応急措置	健康福祉班	○保健衛生上危害防止に必要な措置を講ずる
	乙訓保健所 向日町警察署	○流出散逸等の状況について広報活動を実施する

[災害応急対策の流れ]

■事前対策

- 危険物・火薬類・ガス類・毒物劇物等の取扱いに伴う予防運動に努める。
- 災害発生時、関係機関との連携を図る。
- 災害発生後、毒物劇物管理運動に関して、乙訓保健所と協議する。

■ 応急対策



〔災害応急対策の内容〕

第1 危険物製造所等

危険物製造所等での危険物の流出又は火災等災害の発生に際しては、その施設の責任者、乙訓消防組合と連携を密にし、被害の拡大防止等の総合的な応急対策を実施し、当該施設の関係者及び付近住民の安全を確保する。

災害が発生した場合は、関係機関と連携し、状況に応じて次の措置をとる。

- (1) 関係防災機関と相互の通報
- (2) 危険物の流出、延焼防止及び二次災害の誘発防止
- (3) 付近住民等に対する広報活動
- (4) 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
- (5) 避難誘導及び群衆整理
- (6) 負傷者の救助、応急手当及び搬送
- (7) 危険物火災の特性に応じた消防活動
- (8) 危険物の除去

第2 火薬類保管施設応急措置計画

- 1 火薬類を取り扱っている場所の付近に火災が発生し、貯蔵又は取扱中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、その施設の責任者、関係防災機関等と連携を密にして、速やかに火薬類を安全な場所に移動させる措置をとるとともに、関係者以外の者の立入りを禁止する。
- 2 1の場合において、火薬類を移動させるいとまがない場合は、火薬類の爆発等により危害の及ぶおそれがある区域を警戒区域として設定し、延焼防止に当たるとともに、住民の避難、立入禁止等、警備上必要な措置をとる。
- 3 災害が発生した場合は、関係防災機関等と連携し、状況に応じて次の措置をとる。
 - (1) 在置火薬類に関する情報収集
 - (2) 消火活動
 - (3) 注水その他の延焼防止活動
 - (4) 負傷者の救助、応急手当及び搬送
 - (5) 警戒区域の設定及び交通規制
 - (6) 飛散火薬類等の検索回収
 - (7) 二次爆発の防止措置
- 4 災害のため自動車による火薬類の運搬に支障があると認められるときは、府公安委員会が緊急措置を取り、その運搬を制限し、又は禁止する。

第3 高圧ガス貯蔵施設応急措置計画

- 1 災害の規模及び態様、地形、建築物の状況、高圧ガスの種類及び数量、気象条件を考慮し、施設の管理者、消防その他の関係防災機関、京都府高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所と連携を密にして、迅速かつ適切な措置をとる。

2 爆発、火災又は可燃性若しくは支燃性のガスの漏洩が発生した場合は、状況に応じて次の措置を講ずる。

- (1) 京都府高圧ガス地域防災協議会指定防止事業所への出動要請
- (2) 高圧ガス設備運転の緊急停止及び充てん容器等の安全な場所への移動
- (3) ガス漏洩状況及び流動範囲の確認
- (4) 漏洩防止作業
- (5) 注水及び消火活動
- (6) 付近住民等に対する広報活動
- (7) 立入禁止区域の設定、火気等の使用禁止及び交通規制
- (8) 避難誘導及び群衆整理
- (9) 負傷者の救助、応急手当及び搬送
- (10) 応急措置に必要な資器材の緊急輸送路の確保
- (11) 引火性、発火性又は爆発性物質の移動

3 毒性ガスの漏洩に際しては、前項に定めるもののほか、必要に応じて次の措置をとる。

- (1) 施設の管理者等に対する除害措置の指示
- (2) 付近住民等に対する中毒防止方法の広報
- (3) 防毒措置等に必要な資器材及び薬剤の輸送援助

第4 毒物劇物保管施設措置計画

1 応急措置

災害発生時における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の事故発生の場合は、毒物劇物営業者等において回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに所轄の保健所、消防機関又は警察署に届け出るものとする。（毒物及び劇物取締法第16条の2）

2 緊急措置

保健所（又は警察）は毒物劇物の流出散逸等の状況について速やかに広報活動し関係住民に注意を与えるとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水透水取水地区の担当機関に直ちに連絡する。

第20章 住宅対策計画

「一般災害対策編第3編第10章住宅対策計画」を準用する。

第21章 環境保全に関する計画

「一般災害対策編第3編第26章 環境保全に関する計画」を準用する。

第22章 社会福祉施設応急対策計画

「一般災害対策編第3編第25章 社会福祉施設応急対策計画」を準用する。

第23章 文教対策

「一般災害対策編第3編第17章 文教対策」を準用する。

第24章 自発的支援の受入れ

(健康福祉班)

「一般災害対策編第3編第27章 自発的支援の受入れ」を準用する。

第25章 義援物資、義援金の受入れ

(本部事務局、調達環境班、福祉援護班)

「一般災害対策編第3編第23章 義援物資、義援金の受入れ」を準用する。

第4編 災害復旧計画

第4編 災害復旧計画

第1章 生活確保対策計画

「一般災害対策編第4編第1章 生活確保対策計画」を準用する。

第2章 公共施設等の災害復旧

(調達環境班、福祉援護班、上下水道班、建設班、教育班)

「一般災害対策編第4編第2章 公共施設等の災害復旧」を準用する。

第3章 資金調達計画

(総務班)

「一般災害対策編第4編第3章 資金調達計画」を準用する。

第4章 住宅復興計画

(総務班)

「一般災害対策編第4編第4章 住宅復興計画」を準用する。

第5章 住宅確保の支援

(総務班)

「一般災害対策編第4編第5章 住宅確保の支援」を準用する。

第6章 中小企業等の復興計画

(調達環境班、福祉援護班)

「一般災害対策編第4編第6章 中小企業等の復興計画」を準用する。

第7章 文教復旧計画

(教育班)

「一般災害対策編第4編第7章 文教復旧計画」を準用する。

第8章 水道復旧計画

(上下水道班)

「一般災害対策編第4編第8章 水道復旧計画」を準用する。

第9章 り災証明書の発行

(本部事務局、総務班)

「一般災害対策編第4編第9章 り災証明書の発行」を準用する。

第10章 激甚災害の指定に関する計画

(各班)

「一般災害対策編第4編第10章 激甚災害の指定に関する計画」を準用する。

第 5 編 災害復興方針

第5編 災害復興方針

第1章 復興の基本的考え方

本市に大規模な震災被害が発生したときに、復興に向けて速やかに対策を講じられるように、復興に関する方針を定めておく。

第1節 応急・復旧対策と復興対策

応急・復旧対策は迅速かつ機動的に実施する対策であり、一方、復興対策は中長期的視点に立って計画的に実施する対策である。被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に、復興対策へと進行していくものである。

第2節 復興の基本方針

本市の震災復興に向けては、市民の多彩な能力・エネルギーを活かしながら、協働と連帯により、安全性や利便性を土台として、生活のより高い質を享受でき、住んでよかったと言えるまちの復興を目指して、「安心・安全な市民生活の復興」と「活力あるみどりと歴史のまちの復興」を基本方針とする。

第1 安心・安全な市民生活の復興

- 1 被災した市民の生活を一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図る。また、心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前の生活に戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合した生活を構築していくことができるようにする。
- 2 復興に当たっては、個人や事業者は自らの責任において、又は共に助け合って復興を図っていくことを基本とし、行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行うものとする。
- 3 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、福祉等の施策を通じ、生活復興のための支援を行う。

第2 活力あるみどりと歴史のまちの復興

- 1 市民が住んでよかったと言える活力あるまちをつくるために、特に大きな被害を受けた地域のみでの復興にとどまらず、市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、被災を繰り返さないまちづくりを行う。
- 2 復興に当たっては、窮状の回復にとどまらず、市をはじめ市民、事業者、府、国など多様な主体の協働と連帯により、被災前よりも、みどりと歴史的景観にあふれ快適で質の高いまちの実現を目指す。

第2章 市復興本部の設置

第1節 市復興本部の設置

市長は、市域の多くの地域が震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、復興本部を設置する。

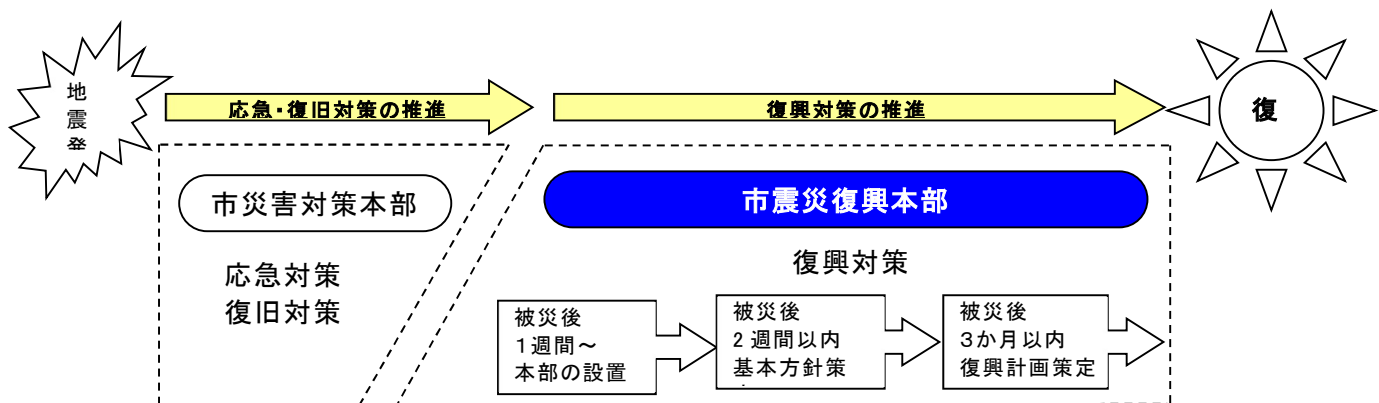
本部は、被災後1週間程度の早い時期に設置するものとし、震災復興基本方針及び震災復興計画を早期に策定することにより、府、国等関係機関と連携して具体的な震災復興を推進していく。

第2節 市復興本部の役割及び災害対策本部等との関係

市復興本部は、震災復興を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を緊急的、機動的に実施する災害対策本部とは、その目的と機能が異なる。

しかしながら、震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な業務で、震災復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

■復興本部設置と復興対策推進のイメージ



第3節 市復興本部の組織

市復興本部は市長を本部長とし、副本部長及び本部員を置く。

本部員は、危機管理監、対話推進部長、総合政策部長、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部参事、建設交通部長、上下水道部長及び教育部長とする。

本部員の職責は、本部長の命を受け、震災復興に係る業務を企画立案し、実施すること、担当業務の執行状況を本部長又は本部会議に報告すること及び本部長の特命に関することとする。

第 6 編 南海トラフ地震防 災対策推進計画編

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画編

第1章 総則

第1節 計画の方針

1 南海トラフ地震について

- (1) 駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。このうち、駿河湾付近では、1854年の安政東海地震の後、約160年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪が臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大な地震（東海地震）が発生してもおかしくないと想定されている。

一方、東海地震の震源域と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約100～150年であることから考えると、今世紀前半（2035±10年とも言われている）にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

- (2) 東北地方太平洋沖地震の発生を受け、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」中間報告で南海トラフの巨大地震である東海・東南海・南海地震について、新たに想定震源を設定していくためには、これまでの科学的知見の整理・分析が不可欠であるとの報告が出された。そのため、過去に南海トラフのプレート境界で発生した地震に係る科学的知見に基づく各種調査について防災の観点から幅広く整理・分析し、想定すべき最大クラスの対象地震の設定方針を検討することを目的として、理学・工学等の研究者から構成される「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（以下、「モデル検討会」という。）が設置された。

モデル検討会では、南海トラフ地震等の過去の被害資料及び最近の学術的知見を踏まえ、地震の揺れや津波の高さの分布について検討が行われた。

- (3) モデル検討会による震度分布・津波高の発表を受け、人的・物的被害や経済被害等の推計及び被害シナリオを検討するとともに、東日本大震災の教訓を踏まえた南海トラフ巨大地震対策の方向性等について検討するために、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置された。

- (4) 平成25年11月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下、「南海トラフ地震法」という。）に改正された。南海トラフ地震法では南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）として指定し、南海トラフ地震に関する防災対策を推進することとされている。

- (5) 中央防災会議の意見を受けた内閣総理大臣は推進地域の指定を行った。(平成26年3月31日内閣府告示第21号)

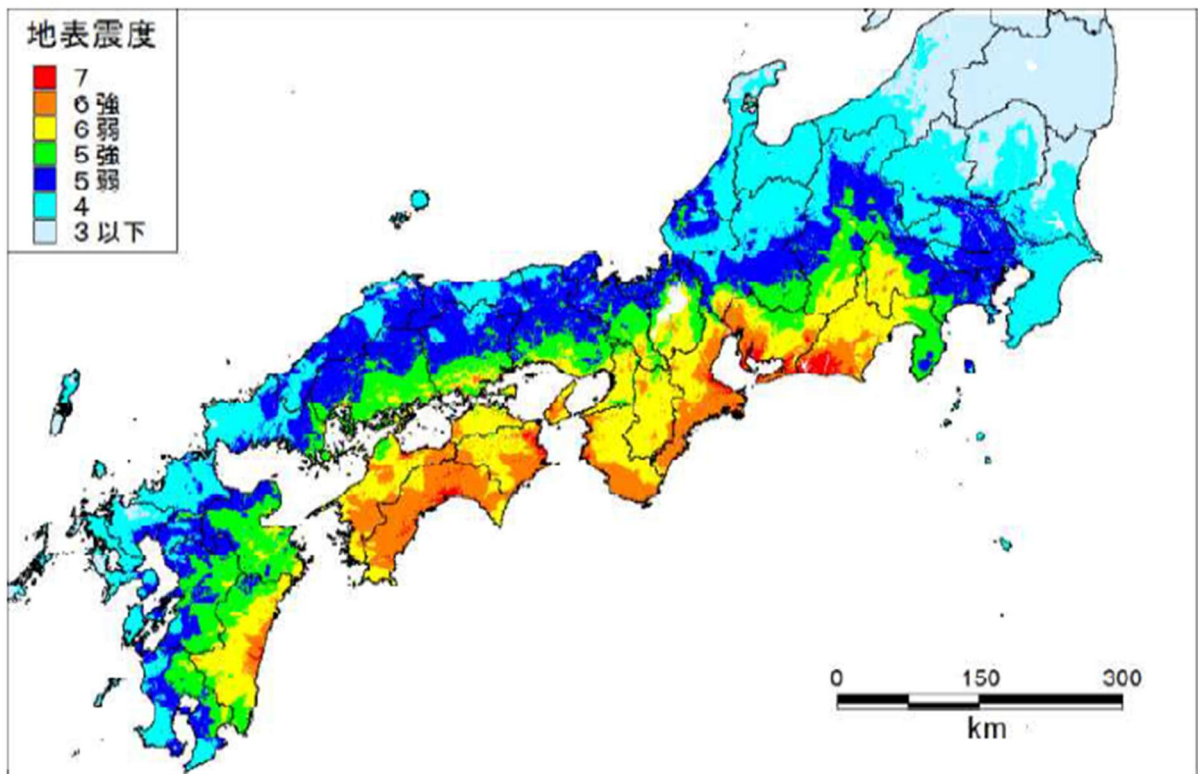
長岡京市においても、震度6弱以上の揺れが想定され、推進地域の指定を受けた。

- (6) 平成24年度に内閣府から発表された南海トラフ地震被害想定の結果について、京都府が内閣府から詳細なデータ提供を受け、それを基に平成26年6月に整理された内容における本市の被害想定は、下記のとおりである。

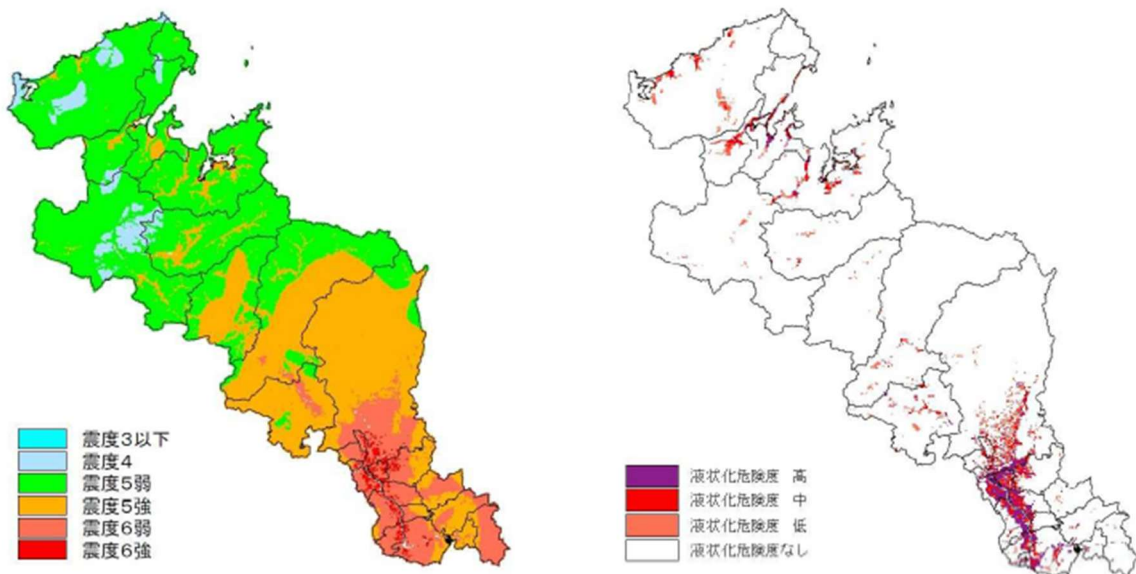
断層名	最大 予測震度	人的被害					建物被害		
		死者数 (人)	負傷者数		要救助 者数 (人)	短期 避難者数 (人)	全壊 (棟)	半壊・ 一部半壊 (棟)	焼失建物 (棟)
			負傷者数 (人)	重傷者数 (人)					
南海トラフ地震	6強	30	600	100	110		510		970

【震度想定】

＜全域（令和7年3月内閣府公表）＞



<京都府域（平成26年6月京都府公表）>



- (7) 中央防災会議防災対策実行会議の下に「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」が設置され、地震予知を前提としている大規模地震対策特別措置法に基づく防災応や南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の基本的な方向性について検討されたところ、報告書が取りまとめられた。
- (8) 中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対策検討ワーキンググループ」において、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の在り方や、防災対応を実行するにあたっての仕組み等について検討され、平成30年12月に報告書が取りまとめられた。この報告書を踏まえ、国においては平成31年3月に「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」を策定した。
- (9) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定（平成26年3月）から10年が経過することから、基本計画の見直しに向けた本格的な検討を実施するため、令和5年2月に「南海トラフ地震巨大地震モデル・被害想定手法検討会」が内閣府に設置され、最新の知見を踏まえ、津波高や震度分布、被害想定 of 計算手法の検討が行われるとともに、同年4月には中央防災会議防災対策実行会議の下に「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が設置され、防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し、新たな防災対策等の検討が開始された。
- (10) その後、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」において、令和6年能登半島地震の災害対応における課題・教訓を整理し、とるべき応急対策・生活支援対策の総合的な検討が行われ、令和7年3月31日には、「南海トラフ地震対策検討ワーキンググループ報告書」が取りまとめられ、新たな被害想定等が公表された。なお、新たな被害想定における量的な数値につ

いては都道府県単位でのみ算出されており、京都府内の市町村ごとには算出されていない。

- (11) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画が令和7年7月に変更され、地域ごとに被災状況を想定したシミュレーションやそれに基づく定量的分析等を実施し対策を検討した上で、直接死者数を減らす「命を守る」対策と、災害関連死者数を減らす「命をつなぐ」対策について、おおむね10年間で完遂すべき「重点施策」を具体的に定め、今後、重点的に推進することとされた。

2 本計画の目的

本計画は、南海トラフ地震防災対策基本計画に基づき、南海トラフ地震法第5条の規定により南海トラフ地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備や防災訓練、関係機関との協力確保、広報及び教育、備えておくべき体制整備等について定めるとともに、推進地域に指定されていない地域における対策についても必要な事項を定め、防災関係機関等が一体となって南海トラフ地震防災対策の推進を図ることを目的として策定する。

また、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく「重点施策」については、今後の10箇年で、国、京都府、市町村、防災関係機関等が重点的に取り組むべき地震防災施策及び事業の推進方向を京都府が示した「京都府戦略的地震防災対策指針」及び、その実行計画である「京都府戦略的地震防災対策推進プラン」に基づき、地震防災対策を推進するよう取り組む。

3 計画の修正

本計画においては、今後の南海トラフ地震に関する新たな知見、社会的環境の変化、施設整備の強化等を踏まえ、必要に応じて本計画に見直しを加えるものとする。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災に関し、市及び府、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務は、「第1編第1章第7節 防災機関等の役割分担」の定めるとおりである。

第2章 地域における防災力の向上

南海トラフ地震に対応するためには、あらかじめ国、各都道府県及び推進地域内外の市町村その他防災関係機関が連携して、被害を最小限に止めるための取り組みを推進する必要がある。しかしながら、これら公的な機関の取り組みだけでは、被害の軽減を図ることは限界があると言わざるを得ない。

南海トラフ地震においては、発災とともに極めて広域的に被害が発生し、京都府域における被害はより震源域に近い府県と比べ、比較的小さいと予想されていることから、近隣府県からの応援は期待できないことも想定されるため、行政による「公助」とともに、市民が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」による防災対策が不可欠であり、市民、自主防災組織、NPO、事業所等の関係機関・団体等が、それぞれの立場において、日頃から災害に備え、関係機関及び団体等のすべてが一体となって、他からの支援なしで災害に対応できることを目標に防災力を向上させることが必要である。

なお、災害予防対策を進めるに当たっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するとともに、消防団、自主防災組織の育成・強化に当たり女性の参画の促進に努めるものとする。

第1節 市のとるべき措置

地域における防災力を向上させるため、次の対策を講ずるものとする。

- 1 市長及び幹部に対する研修
- 2 防災担当組織の整備
- 3 情報伝達手段の充実
- 4 消防・救助資機材等の整備
- 5 防災訓練の実施
- 6 消防団、水防団、自主防災組織等防災活動組織の育成
- 7 防災関係機関と市民等との相互連携協力体制の確立
- 8 地域における防災活動拠点の整備
- 9 災害時要配慮者に対する避難支援体制の確立
- 10 安全な避難地、避難施設等の確保
- 11 企業の防災活動活性化のための方策の検討

第2節 市民等のとるべき措置にかかる対策

市は、市民、防災活動組織及び企業等と協力して、以下の措置が講じられるよう努めるものとする。

1 市民及び防災活動組織の対策

- (1) 住宅等の耐震化の促進
- (2) 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止、ブロック塀の点検補修等家屋内外における安全対策の実施
- (3) 食料、飲料水等生活必需品の備蓄
- (4) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等の把握
- (5) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識の習得
- (6) 初期消火、救助活動及び応急手当に関する知識の習得
- (7) 防災訓練及び防災事業への参加
- (8) 地域内企業や NPO 等との連携

2 企業等の対策

- (1) 施設等の耐震化及び安全対策の推進
- (2) 必要物資の備蓄
- (3) 従業員等に対する防災教育及び防災訓練の実施
- (4) 地域コミュニティとの連携
- (5) 災害時における事業継続及び地域の活力を維持・向上させる取組の維持
(京都 BCP)

第3章 地震防災上必要な教育及び広報

南海トラフ地震による災害から、市民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関による災害対策の推進はもとより市民一人ひとりが日頃から地震災害について認識を深め、自分の身体、自分の財産はまず自分で守るということを意識し行動することが大切である。したがって、地震発生時における市民の適正な判断力の養成、市民の自発的な防災組織づくり、施設あるいは事業所の防災対策を推進する必要がある。

このため、市は、市民、防災活動組織及び企業等と協力して、防災に関する各種の広報及び教育を推進するものとする。

第1節 教育・指導

1 防災関係機関における職員に対する教育

(1) 市は、職員に対し、地震発生時における的確な応急対策の実施を図るため、次の事項について、必要な防災教育を実施するものとする。

なお、防災訓練の実施については、次章によるものとする。

ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

イ 地震に関する一般的知識

ウ 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

エ 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

オ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

カ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2) 防災関係機関は、その職員等に対して、(1)に準じ、必要な防災教育の実施に努めるものとする。

2 一般住民に対する防災知識の普及

(1) 市は、市民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。

なお、防災知識の普及に当たっては、従来、防災に関心の薄かった人々にも取り組みが広がるよう、正しい知識を分かりやすく提供できるよう、優良なコンテンツやメニューの充実に努めるものとする。

ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

イ 地震に関する一般的知識

ウ 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防止上とるべき行動に関する知識

エ 正確な情報の入手方法

オ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

カ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識

キ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

ク 居住者等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

ケ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 児童生徒等に対する教育

市及び学校等においては、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して地震防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

(1) 教育（防災訓練の実施を含む）の内容

- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- イ 地震に関する一般的な知識
- ウ 南海トラフ地震が発生した場合の緊急行動に関する知識
- エ 応急手当の方法
- オ 教職員の業務分担
- カ 児童生徒等の下校（園）時等の安全確保方法
- キ 学校（園）に残留する児童生徒等の保護方法
- ク ボランティア精神
- ケ その他

(2) 教育・指導の方法

- ア 教育活動全体を通じた児童生徒等への防災教育
- イ 研修等を通じた教職員への防災教育
- ウ P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底

(3) その他

防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

4 自動車運転者等に対する指導

警察本部は、地震発生時に自動車運転者等が適正な行動がとれるよう、次の事項について指導を行う。

(1) 指導の内容

- ア 南海トラフ地震に関する知識
- イ 地震に関する一般的知識
- ウ 交通規制の実施方法
- エ 自動車運転者等のとるべき措置
- オ 応急処置の方法
- カ その他の防災措置等

(2) 指導の方法

- ア 運転免許更新時の講習
- イ 安全運転管理者講習
- ウ 交通安全指導
- エ 自動車教習所における指導

第2節 広報

市は、市民等に対し、次により、必要な広報活動を実施する。

1 広報の内容

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する情報
- (2) 地震に関する一般的情報
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防止上とすべき行動に関する情報
- (4) 正確な情報の入手方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する情報
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する情報
- (8) 居住者等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (9) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

2 広報の方法

- (1) 講演会等の実施による広報
- (2) 社会教育等を通じた広報
 - ア 社会教育施設における講座等を通じての広報
 - イ P T A、青少年団体、女性団体等の社会教育関係団体の会議、各種講演会及び集会等を通じての広報
 - ウ その他商工団体等関係団体の諸活動を通じての広報
- (3) 広報媒体等による広報
 - ア テレビ、ラジオ、新聞等による広報
 - イ パンフレット等による広報
 - ウ ホームページ等による広報
 - エ ビデオ、スライド等による広報
 - オ その他の広報
- (4) 起震車等による広報
- (5) 相談窓口の設置

3 広報時における留意事項

- (1) 広報に当たっては、災害時要配慮者に対する十分な情報提供が行われるよう留意する。
- (2) 地域の特性を踏まえ、関係機関が相互に連携しながら、地域密着型の防災意識の高揚が図れるよう留意する。
- (3) 地理に不案内な観光客等に対する広報についても留意する。

第4章 防災訓練

市は南海トラフ地震等府域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を第2編第12章の定めるところにより実施する。

なお、防災訓練の実施にあたっては、予想される南海トラフ地震の影響が広域にわたることに配慮し、市民、関係機関との連携を図ることを特に配慮するものとする。

また、緊急地震速報を用いた防災訓練の実施についても検討する。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等

1 整備方針

地震発生時における直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、市は、南海トラフ地震法第5条第1項第1号及び令第1条の規定による地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定めてその整備に努める。

- (1) 施設全体が未完成であっても一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。
- (2) 災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。
- (3) 災害時要配慮者に配慮する。

また、避難所等についてユニバーサルデザイン仕様を検討する。

2 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備にかかる年次計画

市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備にかかる年次計画は、次に掲げる施設等について、京都府地震防災緊急事業五箇年計画において別途定めるものとする。

- (1) 避難地及び避難路
- (2) 消防用施設
- (3) 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物
- (4) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- (5) 共同溝、電線共同溝等の電線、配管等の公益物件を地下に収容するための施設
- (6) 砂防施設、保安施設、地すべり防止施設又は急傾斜地崩壊防止施設で、避難路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの
- (7) 次に掲げる施設のうち、現行の耐震基準に適合せず、改築又は補強を要するもの
 - ア 公的医療機関
 - イ 国及び地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療若しくは夜間診療を行っている病院又は救急医療に係る高度の医療を提供している病院
 - ウ 社会福祉施設
 - エ 公立の小学校、中学校
 - オ ア及びイに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建築物
- (8) 農業用排水施設であるため池で、避難路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上改修その他の整備を要するもの
- (9) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (10) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うため必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (11) 地震災害時において飲料水、食料、電源その他被災者の生活に不可欠なものを確保するため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、非常用食料の備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備
- (12) 地震災害時における応急的な措置に必要な救効用資機材その他の物資の備蓄倉庫

第6章 災害に強い安全なまちづくりの推進

南海トラフ地震による災害から、市民の生命・身体及び財産を守るため、防災関係機関は、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化や防災基盤の整備等を計画的に実施し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

第1節 住宅及び公共施設等の耐震化の推進

1 住宅その他の建築物の耐震化の推進

住宅その他の建築物については、その倒壊により人命を損なうことがあるため、市は、市耐震改修促進計画に基づき、住宅等の耐震化を促進するとともに地域全体の耐震化の推進を図るため、次の対策を進める。

- (1) 住宅の耐震化に関する意識啓発
- (2) 住宅の耐震補強や建て替えを促進する対策の実施
- (3) 耐震性の高い住宅ストックの形成の誘導
- (4) その他不特定多数の者が利用する建築物の耐震化の促進

2 公共施設等の耐震化の推進

(1) 防災上重要な公共施設の耐震化

市は、防災上重要な公共施設のリストを作成し、必要となる耐震化実施の方針を策定する。

市は、この耐震化実施の方法に則り、計画的に耐震診断を実施し、耐震改修が必要とされた施設の耐震改修を推進する。

- (2) 市以外の防災関係機関においても、災害時の拠点となる施設及び多数の者が利用する施設について、(1)に準じ、耐震化対策を推進する。
- (3) 道路・鉄道・ライフライン等主要な施設の耐震化

道路、鉄道、ライフライン等主要な施設の管理者は、必要に応じ耐震点検を行う等耐震対策を計画的かつ速やかに実施する。

第2節 文化財保護対策の実施

文化財はひとたび失われると取り戻すことができない代替性のないものであって、文化財を永く将来に伝えていくためには、不慮の被災を防止することが不可欠である。

市内には、貴重な国民的財産である文化財が存在しており、南海トラフ地震等大規模災害時においても失することのないよう、次の文化財保護対策を実施する。

1 文化財の所有者又は管理者は、次の対策を講じる。

- (1) 建造物の適切な日常管理、展示品等の転倒防止策、安全な保管場所での保管等適切な対策の実施
- (2) 第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画編 第6章 災害に強い安全なまちづくりの推進
な配置
- (3) 消火・防災訓練の実施

(4) 発災後の安全な場所への迅速な移動

- 2 市及び府は第2編第11章文化財災害予防計画に基づく対策を推進するほか、周辺市街地の不燃化対策、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策や崖崩れ防止対策などを推進する。

第3節 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は活断層による地震と比較して長周期成分を多く含み、また、地震動の継続時間も長いとされている。

このため、市は、南海トラフ地震で発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について国や研究機関と連携を図りながら、防災対策を充実させる。

第4節 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止

南海トラフ地震が数時間から数日の時間差で発生することによる被害の拡大を防ぐため、以下の対策等について検討する。

- (1) 南海トラフ地震が連続して発生した場合に生じる危険に関する啓発
- (2) 後発地震により土砂災害等が発生し、被害を受ける可能性がある地域の避難対策
- (3) 先発地震による被災建築物が、後発地震によって倒壊すること等による人的被害を防止するための、被災建築物応急危険度判定の早急な実施及び必要に応じた立入禁止措置等の実施
- (4) 先発地震による被災宅地の擁壁等が、後発地震によって崩壊することによる人的被害を防止するため、被災宅地危険度判定の早急な実施及び必要に応じた立入禁止措置等の実施

第5節 帰宅困難者対策の推進

市は、民間事業者等と協力して、公共交通機関の運行停止等により発生する帰宅困難者等の一斉徒歩帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知徹底する。また、観光客及び帰宅困難者を支援するため、一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供、徒歩帰宅者等の円滑な帰宅への支援等の対策について検討を進める。

第7章 関係者との連携協力の確保

第1節 広域防災体制の確立

南海トラフ地震においては、国及び他の都道府県と連携した対策が必要不可欠である。

このため、令和元年5月に国が改定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」と整合を図りながら、以下の対策について検討するものとする。

また、災害発生直後は受援が困難となることも想定されるため、できる限り、市内における防災関係機関等の自助努力により対応できる体制づくりを目指し、種々の対策を検討するものとする。

1 被害予測に基づく資機材、人員等の確保及び物資の備蓄

- (1) 市は物資の備蓄に努める。
- (2) 防災関係機関は、別途、被害想定等を基として、地震発生時において応急対策に必要な資機材等及び人員等を勘案し、計画的な確保に努める。
- (3) (2)において、防災関係機関間又は防災関係機関と企業等が協定等を締結する場合においては、各機関相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携協力を図る。

2 他府県との連携

- (1) 南海トラフ地震が広域同時多発災害であることを踏まえ、関西広域連合や近畿圏危機発生時の相互応援に関する協定」締結府県とより緊密に連携を取りつつ対策を推進する。また、応援・受援については関西広域連合の関西防災・減災プランに基づき体制を確立する。
- (2) 南海トラフ地震は、東海から九州までの広い範囲が被災することが想定されていることから、被災圏域外の都道府県との連携について検討を進める。

3 広域災害に対応する輸送体制の整備

- (1) 道路、その他の施設等に関し、被災状況等の収集体制の整備を推進する。
- (2) 南海トラフ地震においては、太平洋側の広い範囲での災害が想定されており、災害応急対策においては、国全体の応急対策に寄与する観点も踏まえ、次の輸送ネットワークの確保に努める。
 - ア 近接府県と連絡する幹線交通ネットワークの確保
 - イ 日本海沿岸部から府南部地域への進入ルート of 確保
- (3) 災害発生時においては、陸上輸送が困難となる事態も想定されるため、市は、ヘリコプターによる搬送に備え、ヘリポート、燃料等を確保する。

4 防災活動拠点の整備とネットワーク化

市は、次の防災活動拠点を指定し、実効的なネットワークづくりを推進する。

第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画編 第7章 関係者との連携協力の確保

- (2) 医療活動拠点
- (3) 物資搬送拠点

第2節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応

内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえ、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合、市は次のとおり対応するものとする。

1 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表

気象庁は次の条件により「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

表・南海7-2-1 南海トラフ地震に関連する情報の種類

情報名	情報発生条件
南海トラフ地震臨時情報	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

気象庁は、南海トラフ地震臨時情報の後にキーワードを付記して情報を発表する。

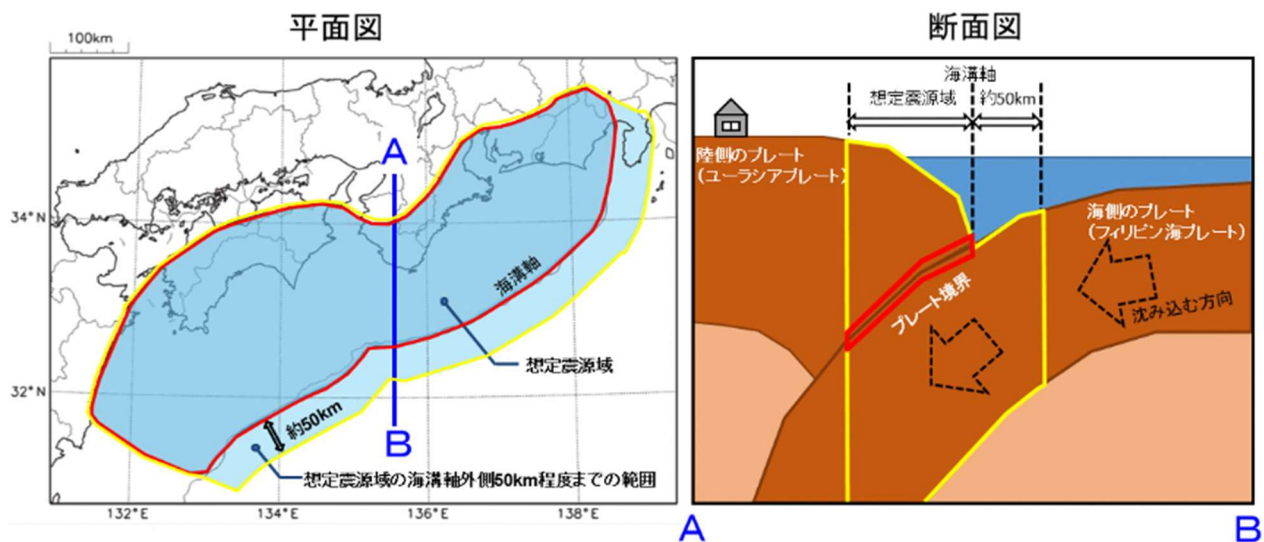
表・南海7-2-2 「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名	情報発生条件
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	・下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上（※）の地震が発生 ・1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	・監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始

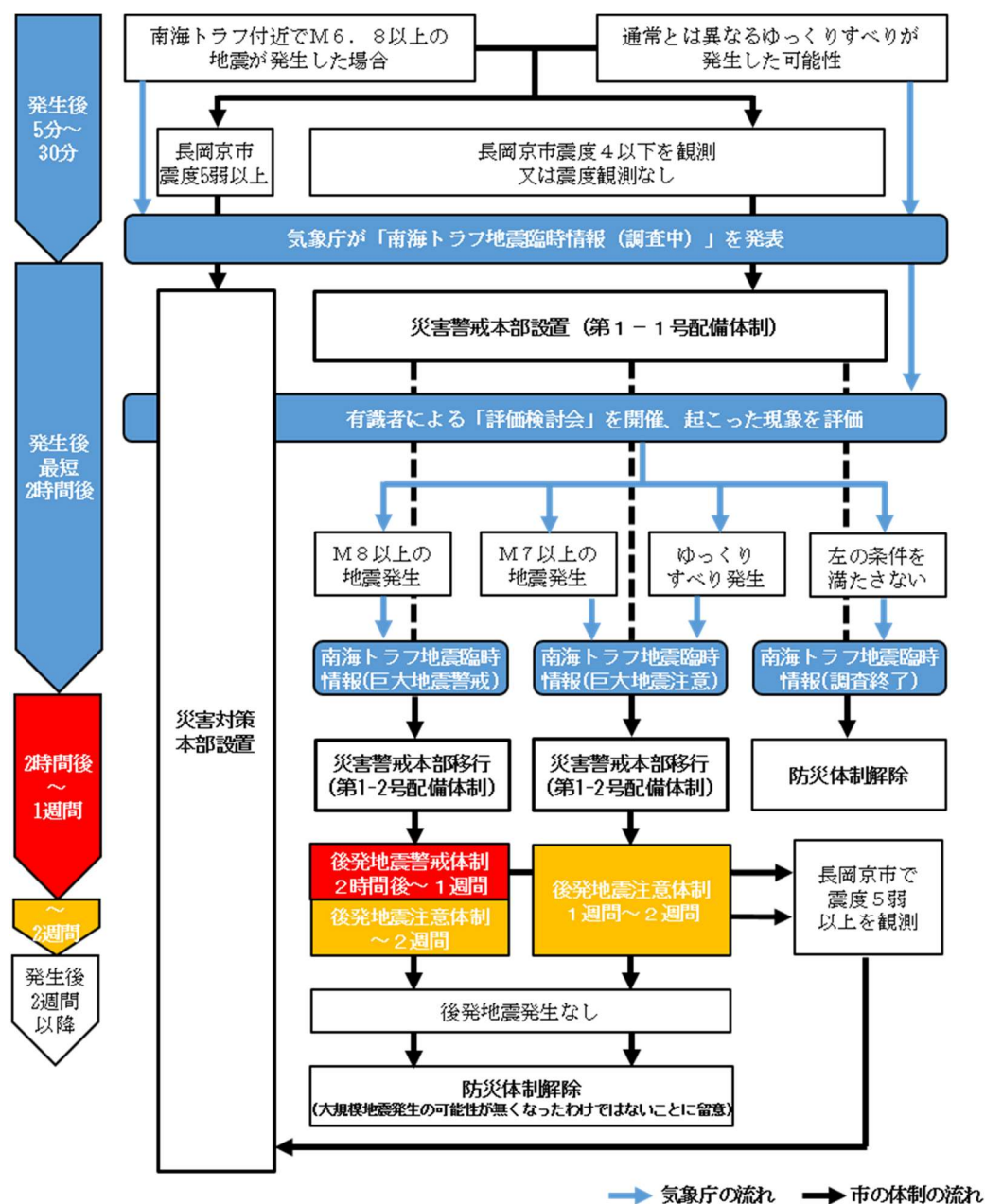
図・南海7－2－1 想定震源域内（科学的に想定される最大規模の南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013））のプレート境界部（図中赤枠部）と監視領域（想定震源域内および想定震源域の海溝軸外側50km程度：図中黄枠部）



出典：気象庁ホームページ

2 市の対応

図・南海7-2-2 南海トラフ地震臨時情報と市の防災体制



- (1) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたときは、直ちに長岡京市災害警戒本部を設置するとともに第1-1号配備体制をとり、関係部局による今後の対応を確認し、市民への広報を実施する。
- (2) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたときは、長岡京市災害警戒本部を第1-2号配備体制へ移行し、関係部局による情報収集・連絡体制の確認、必要に応じ所管する施設の点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底し、市民への広報を実施する。
- (3) 市民への広報は、一定期間、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとるなど、適切な防災対応を取るよう呼びかける。

なお、呼びかけ内容は、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家具の固定の確認、非常持出品の確認等とする。

また、地域の企業に対しては、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に個々の状況に応じて適切な防災対応をとるよう呼びかける。

- (4) 後発地震が発生しないまま時間が経過した場合は、気象庁から適宜発表される「南海トラフ地震関連解説情報」の内容に応じ、大規模地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、長岡京市災害警戒本部を閉鎖し、地震の発生に注意しながら通常の生活を行うよう市民に呼びかける。

3 市民への広報文例

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

ア 地震の発生に伴い発表する場合

南海トラフ地震臨時情報（調査中）
（本文） 長岡京市から緊急情報をお知らせします。 本日（○日）○時○分頃に○○○○○を震源とするM○.○（速報値）の地震が発生しました。 気象庁が今回発生した地震と南海トラフ地震との関連性について調査を開始しました。 南海トラフ地震で被害が想定されている長岡京市は、引き続き注意が必要です。 新たな情報が発表されしだい直ちに公表します。今後の情報に注意してください。 また、公式発表以外の情報には注意してください。特に、噂、発信元不明のSNSによる情報に惑わされないようにしてください。信頼できる情報で行動してください。

イ 通常とは異なる現象を観測した場合

南海トラフ地震臨時情報（調査中）
（本文） 長岡京市から緊急情報をお知らせします。 本日（○日）○時○分頃に○○○○○を震源とするM○.○（速報値）の地震が発生しました。 気象庁が今回発生した地震と南海トラフ地震との関連性について調査を開始しました。 南海トラフ地震で被害が想定されている長岡京市は、引き続き注意が必要です。 新たな情報が発表されしだい直ちに公表します。今後の情報に注意してください。 また、公式発表以外の情報には注意してください。特に、噂、発信元不明のSNSによる情報に惑わされないようにしてください。信頼できる情報で行動してください。

- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
（本文） 長岡京市から緊急情報をお知らせします。 本日（○日）○時○分頃に○○○○○を震源とするM○.○（速報値）の地震が発生しました。 気象庁がこの地震と南海トラフ地震との関連性について検討した結果、この地震は南海トラフ地震の想定震源域内で発生した「M8.0以上の南海トラフ地震」であり、今後も巨大地震の発生する可能性が考えられます。南海トラフ地震は同じ領域で連続して起こる可能性があります。一週間は厳重な警戒が必要です。避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家具の固定の確認、非常持出品の確認等、日頃からの地震への備えを再確認してください。 新たな情報が発表されしだい直ちに公表します。今後の情報に注意してください。 また、公式発表以外の情報には注意してください。特に、噂、発信元不明のSNSによる情報に惑わされないようにしてください。信頼できる情報で行動してください。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

（本文）

長岡京市から緊急情報をお知らせします。

本日（○日）○時○分頃に○○○○○を震源とするM○.○（速報値）の地震が発生しました。

気象庁がこの地震と南海トラフ地震との関連性について検討した結果、この地震は南海トラフ地震の想定震源域内で発生した「M7.0以上M8.0未満の南海トラフ地震」であり、今後も巨大地震の発生する可能性が考えられます。南海トラフ地震は同じ領域で連続して起こる可能性があります。一週間は厳重な警戒が必要です。避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家具の固定の確認、非常持出品の確認等、日頃からの地震への備えを再確認してください。

新たな情報が発表されしだい直ちに公表します。今後の情報に注意してください。

また、公式発表以外の情報には注意してください。特に、噂、発信元不明のSNSによる情報に惑わされないようにしてください。信頼できる情報で行動してください。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合

南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

（本文）

長岡京市から緊急情報をお知らせします。

本日（○日）○時○分頃に○○○○○を震源とするM○.○（速報値）の地震が発生しました。

気象庁がこの地震と南海トラフ地震との関連性について検討した結果、いずれの条件にも該当せず、現在のところ、南海トラフ地震発生の可能性が高まったとは考えられません。

ただし、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意し、突発地震に備えて、日頃から地震への備えをお願いします。今後の情報に注意してください。

また、公式発表以外の情報には注意してください。特に、噂、発信元不明のSNSによる情報に惑わされないようにしてください。信頼できる情報で行動してください。

(5) 外国人向け

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

南海（なんかい）トラフ地震（じしん）情報（じょうほう）

長岡京市（ながおかきょうし）からお知（し）らせします。

今日（きょう）○時（じ）○分（ふん）○○（ ）で 大（おお）きい地震（じしん）がありました。

大（おお）きい 地震（じしん）の後（あと）には、また地震（じしん）が あります。気（き）をつけて ください。

長岡京市（ながおかきょうし）からの お知（し）らせを よく見（み）てください。

うその情報（じょうほう）に 気（き）をつけて ください。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

南海（なんかい）トラフ地震（じしん）情報（じょうほう）

長岡京市（ながおかきょうし）からお知（し）らせします。

今日（きょう）○時（じ）○分（ふん）○○（ ）で 大（おお）きい地震（じしん）がありました。

この地震（じしん）は 南海（なんかい）トラフ地震（じしん）です。

後（あと）から大（おお）きい地震（じしん）があります。

1週間（しゅうかん）は 気（き）つけて ください。

長岡京市（ながおかきょうし）からの お知（し）らせを よく見（み）てください。

うその情報（じょうほう）に 気（き）をつけて ください。

ウ 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合

南海（なんかい）トラフ地震（じしん）情報（じょうほう）

長岡京市（ながおかきょうし）からお知（し）らせします。

今日（きょう） ○時（じ）○分（ふん） ○○（ ）で 大（おお）きい地震（じしん）がありました。

後（あと）には大（おお）きな地震（じしん）はありません。

長岡京市（ながおかきょうし）からの お知（し）らせを よく見（み）てください。

うその情報（じょうほう）に 気（き）をつけて ください。

第3節 防災体制に関する事項

南海トラフ地震の発生時においては、被害を防止又は軽減するため、震災編の定めるところにより、被害状況等の把握や対策要員及び資機材、必要物資等の確保、消火活動、救助・救急活動、医療活動、二次災害防止のための必要な措置、輸送活動、保健衛生活動、防疫活動等必要となる種々の対策を講ずることとするが、南海トラフ地震のような広域同時多発災害に対し、特に留意すべき点を掲げる。

1 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

- （1）地震発生時には、防災関係機関は、第3編により、すみやかに災害応急対策にあたるための体制を整える。
- （2）市その他防災関係機関における災害対策本部等の組織及び運営は、市の条例等に定めるところによるものとする。
- （3）市等の動員については、それぞれの機関において定める計画によるものとするが、計画策定に当っては、通常の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案するものとする。
- （4）設置された災害対策本部等においては、相互に緊密に連携を図るものとする。

2 地震発生時の応急対策

南海トラフ地震が発生した場合における被害の防止・軽減のため、震災編により、種々の防災対策等を講ずる。

（1）被害状況等の情報収集・伝達

- ア 被害状況等の情報収集・伝達については、第3編第2章に定めるところによるものとする。
- イ 通信設備の被災により、情報伝達網が寸断された場合にあっては、非常通信経路を用いるものとする。
- ウ 所管する公共施設等について緊急点検を行い、当該施設の被災状況等の把握及び復旧に努めるものとする。

この場合において、特に防災活動の拠点となる施設や避難地に指定されている施設の被災状況把握及び復旧に配慮するものとする。

（2）対策要員及び資機材、必要物資等の確保

ア 対策要員の確保

対策要員の配備状況を把握し、必要に応じて、府へ要員派遣応援の措置を要請する。

イ 資機材、必要物資等の確保

市は、発災後適切な時期に、資機材及び必要物資について、府及び防災関係機関が所有する備蓄量並びに協定締結業者から調達可能となる流通備蓄量を把握し、必要に応じ、供給を要請する。

(3) 応援の要請

ア 緊急消防援助隊の応援要請

災害応急対策のため必要があると認めるときは、府知事へ緊急消防援助隊の派遣を要請する。

イ 警察災害派遣隊の応援要請

警察本部長は災害応急対策のため必要があると認めるときは、管区警察局を通じて警察庁に対し、警察災害派遣隊の派遣要請を事前に連絡するとともに、派遣部隊の要請に関する公安委員会手続を行うものとする。

ウ 自衛隊の災害派遣

市は、災害応急対策のため必要があると認めるときは震災編第3編第4章に定めるところにより、自衛隊災害派遣要請を行うこととする。

エ 交通関係機関、ライフライン関係機関

交通関係機関、ライフライン関係機関においては、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、それぞれの機関が定めるところにより、関係する機関に応援を要請するものとする。